

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 19 年 7 月

**GNI**  
株式会社ジーエヌアイ

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,105,000千円(見込額)の募集及び株式476,060千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式266,370千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年7月31日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ジーエヌアイ

東京都千代田区霞が関三丁目5番1号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

## 1. 事業の概況

## 2. 業績等の推移

## 3. 事業の内容

# GNI アジアを活動拠点にしたグローバル創薬企業



## 1. 創薬パイプライン

Gu Bang (グーバン) : 医療機器 (人工骨材料)、中国で承認



F647

放射線性肺炎 (RP) : 第2相臨床 (中国)  
特発性肺線維症 (IPF) : 第2相臨床 (中国)

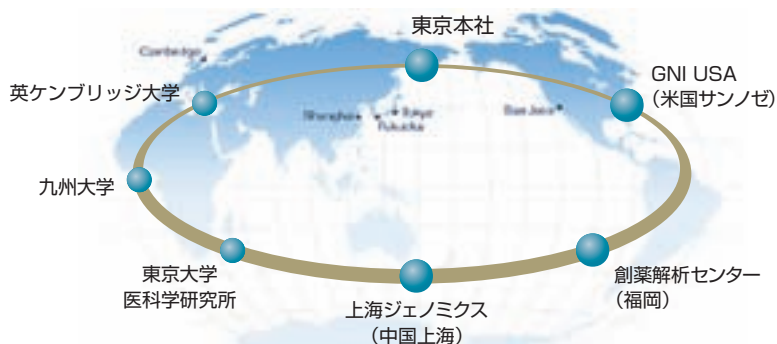
F351

肝線維症 (肝硬変) : 前臨床終了 (中国)

アジアに多い疾患を標的とした複数の  
創薬候補化合物がパイプラインに

日本と中国をベースにグローバルな展開

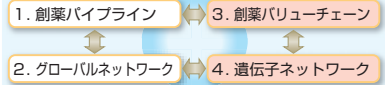
## 2. グローバルネットワーク



# 1. 事業の概況

# 2. 業績等の推移

# 3. 事業の内容



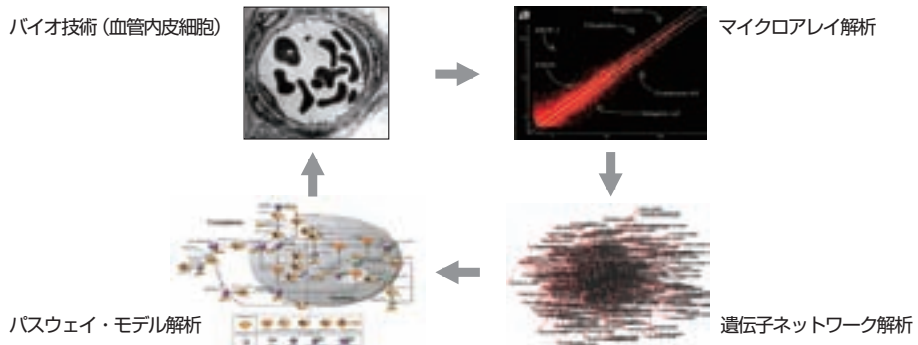
## 3. 創薬バリューチェーン



上流から下流まで一貫したプロセスを持つ

ゲノム情報に基づく「遺伝子ネットワーク」や  
先端技術を活用した創薬活動

## 4. 遺伝子ネットワーク



## 1 当社グループの事業概要

当社グループは、アジアに患者の多い疾患を適応症とした複数の創薬候補化合物をパイプラインに持ち、全遺伝子（ゲノム）レベルの遺伝子情報を有効利用する「遺伝子ネットワーク」技術や先端ゲノム技術を活用してゲノム創薬活動を行っている創薬企業グループであります。自社の研究開発から出てきた創薬候補物により、開発パイプラインを充実させると同時に、その一部を外部製薬企業にも共同研究を通じて提供し、さらなる価値創造につなげております。さらに現在でも遺伝子ネットワークを活用したターゲット遺伝子の絞り込みや、先端ゲノム技術を利用した新規ターゲット遺伝子に作用する創薬候補物探索を行っており、医薬品を自社の創薬プロセスから生み出すことが可能であると考えております。

当社の連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.は、中国における臨床試験及び医薬品の開発を、また100%子会社であるGNI USA, Inc.は、米国における当社事業のマーケティング等を行っております。当社グループの事業は単一セグメントであるため、事業の種類別セグメントの区分を行っておりません。

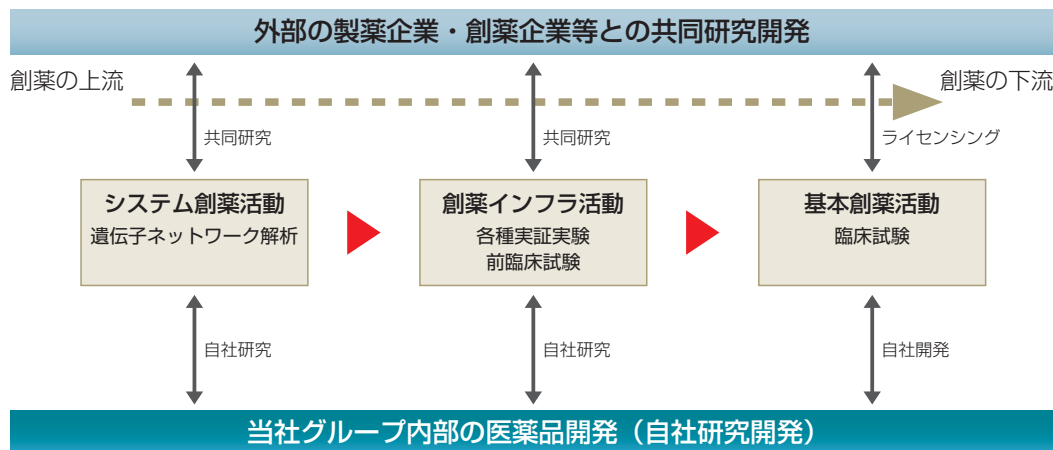
## 2 当社グループの特色

当社グループは、①複数の創薬候補化合物を有し日本や中国などのアジアに患者の多い疾患を標的とした治療薬を開発していること、②遺伝子ネットワークというゲノム解析技術を活用して将来の創薬パイプラインを自社で生み出す技術を持っていること、③英国のヒト細胞ベースのゲノム研究や中国での臨床試験や各種実証試験などの創薬プロセス（上流から下流まで）を有していること、などを特色としています。特に遺伝子ネットワークは、遺伝子間の因果関係を発現レベルで可視化し解明する解析技術で、従来の創薬に比べて疾患に対する治療効果がより高かつ副作用のより少ない医薬品を生み出すことのできる合理的な「システム創薬」を可能にすると考えております。

当社グループの手がける事業は、創薬プロセスの上流から下流に関わる3つの創薬活動から成り立っております。

- (i) システム創薬活動（創薬プロセスの上流）…当社グループが独自に（もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて）、遺伝子ネットワーク技術や先端ゲノム技術を活用して、ターゲット遺伝子または既存化合物の作用機序（作用のメカニズム）の解明や未知遺伝子に関する機能推定などを行う活動であります。
- (ii) 創薬インフラ活動（同中流）…当社グループが独自に（もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて）、各種実証実験や前臨床試験などを実施する活動であります。
- (iii) 基本創薬活動（同下流）…当社グループが独自に開発した（もしくは外部からライセンスを受けた）創薬候補化合物等の臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を企画実行するという活動であります。

### <医薬品開発のための仕組み1>



これら3つの創薬活動、すなわち「システム創薬活動」（創薬プロセスの上流）「創薬インフラ活動」（同中流）「基本創薬活動」（同下流）は、当社グループにおける一貫した創薬活動であります。当社グループの事業的な特色は、これら上流から下流までの大部分のプロセスでの事業活動を自前で行える点であります。当社グループにおける創薬プロセスをより具体的に見ると、(1) 遺伝子ネットワークの技術（日本、英国）を活用した遺伝子ターゲットの探索、(2) 先端ゲノム技術（中国、英国）を活用した各種実証研究や創薬候補物の探索、(3) 前臨床試験・臨床試験のマネジメント能力（中国）の3つを持つことが当社グループの特徴となっております。(1)と(2)は創薬プロセスの上流から中流の工程、(3)は下流の工程に対応しております。他の創薬ベンチャー企業の一般的な事業モデルは、上流工程だけを自社で行い、下流工程は外部の製薬企業との戦略提携に頼るといえるものでありますが、その場合には臨床試験等のコスト負担が軽減する一方で、大きな収益がアライアンス先の製薬企業に移転してしまうというデメリットがあります。逆に、臨床試験や製造販売などを自社で行う場合には、大きなコスト負担が生じることになりますが、他方より高い利益率を享受できるようになるのが通例です。収益増加とコスト軽減の両立を図るため当社グループは平成18年7月にBeijing Continent Pharmaceutical Co.,Ltd.への資本参加（12%）を行いました。これによって、製造販売までを当社バリューチェーン（価値連鎖）に含めることが可能となっております。

### 3 2つの創薬アプローチ

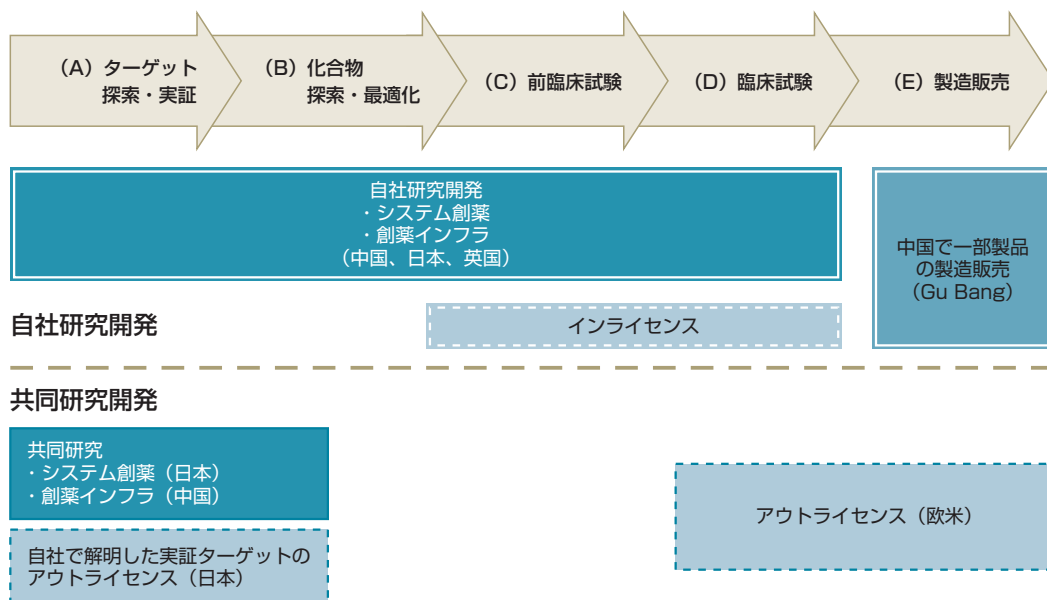
当社グループの創薬活動は、大きく分けて、①自社で創薬の実現を進める「自社研究開発」と、②外部企業との共同で創薬を進める「共同研究開発」、という2つのアプローチを取っております。また当社グループが関わる創薬段階は、(A)ターゲット探索・実証段階、(B)化合物探索・最適化段階、(C)前臨床試験段階、(D)臨床試験段階、(E)製造販売段階の5つに分けられます。

①の自社研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階から(D)の臨床試験段階までを一貫して社内で実現しております。また医薬品としての承認を受けた後の(E)製造販売を実現するために、平成18年にBeijing Continent Pharmaceutical Co.,Ltd.（中国）に投資を行っております。

②の共同研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階での活動に強みがあります。日本では遺伝子ネットワークを活用した研究プロジェクト（富山化学工業株式会社等）、中国では先端ゲノム技術を活用して国際的な製薬会社との研究プロジェクトを行っております。

#### <医薬品開発のための仕組み2>

<研究開発ステージ>



※点線で囲まれた項目については、すでに活動を行っておりますが、成約等の実績はありません。

## ▶ 主要な経営指標等の推移

回次 決算年月	第2期 平成15年3月	第3期 平成16年3月	第4期 平成17年3月	第5期 平成18年3月	第6期 平成19年3月
<b>(1) 連結経営指標等</b>					
売上高 (千円)	—	—	—	168,861	247,819
経常損失 (千円)	—	—	—	632,550	922,690
当期純損失 (千円)	—	—	—	604,226	933,845
純資産額 (千円)	—	—	—	1,990,848	2,984,654
総資産額 (千円)	—	—	—	2,397,631	3,361,820
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	38.48	47.75
1株当たり当期純損失金額 (円)	—	—	—	13.81	16.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	—	83.0	86.5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△561,430	△780,939
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△694,997	△186,191
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	2,183,278	1,854,391
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	1,394,170	2,284,672
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	—	—	89 (2)	111 (7)
<b>(2) 提出会社の経営指標等</b>					
売上高 (千円)	35,146	28,662	25,538	65,446	103,975
経常損失 (千円)	40,761	119,307	250,469	424,684	893,275
当期純損失 (千円)	41,121	47,855	273,147	447,462	892,659
資本金 (千円)	40,000	253,603	347,853	1,487,108	2,407,608
発行済株式総数 (株)	800	22,528,431	25,428,431	51,731,831	60,881,831
純資産額 (千円)	△10,524	368,827	284,179	2,115,225	3,063,565
総資産額 (千円)	50,339	392,267	535,772	2,327,328	3,317,477
1株当たり純資産額 (円)	△13,155.27	16.37	11.18	40.89	50.32
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失金額 (円)	54,302.63	2.56	12.12	10.21	15.91
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	94.0	53.0	90.9	92.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	4	4	5	9	17

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2 当社は第5期より連結財務諸表を作成しております。  
3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期は潜在株式が存在しないため、第3期から第6期は潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。  
4 第2期は、35,146千円の売上高を計上しましたが、営業経費の増加により、経常損失、当期純損失を計上しました。  
5 第3期は、GNI USA, Inc. の設立及びGene Networks, Inc. の解散に伴う顧問料等の管理費用が大幅に増加したため、119,307千円の経常損失を計上しました。また、Gene Networks, Inc. からの債務免除益72,032千円を計上したため、当期純損失は、47,855千円となりました。  
6 第4期は、富山化学工業株式会社及びケンブリッジ大学との共同研究開始に伴い研究開発費が117,943千円に増加したため、250,469千円の経常損失を計上しました。  
7 第5期連結会計年度は、168,861千円の売上高を計上しましたが、研究開発費、顧問料、連結調整勘定償却額等の費用の増加により、経常損失、当期純損失を計上しました。  
8 第5期事業年度は、Shanghai Genomics, Inc. の子会社化に伴う顧問料等の管理費用が増加したこと、研究開発費を146,943千円したこと等により、424,684千円の経常損失を計上しました。  
9 第6期連結会計年度は、受託研究先の拡充により売上高は増加しましたが、研究開発費が384,531千円に増加したこと、他部門充実に伴う人件費の増加等により、922,690千円の経常損失を計上しました。  
10 第6期事業年度は、受託研究先の拡充により売上高は増加しましたが、Shanghai Genomics, Inc. との共同研究拡大に伴い研究開発費が518,366千円に増加したこと、他部門充実に伴う人件費の増加等により、893,275千円の経常損失を計上しました。  
11 第2期の自己資本比率については、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。  
12 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。  
13 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。  
14 純資産額の算定にあたり、第6期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。  
15 当社は必ず監査法人により、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を第5期より受けております。なお第2期、第3期及び第4期の数値は必ず監査法人の監査を受けておりません。  
16 当社は、平成15年4月26日における発行済株式総数(800株)を14,761,031株に株式分割しております。そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の作成上の留意点について」(平成18年4月28日付東証上審第178号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお第2期、第3期及び第4期の数値は必ず監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月	第2期 平成15年3月	第3期 平成16年3月	第4期 平成17年3月	第5期 平成18年3月	第6期 平成19年3月
1株当たり純資産額 (円)	△0.71	16.37	11.18	40.89	50.32
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失金額 (円)	2.94	2.56	12.12	10.21	15.91
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—

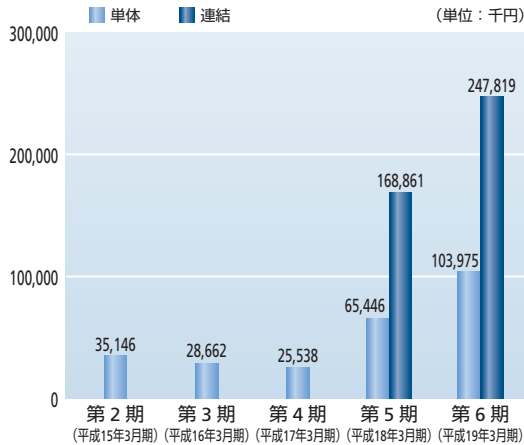


# 1. 事業の概況

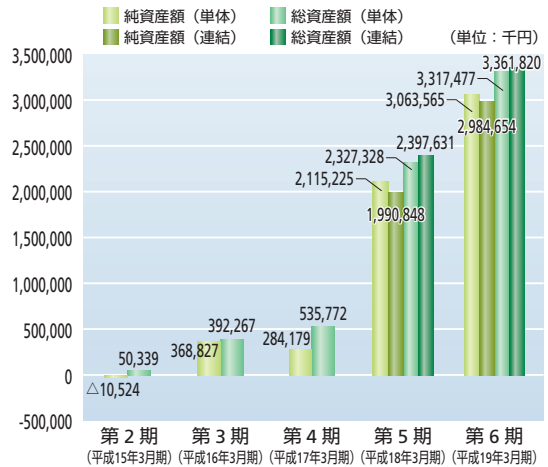
# 2. 業績等の推移

# 3. 事業の内容

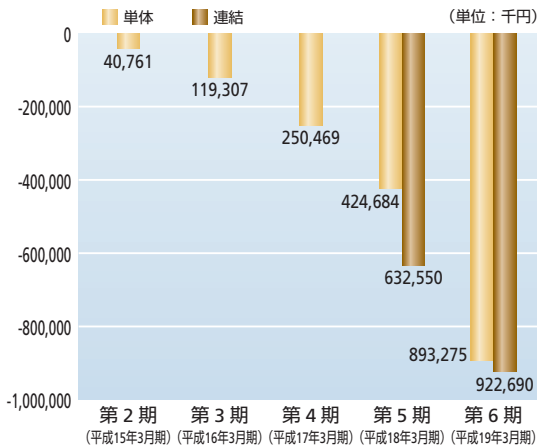
## ▶ 売上高



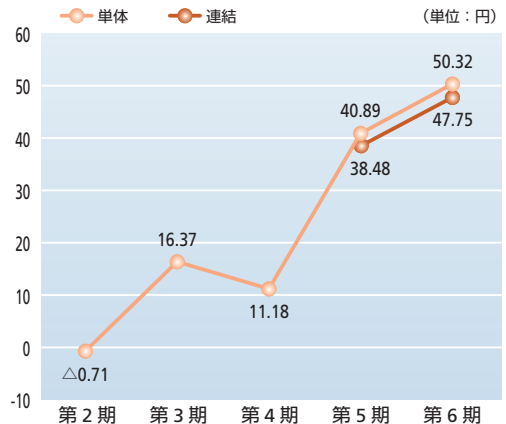
## ▶ 純資産額／総資産額



## ▶ 経常損失

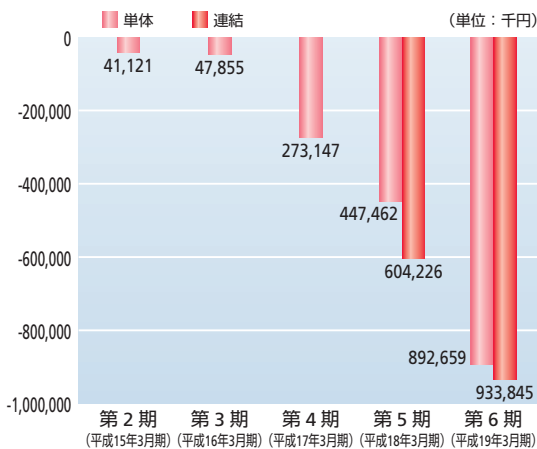


## ▶ 1株当たり純資産額

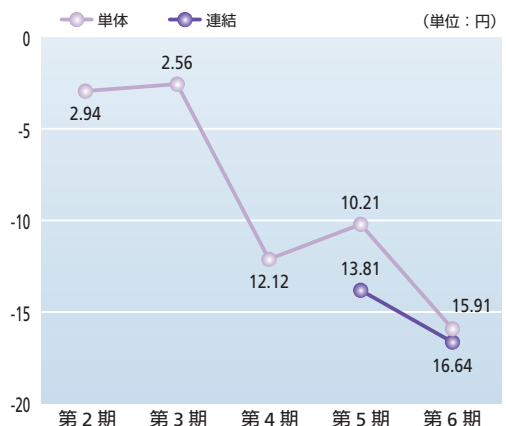


(注) 当社は平成15年4月26日における発行済株式総数(800株)を14,761,031株に株式分割しております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

## ▶ 当期純損失



## ▶ 1株当たり当期純損失金額



(注) 当社は平成15年4月26日における発行済株式総数(800株)を14,761,031株に株式分割しております。上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

## 1 基本創薬活動

当社グループの開発品目構成は以下の通りです。

### 医療機器

開発品	適応症等	ステージ	開発地域	備考
Gu Bang (グーバン)	医療機器 (人工骨材料)	承認 (平成18年3月)	中国	—

### 医薬品

開発品	適応症等	ステージ	開発地域	備考
F647	放射線性肺炎 (RP)	第2相臨床試験 (平成17年12月開始)	中国	経口 非ステロイド
F647	特発性肺線維症 (IPF)	第2相臨床試験 (平成18年2月開始)	中国	経口 非ステロイド
F351	肝線維症 (肝硬変)	前臨床試験終了 新薬治験申請 (平成18年12月)	中国	経口 非ステロイド

#### ①医療機器 (商品名: Gu Bang)

Gu Bangは、人工骨の一種であります。すでに平成18年3月に中国国家食品薬品监督管理局(SFDA)から製造販売に関する認可を受け、中国国内で販売を行っております。

#### ②肺線維症治療薬 (F647: 第2相臨床開発段階)

F647は抗線維形成化合物であり、適応症として肺線維症をターゲットにしております。平成17年10月までに第1相臨床試験を終了し、現在、(1)放射線性肺炎 (RP) 治療と(2)特発性肺線維症 (IPF) 治療の2つの第2相臨床試験に入っております。

#### ③肝線維症治療薬 (F351: 新薬治験申請段階)

F351も抗線維形成化合物ですが、適応症は肝線維症です。前臨床試験が終了し、平成18年12月に新薬治験申請 (IND) を行っております。

## 2 その他創薬活動

その他創薬活動には、システム創薬活動と創薬インフラ活動の2つの事業活動が含まれております。

システム創薬活動は、当社グループのコア技術である遺伝子ネットワークを用いた研究活動で、多数のターゲット候補を合理的に少数に絞込むことが可能になるため、ターゲット実証実験の負荷軽減が期待されております。創薬インフラ活動は、主に中国においてShanghai Genomics, Inc.が保有する先端ゲノム技術を用いて、当社グループ内での医薬品開発又は外部との共同開発を支援する活動であります。現在複数の国際的製薬企業との共同研究を実施しております。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	2
第1 【募集要項】 .....	2
1 【新規発行株式】 .....	2
2 【募集の方法】 .....	3
3 【募集の条件】 .....	4
4 【株式の引受け】 .....	5
5 【新規発行による手取金の使途】 .....	6
第2 【売出要項】 .....	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 .....	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 .....	9
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	10
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	11
第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】 .....	12
第二部 【企業情報】 .....	13
第1 【企業の概況】 .....	13
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	13
2 【沿革】 .....	16
3 【事業の内容】 .....	17
4 【関係会社の状況】 .....	29
5 【従業員の状況】 .....	29
第2 【事業の状況】 .....	30
1 【業績等の概要】 .....	30
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	31
3 【対処すべき課題】 .....	32
4 【事業等のリスク】 .....	33
5 【経営上の重要な契約等】 .....	39
6 【研究開発活動】 .....	42
7 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	45
第3 【設備の状況】 .....	46
1 【設備投資等の概要】 .....	46
2 【主要な設備の状況】 .....	46
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	47

第4	【提出会社の状況】	48
1	【株式等の状況】	48
2	【自己株式の取得等の状況】	137
3	【配当政策】	137
4	【株価の推移】	137
5	【役員の状況】	138
6	【コーポレート・ガバナンスの状況】	141
第5	【経理の状況】	143
1	【連結財務諸表等】	144
(1)	【連結財務諸表】	144
(2)	【その他】	184
2	【財務諸表等】	185
(1)	【財務諸表】	185
(2)	【主な資産及び負債の内容】	200
(3)	【その他】	201
第6	【提出会社の株式事務の概要】	202
第7	【提出会社の参考情報】	203
1	【提出会社の親会社等の情報】	203
2	【その他の参考情報】	203
第四部	【株式公開情報】	204
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	204
第2	【第三者割当等の概況】	204
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	204
2	【取得者の概況】	213
3	【取得者の株式等の移動状況】	229
第3	【株主の状況】	230

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年7月31日

【会社名】 株式会社ジーエヌアイ

【英訳名】 G N I L t d .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 C E O 佐保井 久理須

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目5番1号

【電話番号】 (03)3580局0751番

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務 C F O 鈴木 勘一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目5番1号

【電話番号】 (03)3580局0751番

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務 C F O 鈴木 勘一郎

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額  
ブックビルディング方式による募集 1,105,000,000円  
売出金額  
(引受人の買取引受けによる売出し)  
ブックビルディング方式による売出し 476,060,000円  
(オーバーアロットメントによる売出し)  
ブックビルディング方式による売出し 266,370,000円  
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の  
払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時  
における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数(株)
普通株式	10,000,000(注)2.

(注)1.平成19年7月31日開催の取締役会決議によっております。

2.発行数については、平成19年8月14日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3.上記とは別に、平成19年7月31日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,049,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2【募集の方法】

平成19年8月22日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成19年8月14日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	10,000,000	1,105,000,000	598,000,000
計（総発行株式）	10,000,000	1,105,000,000	598,000,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成19年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成19年8月22日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（130円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,300,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	1,000	自 平成19年8月23日(木) 至 平成19年8月28日(火)	未定 (注)4.	平成19年8月30日(木)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成19年8月14日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年8月22日に引受価額と同時に決定する予定であります。仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成19年8月14日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成19年8月22日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成19年7月31日開催の取締役会において、平成19年8月22日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株券受渡期日は、平成19年8月31日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 申込みに先立ち、平成19年8月15日から平成19年8月21日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。  
販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。



【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番2号
株式会社みずほ銀行 神谷町支店	東京都港区虎ノ門五丁目1番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成19年8月30日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号		
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
計	-	10,000,000	-

(注) 1. 平成19年8月14日(火)開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成19年8月22日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、100,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

## 5【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,196,000,000	24,000,000	1,172,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(130円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2)【手取金の使途】

上記の手取概算額1,172,000千円については、平成20年年3月期及び平成21年3月期の研究開発費用(1,028,000千円)、長期借入金の返済(100,000千円)、及び研究用ソフトウェアの改良(44,000千円)に充当する予定であります。

- (注)「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限245,060千円については、その金額を平成20年3月期の研究開発費用に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成19年8月22日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	3,662,000	476,060,000	200 Song Tao Road, Apt. 33-302 Zhangjiang Hi-Tech Park Pudong, Shanghai, 201203 China イン・ルオ 647,000株 Nan Dan East Road, Lane 99, 19/11c, Shanghai, China 200030 ジュン・ウー 647,000株 東京都港区芝浦3-11-13 SUDOBLD, 5F クリティカルテックノロジー号 投資事業有限責任組合 500,000株 福岡市早良区百道浜4-31-10 アトモスもち1605号 佐保井 久理須 431,000株 東京都港区虎ノ門4-1-1 虎ノ門パストラル本館7F バイオテックヘルスケア号 投資事業有限責任組合 400,000株 東京都中央区京橋2-14-1 三菱UFJキャピタル株式会社 300,000株 福岡市中央区天神4丁目3番30号 天神ビル新館6階 九州ベンチャー投資事業有限責任組合 180,000株 東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル 野村アール・アンド・エー 第二号投資事業有限責任組合 115,000株 85 Bell Rd. Remuera, Auckland, New Zealand Cristin Print 81,000株 福岡県福岡市南区松原7-31-17 久原 哲 74,000株 東京都杉並区桃井3-6-1-1120 宮野 悟 74,000株 福岡県福岡市東区名島4-40-27 田代 康介 71,000株 14 Hertford Street, Cambridge, CB4 3AG, United Kingdom スティーブン・スミス 71,000株 12 field Way, Cambridge, CB1 8RW, England Stephen Charnock-Jones 71,000株
計(総売出株式)	-	3,662,000	476,060,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(130円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
6. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (1)【入札方式】

#### 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受 付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成19年 8月23日(木) 至 平成19年 8月28日(火)	1,000	未定 (注)2.	引受人 の本店 及び全 国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目9 番1号 野村證券株式会社	未定 (注)3.

(注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の  
(注)1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。た  
だし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、  
売出価格決定日（平成19年8月22日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額  
の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株券受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42  
条に従い、一括して機構に預託されますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。  
なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場（売買開始）日以降に証  
券会社を通じて株券が交付されます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし  
ます。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の  
(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	2,049,000	266,370,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 2,049,000株
計(総売出株式)	-	2,049,000	266,370,000	-

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成19年7月31日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,049,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（130円）で算出した見込額であります。

#### 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

##### (1)【入札方式】

###### 【入札による売出し】

該当事項はありません。

###### 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1.	自 平成19年 8月23日(木) 至 平成19年 8月28日(火)	1,000	未定 (注)1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株券受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株券受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場（売買開始）日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、申込みをします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

### 第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式株券について、野村證券株式会社を主幹事証券会社（以下「主幹事会社」という。）として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

#### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である佐保井久理項（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成19年7月31日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式2,049,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 2,049,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	割当価格を基礎とし、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成19年10月1日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成19年8月14日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成19年8月22日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成19年8月31日から平成19年9月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

#### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人かつ売出人である佐保井久理項及び売出人であるイン・ルオ、ジュン・ウー、クリティカルテクノロジー号投資事業有限責任組合、バイオテックヘルスケア号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル株式会社、九州ベンチャー投資事業有限責任組合、野村アール・アンド・エー第二号投資事業有限責任組合、Cristin Print、久原哲、宮野悟、スティーブン・スミス、Stephen Charnock-Jones、田代康介並びに当社株主であるHealthcare Partners II LP、ラルクCCP7投資事業組合、アイビーアールV-2号投資事業組合、ラルクCCP5投資事業組合、テラメックス株式会社、トミーデジタルバイオロジー株式会社、プロフェッショナルプラットフォーム号投資事業有限責任組合、株式会社富士通九州システムエンジニアリング、和田稔、和田親、江崎茂子、大箸幸雄、立花寛茂、江崎宣勝、伊藤洋之、学校法人早稲田大学は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成20年2月26日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の2倍以上であって、取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う取引所での売却等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成19年7月31日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。



## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (千円)	-	-	-	168,861	247,819
経常損失 (千円)	-	-	-	632,550	922,690
当期純損失 (千円)	-	-	-	604,226	933,845
純資産額 (千円)	-	-	-	1,990,848	2,984,654
総資産額 (千円)	-	-	-	2,397,631	3,361,820
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	38.48	47.75
1株当たり当期純損失金額 (円)	-	-	-	13.81	16.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	83.0	86.5
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	561,430	780,939
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	694,997	186,191
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	2,183,278	1,854,391
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	1,394,170	2,284,672
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	-	-	-	89 (2)	111 (7)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第5期より連結財務諸表を作成しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 第5期は、168,861千円の売上高を計上しましたが、研究開発費、顧問料、連結調整勘定償却額等の費用の増加により、経常損失、当期純損失を計上しました。

6. 第6期は、受託研究先の拡充により売上高は増加しましたが、研究開発費が384,531千円に増加したこと、他部門充実に伴う人件費の増加等により、922,690千円の経常損失を計上しました。

7. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

8. 純資産額の算定にあたり、第6期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
9. 当社はあずさ監査法人により、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を第5期より受けておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (千円)	35,146	28,662	25,538	65,446	103,975
経常損失 (千円)	40,761	119,307	250,469	424,684	893,275
当期純損失 (千円)	41,121	47,855	273,147	447,462	892,659
資本金 (千円)	40,000	253,603	347,853	1,487,108	2,407,608
発行済株式総数 (株)	800	22,528,431	25,428,431	51,731,831	60,881,831
純資産額 (千円)	10,524	368,827	284,179	2,115,225	3,063,565
総資産額 (千円)	50,339	392,267	535,772	2,327,328	3,317,477
1株当たり純資産額 (円)	13,155.27	16.37	11.18	40.89	50.32
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	54,302.63	2.56	12.12	10.21	15.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	94.0	53.0	90.9	92.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	4	4	5	9	17

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期は潜在株式が存在しないため、第3期から第6期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 第2期は、35,146千円の売上高を計上しましたが、営業経費の増加により、経常損失、当期純損失を計上しました。
4. 第3期は、GNI USA, Inc. の設立及びGene Networks, Inc. の解散に伴う顧問料等の管理費用が大幅に増加したため、119,307千円の経常損失を計上しました。また、Gene Networks, Inc. からの債務免除益72,032千円を計上したため、当期純損失は、47,855千円となりました。
5. 第4期は、富山化学工業株式会社及びケンブリッジ大学との共同研究開始に伴い研究開発費が117,943千円に増加したため、250,469千円の経常損失を計上しました。
6. 第5期は、Shanghai Genomics, Inc. の子会社化に伴う顧問料等の管理費用が増加したこと、研究開発費を146,943千円計上したこと等により、424,684千円の経常損失を計上しました。

7. 第6期は、受託研究先の拡充により売上高は増加しましたが、Shanghai Genomics, Inc. との共同研究拡大に伴い研究開発費が518,366千円に増加したこと、他部門充実に伴う人件費の増加等により、893,275千円の経常損失を計上しました。
8. 第2期の自己資本比率については、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
9. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
10. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
11. 純資産額の算定にあたり、第6期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
12. 当社はあずさ監査法人により、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を第5期より受けております。なお第2期、第3期及び第4期の数値はあずさ監査法人の監査を受けておりません。
13. 当社は、平成15年4月26日における発行済株式総数（800株）を14,761,031株に株式分割しております。そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書（1の部）の作成上の留意点について」（平成18年4月28日付東証上審第178号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお第2期、第3期及び第4期の数値はあずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
1株当たり純資産額 (円)	0.71	16.37	11.18	40.89	50.32
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	2.94	2.56	12.12	10.21	15.91
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-

## 2【沿革】

年月	事項
平成13年11月	システム創薬の実現を目的として、米国法人Gene Networks, Inc.の日本法人として株式会社ジーエヌアイを東京都渋谷区に設立。
平成13年12月	福岡県久留米市の久留米リサーチパーク内に久留米研究ラボを開設。
平成14年7月	創薬の可能性のあるターゲット（複数）の特許申請。
平成15年1月	富山化学工業㈱と真菌の遺伝子ネットワークに関する共同研究契約を締結。
平成15年9月	米国法人GNI USA, Inc.（現・連結子会社）を当社の100%子会社として設立。
平成15年12月	米国法人Gene Networks, Inc.の財産をGNI USA, Inc.（現・連結子会社）に移転し、同社は解散。
平成16年3月	英ケンブリッジ大学と血管内皮細胞に関する共同研究契約を締結。
平成16年9月	富山化学工業㈱と遺伝子ネットワークを利用した創薬に関する共同研究契約を締結。
平成16年10月	ヒト遺伝子ネットワークを構築。
平成17年5月	中国法人Shanghai Genomics, Inc.（現・連結子会社）の持分76.74%を取得。
平成17年5月	F647（肺線維症治療薬）の第1相臨床試験（中国）を開始。
平成17年6月	本店を東京都港区に移転。
平成17年12月	F647のRP（放射線性肺炎）を適応症とする第2相臨床試験（中国）を開始。
平成18年2月	F647のIPF（特発性肺線維症）を適応症とする第2相臨床試験（中国）を開始。
平成18年2月	久留米研究ラボを閉鎖して、福岡県福岡市早良区に「GNI創薬解析センター」を開設。
平成18年7月	中国法人Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分12%を取得。
平成18年12月	F351（肝線維症治療薬）の新薬治験申請（中国）を実施。
平成19年5月	本店を東京都千代田区に移転。
平成19年6月	中国法人Shanghai Genomics, Inc.を100%子会社化する持分追加取得の契約を締結。

### 3【事業の内容】

#### (1)事業の概要

##### 1)当社グループの事業概要

当社グループは、アジアに患者の多い疾患を適応症とした複数の創薬候補化合物をパイプラインに持ち、全遺伝子(ゲノム)レベルの遺伝子情報を有効利用する「遺伝子ネットワーク」技術や先端ゲノム技術を活用して創薬活動を行っている創薬企業グループであります。自社の研究開発から出てきた創薬候補物より、開発パイプラインを充実させると同時に、その一部を外部製薬企業にも共同研究を通じて提供し、さらなる価値創造につなげております。さらに現在でも遺伝子ネットワークを活用したターゲット遺伝子の絞込みや、先端ゲノム技術を利用した新規ターゲット遺伝子に作用する創薬候補物探索を行っており、医薬品を自社の創薬プロセスから生み出すことが可能であると考えております。

当社の連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.は、中国における臨床試験及び医薬品の開発を、また100%子会社であるGNI USA, Inc.は、米国における当社事業のマーケティング等を行っております。当社グループの事業は単一セグメントであるため、事業の種類別セグメントの区分を行っておりません。

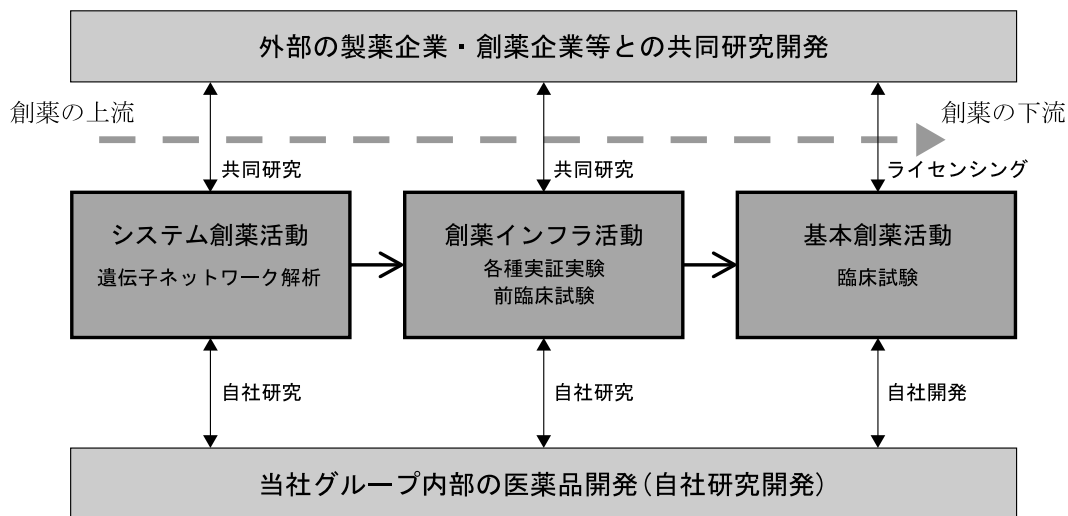
##### 2)当社グループの特色

当社グループは、複数の創薬候補化合物を有し、日本や中国などのアジアに患者の多い疾患を標的にした治療薬を開発していること、遺伝子ネットワークというゲノム解析技術を活用して将来の創薬パイプラインを自社で生み出す技術を持っていること、英国のヒト細胞ベースのゲノム研究や中国での臨床試験やバイオ実証試験などの創薬プロセス(上流から下流まで)を有していること、などを特色としています。特に遺伝子ネットワークは、遺伝子間の因果関係を発現レベルで可視化し解明する解析技術で、従来の創薬に比べて疾患に対する治療効果がより高くかつ副作用のより少ない医薬品を生み出すことのできる合理的な「システム創薬」を可能にすると考えております。

当社グループの手がける事業は、創薬プロセスの上流から下流に関わる3つの創薬活動から成り立っております。

- ( ) システム創薬活動(創薬プロセスの上流)・・・当社グループが独自に(もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて)、遺伝子ネットワーク技術や先端ゲノム技術を活用して、ターゲット遺伝子または既存化合物の作用機序(作用のメカニズム)の解明や未知遺伝子に関する機能推定などを行う活動であります。
- ( ) 創薬インフラ活動(同中流)・・・当社グループが独自に(もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて)、各種実証実験や前臨床試験などを実施する活動であります。
- ( ) 基本創薬活動(同下流)・・・当社グループが独自に開発した(もしくは外部からライセンスを受けた)創薬候補化合物等の臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を企画実行するという活動であります。

## < 医薬品開発のための仕組み 1 >



これら3つの創薬活動、すなわち「基本創薬活動」（創薬プロセスの下流）「創薬インフラ活動」（同中流）「システム創薬活動」（同上流）は、当社グループにおける一貫した創薬活動であります。当社グループの事業的な特色は、これら上流から下流までの大部分のプロセスでの事業活動を自前で行える点であります。当社グループにおける創薬プロセスをより具体的に見ると、(1)遺伝子ネットワークの技術（日本、英国）を活用した遺伝子ターゲットの探索、(2)先端ゲノム技術（中国、英国）を活用した各種実証研究や創薬候補物の探索、(3)前臨床試験・臨床試験のマネジメント能力（中国）の3つを持つことが当社グループの特徴となっております。(1)と(2)は創薬プロセスの上流から中流の工程、(3)は下流の工程に対応しております。他の創薬ベンチャー企業の一般的な事業モデルは、上流工程だけを自社で行い、下流工程は外部の製薬企業との戦略提携に頼るというものですが、その場合には臨床試験等のコスト負担が軽減する一方で、大きな収益がアライアンス先の製薬企業に移転してしまうというデメリットがあります。逆に、臨床試験や製造販売などを自社で行う場合には、大きなコスト負担が生じることになりますが、他方でより高い利益率を享受できるようになるのが通例です。収益増加とコスト軽減の両立を図るため当社グループは平成18年7月にBeijing Continent Pharmaceutical Co.,Ltd.への資本参加(12%)を行いました。これによって、製造販売までを当社バリューチェーン（価値連鎖）に含めることが可能となっております。

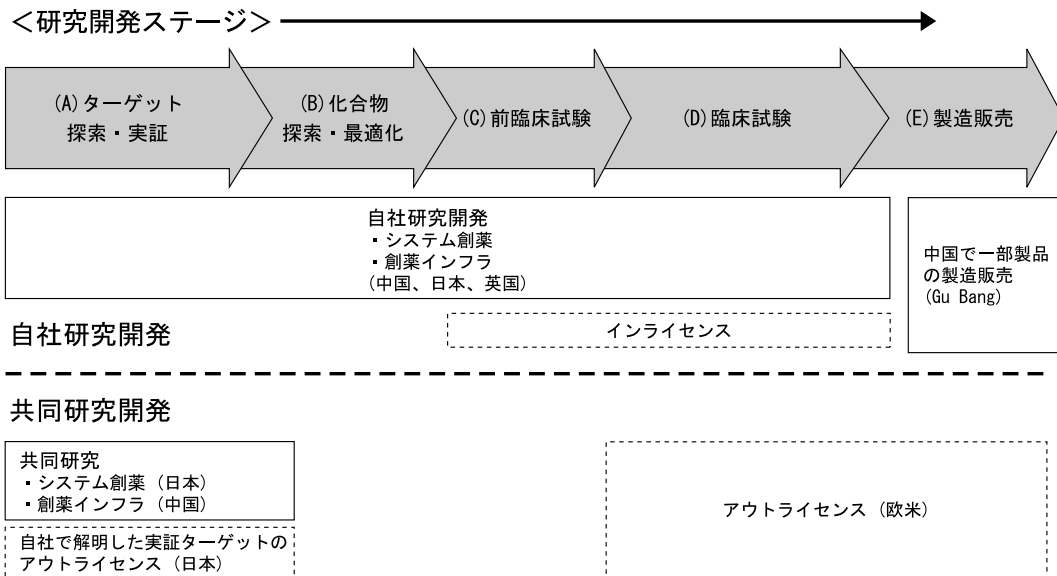
### 3) 2つの創薬アプローチ

当社グループの創薬活動は、大きく分けて、自社で創薬の実現を進める「自社研究開発」と、外部企業との共同で創薬を進める「共同研究開発」、という2つのアプローチを取っております。また当社グループが関わる創薬段階は、(A)ターゲット探索・実証段階、(B)化合物探索・最適化段階、(C)前臨床試験段階、(D)臨床試験段階、(E)製造販売段階の5つに分けられます。

の自社研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階から(D)の臨床試験段階までを一貫して社内で実現しております。また医薬品としての承認を受けた後の(E)製造販売を実現するために、平成18年にBeijing Continent Pharmaceutical Co.,Ltd.（中国）に投資を行っております。

の共同研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階での活動に強みがあります。日本では遺伝子ネットワークを活用した研究プロジェクト（富山化学工業株式会社等）、中国では先端ゲノム技術を活用して国際的な大手製薬会社との研究プロジェクトを行っております。

< 医薬品開発のための仕組み 2 >



点線で囲まれた項目については、すでに活動を行っておりますが、成約等の実績はありません。

## (2) 現在の事業内容

### 1) 基本創業活動

当社グループの開発品目構成は以下の通りです。

#### (医療機器)

開発品	適応症等	ステージ	開発地域	備考
Gu Bang (ゲーバン)	医療機器 (人工骨材料)	承認 (平成18年3月)	中国	

#### (医薬品)

開発品	適応症等	ステージ	開発地域	備考
F647	放射線性肺炎 (RP)	第2相臨床試験 (平成17年12月開始)	中国	経口 非ステロイド
F647	特発性肺線維症 (IPF)	第2相臨床試験 (平成18年2月開始)	中国	経口 非ステロイド
F351	肝線維症 (肝硬変)	前臨床試験終了 新薬治験申請 (平成18年12月)	中国	経口 非ステロイド

#### 医療機器 (商品名: Gu Bang)

##### (用途)

この医療機器 (商品名: Gu Bang) は、人工骨の一種であります。創傷、感染、発育異常および腫瘍切除などの原因による骨欠損や骨折の治療、骨移植、肢体整形などの手術用等、広範な用途に用いることができます。素材はハイドロキシアパタイトと磷酸三カルシウムからなる粉体で、多孔質で自然分解するという性質があります。古い宿主骨に埋め込まれた素材の中で骨芽細胞が増殖し、元の骨とうまく結合し、一定の時間が経つと分解が進み、生命ある新生骨に取って代わります。

伝統的な骨移植手術は自家骨、すなわち患者自身の他の部位、例えば、腓骨、腸骨或いは肋骨などの部位から骨を取り出して、手術の部位に移入する方法ですが、このような方法では患者が二度苦痛を受けなければならず、同時に骨供給部位に恒久的な創傷と障害を与えてしまいます。患者の苦痛を軽減するために、こうした伝統的方法に代わる人工骨材料が求められています。

##### (技術開発)

Gu Bangは、Shanghai Genomics, Inc.が米国Berkeley Advanced Biomaterials, Inc.からの技術指導を受け、中国での臨床試験を経て開発したバイオマテリアルであります。

##### (臨床試験)

骨折手術で骨が欠損骨と繋がらない臨床患者並びに頸椎の前路融合手術の臨床患者に対して投与が行われております。その結果、平成18年3月に中国国家食品薬品监督管理局 (SFDA) から製造販売に関する認可を受け、中国国内で販売を行っております。



### **肺線維症治療薬（F647：第2相臨床開発段階）**

#### **（用途）**

肺および縦隔癌に対する標準的な治療である放射線療法の結果、肺障害を発生し、それが肺線維形成につながり、死亡例も多く報告されております。Shanghai Genomics, Inc.が中国での権利を有する化合物（F647）は抗線維形成化合物であり、動物実験等によって線維形成の発生と瘢痕形成を防止し緩和させる機能を持っていることが示されております。肺線維症の伝統的な処方、炎症プロセスを阻害するステロイドの投与（注射）ですが、有害な副作用を作り出すと同時に、徐々に効果が低下してきます。

#### **（臨床開発）**

Shanghai Genomics, Inc.に対し中国国家食品薬品监督管理局より臨床試験の実施許可が平成17年5月に得られたのを受けて、同化合物の薬物動態及び人体への安全性を検証するために、第1相臨床試験を実施し、同年10月までに86名の健康な有志による同相の検査項目をすべて終了しております。現在は、(1)放射線性肺炎（RP）治療と(2)特発性肺線維症（IPF）治療の2つの第2相臨床試験に入っております。

### **肝線維症治療薬（F351：新薬治験申請段階）**

#### **（用途）**

日本、中国をはじめとするアジア諸国において肝硬変の主たる原因はB型肝炎ウイルス（HBV）およびC型肝炎ウイルス（HCV）であります。F351はShanghai Genomics, Inc.で新たに開発した化合物で、動物実験等によって肝臓の線維症もしくは肝硬変を予防または治療する効果が認められております。

中国においては、肝疾患はいわゆる「国民病」です。中国やアジア諸国では、ウイルス性肝炎は肝硬変の主因と考えられています。継続的な肝炎の結果として肝線維症になり、その後適切な改善の手を打たなければ、長期的に病状が悪化し死に至る場合もあります。

#### **（研究開発）**

F351については、前臨床試験用の高純度のF351を生成し国家食品薬品监督管理局の品質検査に合格しております。また前臨床試験では、広範囲に亘る化学検査を通じて、薬品としての品質管理、製造、加工、包装等に最適な方法の評価、さらには安全性および吸収特性を評価するために薬理試験、毒性試験などを実施しております。これら前臨床試験の結果を取り纏め、すでに平成18年12月に新薬治験申請（IND）を行っております。

## 2) その他創薬活動

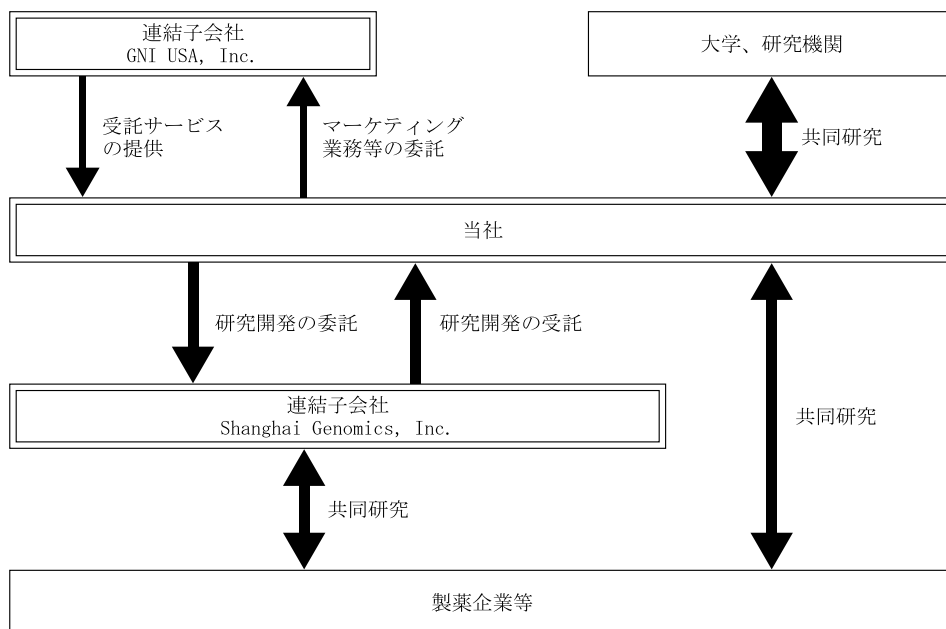
その他創薬活動は、システム創薬活動と創薬インフラ活動の2つの事業活動で構成されています。

システム創薬活動は、当社グループのコア技術である遺伝子ネットワークを用いた研究活動であります。ゲノム創薬においてはターゲット遺伝子の実証実験が重要であります。実験においては、ターゲット遺伝子から実際にタンパク質を発現させて様々な実験を行い、病態モデル動物を用いて疾患との関係を明らかにするとともに、精製・結晶化することで立体構造を確認して医薬品となる化合物設計が実施されております。昨今はターゲット候補が多く存在するため、このような実証実験のコストが増加しております。遺伝子ネットワークを活用することで、多数のターゲット候補を少数に絞込むことが可能になるため、ターゲット実証実験の負荷軽減が期待されております。このシステム創薬活動は、主に当社の中でも福岡創薬解析センターとケンブリッジ大学の研究者との共同作業によって行われております。

一方、創薬インフラ活動は、主に中国においてShanghai Genomics, Inc.が保有する先端ゲノム技術を用いて、当社グループ内での医薬品開発又は外部との共同開発を支援する活動であります。先端ゲノム技術を活用したタンパク質発現・精製技術、アッセイ系構築技術を用いて、現在複数の国際的製薬企業（例えばN.V. ORGANON、Centocor Research & Development, Inc.など）との共同研究を実施しております。

さらに、当社グループ内での医薬品開発のために、基礎研究から開発までを一貫して実現可能なプロセスを構築しております。例えば遺伝子ネットワークをベースにしたシステム創薬活動で解明されたターゲット遺伝子について、Shanghai Genomics, Inc.においてタンパク質発現を行い、その生成したタンパク質を英国ケンブリッジ大学並びにShanghai Genomics, Inc.において各種の実証実験を行い、さらにShanghai Genomics, Inc.において前臨床試験や臨床試験の段階へと進めることが可能であります。こうした創薬プロセスは、外部の製薬会社とも共同開発の形で実施することが可能であります。なお、現時点での当社グループの主な売上は、その他創薬活動に基づくものであります。

当社グループ各社と前述の事業活動の関連は以下に示すとおりであります。



<用語解説> (アルファベット、あいうえお順)

## DNA、RNA、遺伝子発現

生命活動の維持は、遺伝情報を担うDNAと遺伝情報が発現したタンパク質によってなされている。遺伝情報であるDNAの情報は複製 (replication) されることにより、親から子へあるいは細胞から細胞へと伝えられる。また、細胞内ではDNA上の特定の遺伝子の部分がタンパク質に翻訳 (translation) されて、細胞としての働きが維持される。4種類の文字からなるDNAの文字列を20種類の文字からなるタンパク質の文字列に変換することを翻訳と言い、コドンと呼ばれるDNAの3文字を単位としてアミノ酸1文字に変換される。64種類のコドンと20種類のアミノ酸及び翻訳停止信号を対応づけるのが遺伝暗号 (genetic code) である。この変換の際に、DNAの情報は直接タンパク質に翻訳されるのではなく、いったんRNA (ribonucleic acid) に転写 (transcription) され、RNAからタンパク質に翻訳される。RNAには、転移RNAやリボソームRNAなど異なる役割をするものも存在するが、ここでのRNAを特にメッセンジャーRNA (mRNA) という。通常は遺伝子産物が生じること、すなわち転写あるいは翻訳が起こることを遺伝子発現と呼ぶ。

## HBV

B型肝炎ウイルス (Hepatitis B virus)。肝炎を引き起こす6種類の原因ウイルスのひとつでB型肝炎を引き起こす。HBVにはワクチンがあり、感染後の発症防止にも効果があるとされている。

## HCV

C型肝炎ウイルス (Hepatitis C virus)。肝炎を引き起こす原因ウイルスのひとつでC型肝炎を引き起こす。C型肝炎はB型と同様に血液を介した感染が主であるが、ワクチンはなく、慢性化し感染状態が長く持続することが多い。HCVキャリアの多くは慢性肝炎の増悪と軽快を繰り返しつつ、20年以上の長期の経過で肝硬変から肝癌へと進展し、最終的には死に至るものと考えられている。

## HTS (ハイスループットスクリーニング)

医薬品の標的 (ターゲット) となるタンパク質が解明された場合、当該ターゲットタンパク質の機能を制御しうる低分子化合物 (ヒットと言われる) の探索が必要になる。数十万から数百万種の化合物からヒット化合物を高速に探索する装置、方法をHTSという。

## IND

新薬治験申請のことで、Investigational New Drugの略。

## DNAチップ

DNAを配置したマイクロアレイのこと。(マイクロアレイの項を参照)

## RNAi, siRNA

RNAi (RNA干渉)は、二本鎖RNA (dsRNA)がその相補的な塩基配列を持つmRNAを分解して遺伝子の発現抑制を引き起こす現象で、研究の分野においては遺伝子が持つ細胞内の機能を解析するのに利用されている。siRNAはRNAiを引き起こす21~23塩基のdsRNAの総称でsmall interfering RNAを略したものである。哺乳動物の細胞ではウイルス感染を防ぐ様々な防御機構があり、ウイルスが感染する(細胞中にウイルスのdsRNAが入り込む)とインターフェロンの応答を誘導し、翻訳の全体的な非特異的抑制を引き起こし、アポトーシス(細胞死)を引き起こす。しかしDICERと呼ばれる酵素によって分解された小さなdsRNA、すなわちsiRNAならば哺乳細胞においても細胞死を引き起こすことなく遺伝子の発現抑制ができることが発見され、siRNAは望ましいRNAiのエフェクターとされるようになった。

## VEGF(ヒト血管内皮細胞増殖因子)

1983年 Ferrara らにより発見された血管内皮細胞に特異的な増殖因子で、血管の内側にある内皮細胞の受容体に結合して増殖を促す。胎児期や癌の転移の際の血管形成時にも関与している。

## アウトライセンスとインライセンス

保有する知的財産の使用許諾を他社に供与することをアウトライセンスと言う。逆に他社が持つ知的財産を自社で使用するためにその知的財産の使用許諾を受けることをインライセンスと言う。

## アッセイ

実験的に行われる検定法、測定法、分析等の全般をさす。使用例としてassay method〔試験法〕, yeast assay〔酵母試験法〕, enzymatic assay〔酵素的試験法〕等がある。

## アルゴリズム

問題を解くための手順、算法。特にコンピュータ上で問題を解くための手順に対して用いられる用語。1つの問題を解くアルゴリズムは複数存在する場合が多い。入力データの大きさに対する手順数と必要なメモリ量で評価される。アルゴリズムを工夫することにより劇的に計算時間を短縮できる場合があり、より性能の良いアルゴリズムが常に求められている。

## 遺伝子ネットワーク

遺伝子ネットワークとは、遺伝子間の因果関係を発現レベル(すなわちメッセンジャーRNAのレベルの反応として検知)で可視化し解明する解析技術。従来の創薬に比べて疾患に対する治療効果が高くかつ副作用の少ない医薬品を生み出す「システム創薬」を可能する。

## 遺伝子発現と遺伝子発現プロファイル

DNA 配列として記録されている遺伝子が転写・翻訳を経てタンパク質に合成されることを遺伝子発現と言う。マイクロアレイによりこの遺伝子発現を転写物 (mRNA) のレベルで観測したデータを遺伝子発現プロファイルまたは遺伝子発現データと呼ぶ。

## 基本創薬活動

当社グループが独自に開発、若しくは外部からライセンスを受けた創薬候補化合物について、臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を実行するという創薬の基本的な活動である。

## ゲノムとゲノム創薬

ゲノム (genome) は遺伝子 (gene) + 全体 (ome) である。生物が生命活動を行なうために必要な全遺伝情報のことを指す。4種類の塩基 (アデニン、チミン、グアニン、シトシン) から構成される。ゲノム創薬とはこのゲノムの情報を利用して疾患の原因を分子レベルで追求し、より最適な創薬ターゲットを明らかにし、新薬開発に結びつけることである。従来の薬剤開発は経験則や、限られた情報を基に化合物のスクリーニング、リード化合物の導出と最適化、臨床試験という流れで、長い開発時間を要するのと、ターゲット遺伝子が最適かどうか分からないといった欠点があった。

## 酵母(イースト) 2ハイブリッド法

多くのタンパク質は機能を発揮するために他のタンパク質と複合体を形成する。この複合体形成に関与するタンパク質間相互作用を酵母内で検出する実験系を指す。

## サイトカイン

細胞から分泌される細胞間の相互作用を媒介するタンパク質。多種類のサイトカインがあるが特に免疫、炎症に関係したものが多い。元来、細胞という意味の「サイト」と、作用因子という意味の「カイン」が語源。また細胞の増殖、分化、細胞死、あるいは創傷治癒などに関係するものがある。

## 作用パスウェイ

一般的に薬は標的となる生体内の特定のタンパク質などとの反応後、その標的に依存する他の物質などに連鎖的に反応が伝達されていき、その経路を通して薬効を示す。その際の薬剤の作用が伝達される物質や反応の経路を作用パスウェイと呼ぶ。

## 作用機序(作用メカニズム)

薬剤が疾患を治したり、または和らげたりする仕組みのこと。薬剤の作用メカニズムは明らかになっていないものが多く、そのため予想外の副作用をもたらすことがある。薬剤の分子レベルでの作用メカニズムを解析することは薬剤開発において重要課題の一つであり、遺伝子ネットワーク解析はその方法の一つである。

## システム創薬活動

システムバイオロジー技術を活用した創薬活動のこと。当社グループでは、自社独自に、若しくは外部の製薬企業と共同で、遺伝子ネットワーク技術を活用してターゲット遺伝子(または既存化合物の作用のメカニズム)を解明または、未知の遺伝子に関する機能推定などを行なう活動である。

## システムバイオロジー

生命現象をシステムとしてとらえ解析しようとする立場を取るバイオインフォマティクスの一分野。一般に代謝反応や細胞内のシグナル伝達及び転写制御などの細胞内現象をネットワークとして捉えコンピュータによるシミュレーションや発現データからネットワーク解析などを通して生命現象を解き明かすことを指す。

## 創薬と製薬

創薬は新薬を開発することで、ターゲット疾患の選定からターゲット遺伝子の探索・解明、化合物のスクリーニングと最適化、臨床試験、承認を経て上市までのことをいう。製薬は創薬を含め、製造、販売、製造販売後臨床試験、薬剤の安定的供給などを含めたものを言う。

## 線維症

肺などの器官において線維組織が増え、器官の機能を阻害する症状を指す。線維化が広範囲に及ぶと死に至る。

## 前臨床試験と臨床試験

候補薬剤の有効性、安全性を確認するための試験。前臨床試験は動物(マウス、イヌ、ネコ、サルなど)による試験で、臨床試験は人による試験。臨床試験は第1相臨床試験(フェーズ)、第2相臨床試験(フェーズ)、第3相臨床試験(フェーズ)の3段階からなり、第1相臨床試験では健康な人への投与、第2相臨床試験では少数の患者への投与、第3相臨床試験では多数の患者への投与を行ない、その有効性、安全性を試験する。第3相臨床試験終了後、製造販売申請を行ない、厚生労働省から承認されれば上市される。

## 創薬インフラ活動

当社グループ独自で、若しくは外部の製薬企業に対して、タンパク質発現や精製等の生物学的実験、前臨床試験などを実施する活動である。

## 創薬候補物と創薬候補化合物

創薬候補物とは前臨床、及び臨床試験に挙げられる低分子化合物、抗体医薬、核酸医薬、組み替えタンパク質製剤等医薬品物質全てのことを指し、創薬候補化合物はそれらの中で特に低分子化合物のことをいう。

## 創薬ターゲット(製薬ターゲット)

医薬品が疾患の治療効果をもたらすため、生体内で相互作用する相手分子をさす。多くはタンパク質である。

## パイプライン

創薬の開発段階から販売開始までの各段階に位置づけられる開発品のこと。パイプラインの充実度はその会社のポテンシャルの高さを表す。

## 低分子化合物

分子量の小さな有機化合物を指す。一般的には医薬品は低分子化合物であり、それ以外の医薬品として抗体医薬や組み換えタンパク質製剤がある。

## 特発性肺線維症 ( I P F )

I P Fは、Idiopathic Pulmonary Fibrosisの略。発症原因の不明な肺線維症をいう。長期間にわたる損傷により慢性的な炎症が生じ、やがて肺線維症が引き起こされる。

## ノックアウトとノックダウン

遺伝子破壊(ノックアウト)と遺伝子発現抑制(ノックダウン)に区別される。目的とする遺伝子を破壊もしくは発現抑制すること、または、その技術を指す。ランダムに破壊する方法と、任意の遺伝子を破壊する方法がある。前者では紫外線などの高エネルギーの電磁波を照射する方法、後者にはRNAi法 ( siRNAまたはベクターを細胞内に導入することで任意の遺伝子の抑制を行なう ) 等がある。

## バイオインフォマティクス

生物学と情報科学の境界領域の学問分野を言う。分子生物学ではDNA配列や遺伝子発現プロファイルなどの大量なデータが登場し、そこから効率的な研究を行うためにコンピュータの助けが必要になった。コンピュータを駆使するには情報科学の知識が必須であったため、両者の境界領域がバイオインフォマティクスとして発達した。

## バリューチェーン（価値連鎖）

ビジネスの上流から下流までの企業価値を創造するプロセスのこと。創薬プロセスにおいては、上流に位置するゲノム情報に基づく遺伝子ターゲティングから、医薬品候補物の探索、その後の臨床開発・申請・販売へと続くプロセスのこと。

## 非ステロイド

ステロイドは、ある種の4つの環からなる骨格構造を持つ化合物の総称で、膜脂質の構成成分であるコレステロールや性ホルモンなどのステロイドホルモンがある。ある種のステロイドホルモンは抗炎症剤としても用いられているが、副作用の問題がある。非ステロイドは、「ステロイドではない薬剤」という文脈でよく用いられる。抗炎症剤としてはアスピリンやCOX2阻害剤などが非ステロイド剤である。

## ヒト血管内皮細胞

ヒトの血管の内表面を構成する扁平で薄い細胞で、これが層になり血液の循環する内腔と接している血管内皮を形成している。生体防御にかかわる様々なサイトカインを生成することが知られている。血管の収縮弛緩反応や血栓形成予防のために大切な機能を司っている。

## ペプチドライブラリー

創薬標的などの標的分子に結合しうる多くのペプチド候補を収集し、整理したもの。

## 放射線性肺炎（RP）

RPは、Radiation-induced Pneumonitis の略。大量の放射線（約8Gy以上）の外部被ばくで発症する肺炎。肺の炎症、急激な肺活量の低下、血液の酸素飽和度の低下などをもたらす。

## マイクロアレイ

ガラスやシリコン製の小基盤上にDNA分子やタンパク質を高密度に配置（アレイ、array）したものである。マイクロアレイを用いると数千から数万種といった規模の遺伝子発現を同時に観察することができる。

## リード化合物

創薬ターゲットが解明された後、それを阻害または活性化させる低分子化合物を膨大な化合物データベースや新たに合成された化合物群の中からHTSなどで選ぶ（スクリーニング）。このスクリーニング過程で見つかる最もよい薬理活性を示す低分子化合物のことをリード化合物という。リード化合物はさらに高い薬効、かつ安全性を備えた物質に修飾され（リード化合物の最適化）、最終的に創薬候補化合物となる。



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Shanghai Genomics, Inc. (注)1.2.3	中国 上海市浦東新区	43,000,000 人民元	創薬開発並びに 生物化学的実験 等の請負	76.74	中国における臨床試験及び 医薬品の開発。役員兼任5 名(当社役員5名)
GNI USA, Inc.	米国 カリフォルニア 州サンノゼ市	201,000 USドル	米国における ライセンス事業	100.00	米国における当社事業の マーケティング。役員兼任 2名(当社役員2名)

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. Shanghai Genomics, Inc.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	143,844千円
	(2) 関係会社売上高	305,003千円
	(3) 経常利益	45,958千円
	(4) 当期純利益	48,019千円
	(5) 純資産額	333,158千円
	(6) 総資産額	572,932千円

Shanghai Genomics, Inc.の決算日は12月31日であり、上記は連結決算日(平成19年3月31日現在)で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、中国では平成19年1月1日から新企業会計準則が適用されておりますが、当連結会計年度(平成19年3月期)については旧企業会計準則に基づいて作成しております。

3. Shanghai Genomics, Inc.を100%子会社化するための持分追加取得の契約が、平成19年6月に確定しております。

#### 5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
全社	119(7)
合計	119(7)

(注)1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 従業員数は平成18年6月30日現在の92人から29%の増加となっておりますが、これは主に研究開発部門を増強するための増員です。

(2) 提出会社の状況

平成19年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
22	38.7	1.6	7,724

(注)1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)に記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係について特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

平成18年(2006年)の日本国内の景気動向は、雇用の改善や賃金の増加を背景として個人消費が回復基調に入り、企業収益の拡大から設備投資も高い伸びを示しました。また海外、特に中国経済を中心とするアジア経済も、力強い成長を維持しました。こうした堅調な内外の景気動向を受けて、日本の株式市場も上昇を見せました。

当社グループは計画に従い研究、開発並びに営業に努力した結果、事業の展開は順調に推移しました。中国で行っている臨床試験において、F647は特発性肺線維症(IPF)と放射線性肺炎(RP)の2つの適応が第2相段階にあります。またF351(肝硬変/肝線維症の治療薬)は前臨床を終了し治験申請に入りました。さらに新たな大手製薬会社との共同研究プロジェクトの契約が成立しました。一方で、創薬事業を行う当社グループでは研究開発の費用負担が大きく、その結果、当連結会計年度の売上高は247,819千円(前年同期比46.8%増)に対して、営業損失は914,683千円(前年同期比46.8%増)、経常損失は922,690千円(前年同期比45.9%増)及び当期純損失は933,845千円(前年同期比54.6%増)でした。

所在地別セグメントで見ますと、日本においては国内製薬会社等の受託研究先の拡充により売上高は103,975千円(前年同期比58.9%増)、営業損失は881,854千円(前年同期比134.0%増)となりました。中国においては国際的大手製薬会社等の受託研究先の拡充により売上高は143,844千円(前年同期比39.1%増)、営業損失は35,659千円(前年同期比85.6%減)となりました。米国では当社グループのマーケティング活動などを行っており、営業利益は604千円(前年同期比23.3%減)でありました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ890,501千円増加し、2,284,672千円(前年同期比63.9%増)となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、780,939千円の支出(前年同期比39.1%増)となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失920,630千円を計上したことによりです。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、186,191千円の支出(前年同期比73.2%減)となりました。これは主に、Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分の取得のための支出145,690千円を計上したことによりです。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、1,854,391千円の収入(前年同期比15.1%減)となりました。これは主に、第三者割当増資による収入1,829,411千円を計上したことによりです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループの業務は、業務の性質上生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

### (2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしていません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
研究開発収入等	247,819	46.8
合計	247,819	46.8

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
富山化学工業株式会社	64,627	38.3	62,198	25.1
Eli Lilly and Company	-	-	33,378	13.5
株式会社DNAチップ研究所	-	-	31,350	12.7
Sino Geno Max Co.,Ltd	43,018	25.5	-	-

2. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く環境を、次のように捉えております。

#### (1) 事業環境の変化

ポストゲノム時代と称され、ゲノム創薬、遺伝子治療、テーラーメイド医療などゲノム情報を活用した新たな治療法や治療薬に対する期待感が高まっております。

その背景として、90年代に発売された製薬企業各社の薬剤が2010年前後に相次いで特許切れを起こすという、いわゆる「2010年問題」が存在します。製薬企業は、今までの主力大型新薬依存型の収益構造を速やかに変革しなければならないと同時に、後継新薬の早期開発が求められております。これは国内のみならず、欧米の製薬企業でも同様の状況です。

一方で短期的には、薬価改定によって大幅な薬価の引下げが行われ、国内医療用医薬品市場の成長は鈍化の兆しを見せております。製薬企業では将来の収益源を確保するために、新薬の効率的開発が急務になっております。しかし、新薬開発に有効な手段と考えられているゲノムの研究手法においては、従来の化合物探索に加えて、ターゲット探索等のプロセスが追加されることでコストが非常に高くなり、研究開発費用が年々上昇を見せています。またコストが大きい割には、未だ大きな成果が出ていないのが実情です。

さらに、高額の研究開発費をかけて臨床試験の段階に到達しても、副作用によって治験がストップしてしまうという例が後を絶ちません。この副作用リスクの高まりから、リスク回避傾向が強まり、全く新しいメカニズムを持つリスクの高い新薬よりはすでに承認を得ている既存薬を別な疾病への適用で再度申請する事例が増えております。

#### (2) 当社グループを巡る経営課題

当社グループにとっての対処すべき課題として、以下のように考えております。

##### 1) F647、F351の中国における治験の進捗

当社グループはShanghai Genomics, Inc.社の買収以降、「アジアに患者の多い疾患の治療薬開発」というビジョンを掲げて、まず、中国でF647の治験を開始し、現在、第2相臨床試験を行っております。また、F351は、新薬治験申請中です。これらの創薬候補物の治験を着実に進めて行くことが、当社グループが事業を発展させて行く上で重要と考えております。

##### 2) 中国における製造販売体制の構築

中国で、F647が承認された場合、自社で製造・販売を行う計画です。このため、F647の上市の時期を見据えて、製造設備への投資、販売網の構築等の準備を進めることが、今後の大きな課題となります。

##### 3) 日本での臨床開発体制の構築

当社グループは、F351の日本市場への導入を目指しています。このために、臨床試験を行うための専任部門、専任者を、日本に配置しなければなりません。体制を構築した後、日本での前臨床試験、臨床試験を進めることが、今後の大きな課題となります。

##### 4) アウトライセンス交渉の推進

中国、日本では基本的に自社開発を目指していますが、欧米市場に関しては、アウトライセンスを基本的な戦略として位置づけています。当社グループの保有するパイプラインの内、F351を対象に欧米の製薬会社との交渉を成功させることが、非常に重要です。

##### 5) インライセンスによるパイプラインの拡充

当社グループは、欧米の製薬会社から、創薬候補物をインライセンスすることで、パイプラインの拡充を目指します。疾患領域として癌領域を基本方針として、先ず中国での開発・販売の権利と、それを日本でも展開する権利の取得を目指します。有効な創薬候補物を適正な投資額で、インライセンスすることが今後の課題です。

##### 6) 遺伝子ネットワークや先端ゲノム技術による共同研究の拡大

当社グループが保有する遺伝子ネットワークや先端ゲノム技術等を活用して、さらなる大手製薬企業との共同研究プロジェクトの獲得を目指します。こうした活動は、当社グループの将来価値を拡大するものと考えています。

#### 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しないと思われる事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。

なお、本項中の記載内容については、特に断りがない限り平成19年3月31日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

##### 1．沿革について

当社は平成13年11月に、システム創業の実現を目的として、当初は米国法人Gene Networks, Inc.の日本法人として設立された会社であります。したがって、当社グループは会社設立からの社歴は5年余りと短い会社であります。そのため、業績推移等の財務データが得られず、また、新規研究開発プロジェクトの影響も大きく、過年度の財政状態及び経営成績だけでは当社グループの業績を予測するための資料としては不十分な面があると考えられます。

##### 2．設立以来の業績について

当社グループは、医薬品の上市を目指した研究開発活動を行っておりその開発過程にあるため、現在まで毎期、研究開発費を中心とした費用が収益を上回り、当期純損失を計上する状態が続いています。

当社の過去の業績は、以下のとおりです。

##### (1) 連結経営指標

区 分	第2期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	第3期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	第4期 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	第5期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
売 上 高 (千円)	-	-	-	168,861	247,819
経 常 損 失 (千円)	-	-	-	632,550	922,690
当 期 純 損 失 (千円)	-	-	-	604,226	933,845
1株当たり当期純損失金額	-	-	-	13円81銭	16円64銭
総 資 産 額 (千円)	-	-	-	2,397,631	3,361,820
純 資 産 額 (千円)	-	-	-	1,990,848	2,984,654
1株当たり純資産額	-	-	-	38円48銭	47円75銭

(注) 1. 当社は第5期から連結財務諸表を作成しております。

2. 当社はあずさ監査法人により、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を第5期より受けておりません。

##### (2) 提出会社の経営指標

区 分	第2期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	第3期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	第4期 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	第5期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
売 上 高 (千円)	35,146	28,662	25,538	65,446	103,975
経 常 損 失 (千円)	40,761	119,307	250,469	424,684	893,275
当 期 純 損 失 (千円)	41,121	47,855	273,147	447,462	892,659
1株当たり当期純損失金額	54,302円63銭	2円56銭	12円12銭	10円21銭	15円91銭
総 資 産 額 (千円)	50,339	392,267	535,772	2,327,328	3,317,477
純 資 産 額 (千円)	10,524	368,827	284,179	2,115,225	3,063,565
1株当たり純資産額	13,155円27銭	16円37銭	11円18銭	40円89銭	50円32銭

(注) 当社はあずさ監査法人により、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を第5期より受けておりません。なお、第2期、第3期および第4期の数値については監査を受けておりません。

### 3. Shanghai Genomics, Inc.について

当社の連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.の、当連結会計年度における外部顧客に対する売上高は143百万円と連結売上高の58%を占め、営業経費も407百万円と35%を占めています。このように、当社グループの業績は同社の業績に大きく依存しており、同社の収益事業及び医薬品の開発事業の進捗が当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお同社の業績推移は以下のとおりであります。

#### 業績推移

	第2期 (自平成14年 1月1日 至平成14年 12月31日)	第3期 (自平成15年 1月1日 至平成15年 12月31日)	第4期 (自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日)	第5期 (自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日)	第6期 (自平成18年 1月1日 至平成18年 12月31日)
売上高(千円)	63,752	33,273	71,687	130,098	332,619
経常利益又は経常損失(千円)	5,887	38,706	67,483	223,377	38,131
当期純利益又は当期純損失(千円)	5,887	38,706	67,483	223,377	38,131
総資産額(千円)	722,731	717,401	715,521	596,658	492,185
純資産額(千円)	645,788	607,082	535,703	321,855	303,117

(注) 1. 数値については平成19年3月31日のレートにより換算しております。

2. 同社の決算は、第2期から第4期まではShu Lun Pan Certified Public Accountantsにより、第5期からはKPMG Huazhen Shanghai Branchにより、中国法定の監査を受けております。

### 4. 医薬品の開発リスクについて

当社グループは、現在中国にて、肺線維症治療薬(F647)の治験(臨床試験)及び肝線維症治療薬(F351)の治験申請を行っております。F647は抗線維形成化合物であり、現在(1)放射線性肺炎(RP)治療と(2)特発性肺線維症(IPF)治療の2つが第2相臨床試験に入っております。一方、F351は新たに開発した化合物で、動物実験等によって肺線維症もしくは肺硬変を予防または治療する効果が認められております。しかし医薬品の開発には多額の開発コストと長期間を要し、また製造承認の時期は不確定であることから、当社グループの経営計画はその影響を受けることとなり、経営計画において当社グループが想定している通りに開発した医薬品の生産及び販売が行われる保証はありません。また、当該2品目の創薬開発につきましては、世界共通の創薬開発のリスクとして、有効性及び安全性の2点について問題が生じる可能性があります。F647は1970年代に開発された物質であり、世界的にも治験が進められ、上記2点のリスクは新規化合物に比べ低いと考えています。また、F351は新規化合物ですが、前臨床試験において、安全性を確認しております。さらに上記以外のリスクとしてタイミングの問題があります。すなわち、中国における治験に参加頂く患者を集めることが予定された期間では達成できず、治験期間が延長される場合があります。

なお、製造承認がなければ開発コストは回収できず、また製造承認がおりても、当社の経営計画に想定されている目標売上を確保できない可能性もあります。

### 5. 中国で事業を行うリスクについて

当社グループの活動において、連結子会社である中国Shanghai Genomics, Inc.の比重は小さくないため、当社グループは中国に特有のリスクの影響を受けます。

中国は、中国経済に影響を及ぼす経済政策等に関する権限を有しており、その中で中国の医薬品産業は中国政府の厳しい監督管理下での規制に服しております。また、中国における当社グループの活動は中国政府が公布する法律等に従います。これら中国の政策、規制、法律等に变化が生じた場合には、当社グループの経営戦略や事業活動に制約が加えられる可能性があります。

加えて、中国における自然災害、伝染病の発生、政情不安や社会不安などの重大な問題が発生した場合にも、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 6. 特定取引先への依存について

当社グループの販売活動は、共同研究先である製薬会社等を対象とする限定されたものであったことから、収益全体に占める取引先あたりの依存度は非常に高いものとなっており、第5期に続き、第6期においても、富山化学工業株式会社からの研究開発収入が全体の売上高の25.1%と高い割合を占めております。そのため、今後、何らかの理由により同社の当社グループとの取引方針についての変更があった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

相手先	第5期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
富山化学工業株式会社	64,627	38.3	62,198	25.1

#### 7. 競合について

当社グループが開発を進めている肝線維症治療薬(F351)について、直接競合する創薬候補物の存在は確認していませんが、肺線維症治療薬(F647)は日米においてIPF(特発性肺線維症)を適応症とする競合品が存在します。F647は基本的に中国市場に向けた販売を計画しています。また、遺伝子ネットワークについては、現時点で当社グループが知りうる範囲で国内に競合企業は存在しませんが、海外にはターゲットを含むパスウェイを同定するという技術を持つ企業が存在しており、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 8. 経営上の重要な契約等

当社グループの事業展開上、重要と思われる契約の概要は「5 経営上の重要な契約等」に記載しておりますが、当該契約が期間満了、解除、その他の理由に基づき終了した場合又は当社グループにとって不利な改定が行われた場合は、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 9. 法的規制について

当社グループは、現在医薬品等の研究開発を行っておりますが、今後研究開発の成果に基づき中国で医薬品の製造を行うことを目指しています。この場合には中国の薬品生産監督管理弁法及び関連法規の規制を受けることとなります。この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保を目的としており、これらの製造販売には個別の商品ごとに所轄官公庁の承認または許可が必要となります。当社グループの事業は、現時点における中国でのあらゆる法令に適合していると考えております。しかし、現行の中国の法令の解釈、適用及び運用には多くの不確定要素があることは否めず、さらに新たな法令の影響は現時点では不明確です。従って当社グループの事業は、中国当局の現行の法令に関する見解が当社と異なる場合や、中国当局が制定する新たな法令により、影響を受ける可能性があります。

なお当社グループは将来日本を含む各国で試験を行う可能性があり、その場合には治験ならびに医薬品に関連した法律や各種法規の規制を受けることになり、それにより事業に影響を及ぼす可能性があります。

#### 10. 税務上の繰越欠損金について

当社は平成19年3月期末現在、1,644,829千円の税務上の繰越欠損金を有しています。従って当社の業績が順調に推移し、将来的に当期純利益が計上された場合でも、当該繰越欠損金が解消されるまでは課税される税負担はほとんど発生されないと予想されます。また、当該繰越欠損金が解消された以降は税負担が増加し、当期純利益が圧縮されることが予想されます。

## 11. 事業体制について

### 小規模組織であること

当社は平成19年6月30日現在で役員10名及び社員数22名の小規模な組織であります。社歴も浅く、社内における研究開発体制及び社内管理体制も現在はこの規模に応じたものとなっております。したがって、経営陣はもとより、各従業員に業務遂行上の支障が生じた場合やこうした人材が社外流出した場合、代替要員の不在、事務引継ぎの遅滞などの理由によって当社の業務に支障が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社は、組織的な経営基盤の強化のため、社員の育成及び拡充を図るなどの対策を行っておりますが、今後当社の業容が拡大した場合、現状のままでは適切かつ十分な人的・組織的対応が出来なくなるおそれがあるため、当社は、今後とも、人員の増強や社内管理体制の一層の充実を図っていく必要があります。

### 特定人物への依存

代表取締役社長である佐保井久理須、代表取締役専務である鈴木勲一郎、代表取締役常務であるイン・ルオ、さらに取締役であるジュン・ウーは、当社グループの事業を推進する最高責任者として、経営戦略の策定、研究開発や事業開発の推進において重要な役割を果たしております。

当社グループでは、これらの取締役に過度に依存しない経営体制を築くために、経営組織の強化を図っておりますが、当面の間はこれら取締役への依存度が高い状態で推移するものと考えております。そのような状態において、これら取締役の当社業務の継続が何らかの理由により困難となった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 人材の確保について

当社グループは研究開発型の企業であり、競争力の維持のためにも、専門的な知識・技能をもった研究開発のための優秀な人材の確保は必須であると考えております。しかしながら、計画どおりの人材の確保が行えず、あるいは当社グループの人材が社外に流出する可能性は否定できません。このような状況になった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 12. 知的財産権について

### 当社グループが保有する知的財産権について

当社グループは研究開発活動において様々な特許等の知的財産権を使用しておりますが、平成19年6月30日現在において、特許権等の権利として成立した知的財産権は所有していません。これらについては、当社グループは、自ら特許出願済みであるか、または、適法に実施許諾を受けているものと認識しております。当社グループの研究開発に関して第三者により研究開発がなされ、その成果等について知的財産権が成立した場合、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが出願中の特許が成立しない場合には、当該出願に係る発明等と同一または類似の技術を利用して事業を行う第三者に対してその差止めを請求することができないなどの、一定の事業リスクが発生するものと考えられます。



知的財産に関する訴訟及びクレーム等の対応に係るリスクについて

平成19年6月30日現在において、当社グループの事業に関連した特許等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実を当社グループは認識しておりません。当社グループは現在、早期の特許出願を優先する方針をとっており、特許出願後において事業展開上の重要性等を考慮しつつ必要な調査等の対応を実施しております。現時点においては、日本及び中国においては、当社グループ事業に関し、他社が保有する特許等への抵触によって事業に重大な支障が生じる可能性は低いものと認識しております。もとより、当社グループのような研究開発型企業において、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。今後において、当社グループが第三者との間で法的紛争に巻き込まれた場合、当社グループは弁護士や弁理士との協議の上、その内容に応じて対応策を検討していく方針であります。しかしながら、法的紛争の解決に多大な労力、時間及び費用を要する可能性があり、その場合当社グループの経営に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、将来的な事業展開においては、他社が保有する特許等への抵触により、事業の制約を受けたり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

職務発明に係る社内対応について

平成17年4月1日から施行された特許法の法改正に伴ない、職務発明の取扱いにおいて、労使間の協議による納得性、基準の明示性、当事者の運用の納得性が重視されることとなりました。これを受けて、当社グループでは経営陣と研究開発部門とが協議の上、知的財産管理規程を作成し運用を開始しております。しかしながら、将来かかる対価の相当性につき、紛争が発生し当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 13. 製造物責任のリスクについて

医薬品の設計、開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが内在しています。当社グループは、将来開発したいいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、または臨床試験、製造、営業もしくは販売において不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負い、当社グループの業務及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、たとえかかる請求が認められなかったとしても、製造物責任請求が与えるネガティブなイメージにより、当社グループ及び当社グループの医薬品に対する信頼に悪影響が生じ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

#### 14. 遺伝子ネットワーク解析の研究開発リスク

遺伝子ネットワーク解析は新規創薬ターゲットの探索の効率化をもたらす可能性がありますが、先端的研究であるため、未だ、世界的にも新薬承認に結びついた例を当社は知りえていません。

また、遺伝子ネットワーク解析で得られた創薬ターゲットは厳密にはターゲット候補であり、さらにターゲットの実証実験が必要です。この部分はケンブリッジ大学との共同研究、およびShanghai Genomics, Inc.との連携が必須です。この連携を強化することが今後の大きな課題であると共に、リスクでもあります。

#### 15. Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分の追加取得の件

当社は、将来、当社グループが持つ創薬候補化合物が医薬品としての承認を受けた後の製造販売を実現するためにBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分を12%所有しています。当該会社への主要出資者であるBeijing Continent Factoryと契約において、当社は平成19年12月31日を行使期限とするBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分を追加取得できるオプション権(Purchase option)を有しており、当該オプション権を実行した場合、当社には数億円規模の追加支出が生じます。なお、現時点で当社はオプションを行使することについて決定をしておりません。

#### 16. 配当政策について

当社グループは設立以来、利益配当は実施しておりません。また各事業分野における研究開発活動を今後も引き続き実施していく必要があることから、資金の確保を優先する方針であり、当面は配当を予定しておりません。しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、今後の経営成績および財政状態を考慮した上で利益配当についても検討していきます。

#### 17. 資金使途について

当社グループが今回計画している調達資金は、主として研究開発投資に使用する予定ですが、資金需要が発生するまでの間は、現預金ないしは安全性の高い金融商品等で運用していく計画であります。

なお、バイオテクノロジー業界において当社グループを取り巻く経営環境の変化は激しく、新たな技術革新や新規参入者等により当社グループの事業環境に大きな影響を受ける可能性があることから、現在計画している研究開発投資から必ずしも期待した効果を得られる保証はなく、その結果、当社グループが計画する収益を上げられない可能性があります。

#### 18. ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の当社株式保有比率について

平成19年6月30日現在における当社発行済株式数は60,881,831株（潜在株式を除く）であり、うちベンチャーキャピタル会社及びベンチャーキャピタル会社が組成した投資事業組合（以下、「VC等」という。）が所有する株式数は39,699,231株であり、その所有割合は約65.2%を占めております。一般に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであることから、VC等は当社の株式公開後において所有する株式を売却することが想定されます。なお、当該株式売却により、短期的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が下落する可能性があります。

#### 19. 新株予約権等について

当社グループは、ストックオプション制度を採用しております。当社グループの新株予約権の概要は、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当該制度は、当社グループの役員や従業員に対して業績向上に対する意欲を持たせるものとして有効な制度であると当社は認識しておりますが、係る新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。しかしながら、基本的な計画は潜在株ベースで進めておりますので大きな問題にはならないと考えております。一方、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。

## 5【経営上の重要な契約等】

当社グループの事業展開上、重要と思われる契約の概要は、以下のとおりであります。

### 1. 当社について

#### (1) 技術導入

契約書名	共同研究契約書
契約先	国立大学法人東京大学
契約締結日	平成18年4月3日(平成19年2月21日共同研究変更契約書を締結し、期間延長)
契約期間	契約締結日から平成20年3月31日
主な契約内容	大規模遺伝子ネットワークの推定について、情報処理技術の観点から研究することを目的とし、遺伝子発現プロファイルデータの解析を通して、推定法の評価とその改良を行う。共同研究費用として年額1,000千円を支払う。

契約書名	共同研究契約書
契約先	国立大学法人東京大学
契約締結日	平成18年4月3日(平成19年2月21日共同研究変更契約書を締結し、期間延長)
契約期間	契約締結日から平成20年3月31日
主な契約内容	システムバイオロジーのためのソフトウェアプラットフォームの研究 細胞システムの数理モデル化及びそのシミュレーションを行うことができるソフトウェアを開発する。共同研究費用として年額500千円を支払う。

契約書名	共同研究契約書
契約先	国立大学法人九州大学
契約締結日	平成19年4月11日
契約期間	平成19年4月1日から平成20年3月31日
主な契約内容	多細胞生物を対象とした解析システム構築をする契約。これまでの微生物を対象としたDNAチップによる発現プロファイル収集と情報科学処理による制御ネットワークの構築をベースに一層の遺伝子発現プロファイル収集技術とデータ処理法の確立を行う。共同研究費用として総額5,000千円を支払う。

契約書名	共同研究契約書
契約先	国立大学法人九州大学
契約締結日	平成19年4月11日
契約期間	平成19年4月1日から平成20年3月31日
主な契約内容	培養細胞を用いた遺伝子プロファイリングに関する研究。生命現象を理解し創薬に役立てる為に、基礎データとしての遺伝子発現制御ネットワークの同定が必要とされている。本研究では、遺伝子発現ネットワーク同定に必要な培養細胞の薬剤処理、遺伝子ノックダウン方法等の最適化を行い、データ収集法の確立を行う。共同研究費用として総額5,000千円を支払う。

契約書名	共同研究契約書
契約先	国立大学法人九州大学，学校法人久留米大学
契約締結日	平成18年7月14日
契約期間	平成18年7月14日から平成21年3月31日
主な契約内容	肝硬変の患者群からの肝臓のプライマリーカルチャー細胞と細胞株を用い、薬剤処理とRNA干渉によるノックダウン処理の遺伝子発現プロファイルデータから薬剤のターゲット遺伝子を同定する。更に同定された遺伝子の発現に関与する遺伝子群を含む一群の遺伝子を対象としてSNP解析を行い、肝硬変患者に対するテーラーメイド医療の薬剤開発のための新技術を確立する。尚、本共同研究契約による弊社と九州大学及び久留米大学の間における金銭の授受は発生しない。

契約書名	Collaboration Agreement
契約先	University of Cambridge
契約締結日	平成18年6月9日
契約期間	平成18年8月1日から平成19年7月30日（本契約は更新を予定しております。）
主な契約内容	ケンブリッジ大学の保有する特許（"Methods for Determining the Response of Cells to VEGF and Uses Thereof" PCT/GB03/00534, "Methods of Diagnosis"GB0400976.7）について商業的活用を目的とした共同研究を行う契約。内皮細胞培養他。共同研究費用として年額£387,086を支払う。

(2) 共同研究  
共同研究契約

契約書名	共同研究契約書
契約先	富山化学工業株式会社
契約締結日	平成16年9月2日
契約期間	平成16年10月から平成19年9月
主な契約内容	マイクロアレイデータを基にした遺伝子ネットワークの構築とそれを用いた分析を行う。当社の収入は、累積で150百万円。

受託研究契約

契約書名	業務委託契約書
契約先	株式会社DNAチップ研究所
契約締結日	平成19年3月22日
契約期間	平成19年3月22日から平成19年12月21日
主な契約内容	マイクロアレイデータを基にした遺伝子解析の方法論を提供する。当社の収入は、累積で67,000千円。

(3) その他

販売代理店契約

契約書名	代理店契約書
契約先	住商ファーマインターナショナル株式会社
契約締結日	平成17年8月19日
契約期間	平成17年8月19日から平成20年8月18日
主な 契約内容	医薬品研究開発に係る技術とプロジェクトに関し、日本国内における独占的代理店及び日本国外における非独占的代理店契約（ただし、国内外におけるF647及びF351を除く）。

2. Shanghai Genomics, Inc.について

(1) 共同研究

受託研究契約

契約書名	Agreement for Development Work
契約先	N.V. ORGANON
契約締結日	平成17年11月10日
契約期間	平成17年11月10日から平成19年11月9日
主な 契約内容	研究請負契約

契約書名	MASTER SERVICES AGREEMENT
契約先	Centocor Research & Development, Inc.
契約締結日	平成18年6月1日
契約期間	最長で平成18年6月1日から平成23年5月31日
主な 契約内容	研究請負契約

(2) その他の契約

契約書名	Manufacturing License Agreement
契約先	Berkeley Advanced Biomaterials, Inc.
契約締結日	平成18年4月1日
契約期間	平成18年4月1日から平成19年11月30日（1年自動更新あり）
主な 契約内容	材料製造に関するコンサルティング

## 6【研究開発活動】

### (1) 研究開発活動の概要

当社グループは、研究開発の重点疾患領域を(i)癌及び(ii)炎症としております。Shanghai Genomics, Inc.の創業者は癌研究に強みを持ち、一方、英国ケンブリッジ大学に所属する当社の創業者は、炎症に関する研究で注目される血管内皮細胞研究の専門家であります。当社の創薬パイプラインは、この両研究グループの独自性並びに補完性によって、今後新しい遺伝子ターゲットや創薬候補物を輩出して行くものと期待されます。また同時に、これらのターゲットの絞り込みや実証研究の基盤技術になるのが(iii)遺伝子ネットワークであり、当社グループは創薬に適したネットワーク技術の研究開発に注力しております。研究開発部門に所属する人員は平成19年6月30日現在、71名です。うち、7名が日本、64名が中国で研究活動を行っております。現時点において以下のような研究開発活動を実施しており、平成19年3月期において研究開発費の総額は384,531千円であります。なお、当社グループは遺伝子ネットワークによる創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っているため、事業の種類別セグメントの該当事項はございません。

当社グループは現在、抗癌剤、抗炎症剤の研究開発に加え、最新のバイオ技術とスーパーコンピュータなどのITを効果的に組み合わせ、血管内皮細胞の遺伝子ネットワークの構築を行っております。

肺線維症治療薬(F647)については、2つの適応症の臨床試験を行っております。(1)放射線性肺炎(RP)は、中国において平成17年5月より第1相臨床試験を実施し、同年12月より第2相臨床試験を開始しております。また(2)特発性肺線維症(IPF)については、平成18年2月に第2相臨床試験を開始しております。なお、肝線維症治療薬(F351)については中国において、平成18年12月に新薬治験申請を行いました。

遺伝子ネットワークの構築および解析に関する研究については、主要なプロジェクトを下記の共同研究として実施しております。九州大学久原研究室は実験と情報処理が融合した研究室であり、独自のマイクロアレイ技術・解析手法の開発を行っております。東京大学医科学研究所宮野研究室ではゲノム解析用の革新的なコンピュータアルゴリズムを開発すると同時に、実験設計、統計解析などを進めております。元ケンブリッジ大学で共同研究を行ってきた3人の科学者、Stephen Smith博士(スティーブン・スミス:当社取締役、現英国インペリアルカレッジ医学部校長)、Stephen Charnock-Jones博士(現英国ケンブリッジ大学)、並びにCristin Print博士(現ニュージーランド・オークランド大学)らは、血管内皮細胞を中心とした病理学のエキスパートであり、特にアポトーシスメカニズム、遺伝子機能分析・評価に関して動物モデル等を用いた研究を行っております。

#### 1) 抗癌剤研究

Shanghai Genomics, Inc.は、以前から癌に関わるキナーゼ(リン酸化酵素)に関する研究を進め、いくつかの有望な遺伝子を同定しております。

#### (癌領域) gni001

当社グループは、抗癌剤研究における創薬ターゲットをキナーゼに絞り、キナーゼを阻害する低分子化合物を同定する戦略を取っております。すでに多くのキナーゼが知られておりますが、当社グループは既に新規キナーゼ(gni001)を同定し、実証実験を行うことで創薬ターゲットとしての有用性を検証しております。

これまで当社グループで実施した実証実験では、酵母2ハイブリッド法による他のタンパク質との相互作用の確認と新規キナーゼであることを確認しております。

#### (癌領域) gni002

本ターゲットも機能が未知であった全く新規のキナーゼですが、アジアに多い食道癌と肺癌を適応領域としております。上記gni001と同様、実証実験からは創薬ターゲットとしての有用性を確認しております。また、本ターゲットに特異的な基質をペプチドライブラリーから見出すことが出来ました。

## 2) 抗炎症剤研究

英国ケンブリッジ大学とのライセンス契約により独占使用が可能となった遺伝子群及びそれに付随するノウハウ(情報・技術)をもとに、ネットワーク解析を利用した創薬を行っております。解析により見出された創薬ターゲット遺伝子及びそれに関連する情報(抗体、siRNA等)はノウハウとして蓄積しますが、抗体やタンパク製剤などのアプローチが予想される場合は、必要に応じて遺伝子そのものの特許出願を行います。

創薬プロセスの上流において、当社グループが開発、若しくは外部からライセンスを受けた創薬候補物を対象に、当社グループ及びケンブリッジ研究ラボと共同で遺伝子ネットワーク解析を実施し、それをケンブリッジ研究ラボ及びShanghai Genomics, Inc.が各種実証実験を通じてターゲット及び化合物の評価と選別を行っております。

(炎症領域) gni003

当社グループは、ケンブリッジ大学からヒト血管内皮細胞の炎症に関する遺伝子の知的財産のライセンスを受けていますが、このターゲット遺伝子リストについては、ケンブリッジ大学との実証研究による優先順位付けが必要であります。炎症に関する遺伝子ネットワーク解析からは、既によく知られている創薬ターゲット候補であるICAM1の上位に位置し、この遺伝子をブロックすると、炎症の原因となる血管内皮細胞への白血球の付着を阻害する現象を解明しております。現在は、実証実験が終了してICAM1同様の効果があることが確認できております。

## (2) 遺伝子ネットワークについて

### 1) 遺伝子ネットワーク

当社グループのシステム創薬事業は、遺伝子ネットワークに関する研究開発の成果を利用しております。現在でも、パスウェイ情報と呼ばれる細胞内分子のネットワーク情報は多く存在しますが、そのほとんどは発表済みの文献等から得られた情報を基にしてネットワーク図に仕立てたものであります。実際には文献毎に、動物種、臓器、細胞などの前提条件が違うにも関わらず、本来単純比較不可能な遺伝子情報を同等のものとして扱っているものが多く見受けられます。パスウェイ情報は、創薬ターゲットの同定を出発点とするゲノム創薬では極めて重要な情報であります。非常に微妙な差異が薬効や安全性に大きく影響する創薬という分野であるにもかかわらず、不完全な情報を元に研究開発を進めることによる弊害が多く見受けられます。

当社グループのネットワーク技術を創薬へ応用することは、例えて言えば、遺伝子ネットワークという地図の上で全体を俯瞰し、上空から重要な幹線ハイウェイのみならず、まだ知られていない狭い道に至るまでの詳細な情報を見ることが出来ます。遺伝子ネットワークという情報形態を利用することで、試行錯誤による創薬ターゲット遺伝子の探索ではなく、創薬ターゲットパスウェイに基づく創薬ターゲット遺伝子の探索という合理的なシステム創薬へと移行しております。

### 2) 遺伝子ネットワークの有効性

当社グループでは最先端のバイオ技術とスーパーコンピュータ技術を統合した工学的手法を用いて、当社グループで行ったマイクロアレイ実験に基づいた遺伝子発現データから遺伝子ネットワークを計算しております。

当社グループの遺伝子ネットワークの特徴は以下のとおりであります。

- ・ 当社グループ内で一貫した方法論に基づくゲノム実験によって遺伝子ネットワークを計算するために、未知の関係が見出せる可能性があります。また、文献既知情報では分からない新しい関係を発見する可能性も高まります。
- ・ 遺伝子ネットワークのニーズにあった細胞を選択しております。例えば、ヒト血管内皮細胞のネットワークを計算するデータは、英国ケンブリッジ大学を始め複数の病院で倫理承認を得た臍帯(臍の緒)から抽出した生体細胞を基に生成されます。ですから、当社グループの血管内皮細胞の遺伝子ネットワークには、実際の生体に近い遺伝子間関係が現れております。

- ・ 着目した遺伝子の周辺（上流や下流にある遺伝子）が網羅的に見えるため、創薬ターゲットにした場合の影響を推定することができます。また遺伝子ネットワーク上で既知の副作用経路を回避する可能性のある戦略を選択できます。

- ・ 遺伝子の周囲遺伝子との関係を見ることができるため、遺伝子機能を総合的に判断することができます。それによって、膨大な創薬ターゲット候補に対して優先順位を設けて絞り込むことができます。

当社グループは、独自のアルゴリズム（演算方法）とデータライブラリーを利用し、より精度の高い遺伝子ネットワークを構築しております。得られた遺伝子間の因果関係は、当社グループで開発された専用ソフトウェアで遺伝子ネットワークとして可視化され、未知遺伝子の機能予測や新規創薬ターゲットの発見とその妥当性につき、総合的に考慮した上で評価しております。具体的には、既存薬剤の投与や、重要な生理活性物質を投与した細胞（Treated cells）と正常細胞（Wild type cells）の遺伝子発現変化を比較して、遺伝子発現プロファイルを調査しております。

どのような物質を細胞に投与するかによって、得られる遺伝子ネットワークはそれぞれ異なります。その結果、作用機序が不明である既存薬剤では、遺伝子レベルでの関係が可視化されるので、作用機序の推定が可能となります。またすでに作用機序がよく知られている薬剤を用いる場合には、ターゲット遺伝子周辺の遺伝子ネットワークを精査することにより、より効果的な遺伝子が存在するかどうかを確認することができます。当社グループでは、すでに高脂血症治療剤や炎症性サイトカイン（相互作用タンパク因子）等を用いて遺伝子ネットワークを構築し、新規創薬ターゲットを発見しております。

このように、創薬基盤技術となる遺伝子ネットワークの構築を通じて得られた知見は、当社グループの知財になりえます。また一方で、解析アルゴリズムとともに知的財産ポートフォリオも形成しております。ヒト細胞の遺伝子ネットワーク以外にも、真菌での破壊データライブラリーを生成し、抗真菌剤に役立つ可能性の高い新規創薬ターゲットの同定や薬剤作用機序の解明に取り組んでいます。現在は、ヒト血管内皮細胞が鍵となる疾患領域を中心に取り組んでいますが、今後はヒト血管内皮細胞だけではなく、肝細胞をはじめとするその他多くの細胞へとネットワーク解析の適用範囲を広げることにより、より多くの疾患領域に対してこの技術を適用します。



## 7【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたり、見積もりが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積もり及び判断を行っております。また、実際の結果は見積もりによる不確実性があるため、これらの見積もりと異なる場合があります。当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は『第5経理の状況 1 [連結財務諸表等] 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項』に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

当社グループは創薬企業グループであります。医薬品開発が上市に至るまでには膨大な研究開発費が必要となります。当社グループは、医薬品開発をコスト優位性のあるグループ内で実施しておりますが、必要に応じて最適な相手とアライアンスを組み、外部資源を有効活用することによっても資産効率を上げております。また、主として長期借入れ及び株式の発行により資金調達しており、これら資金を研究開発、運転資金等に充当しております。

当連結会計年度における総資産は3,361,820千円（前年同期比40.2%増）であり、負債は377,165千円（前年同期比9.8%増）、純資産は2,984,654千円（前年同期比49.9%増、なお前連結会計年度の資本の部合計と比較しています）であります。これらの増加は、主に当社が総額1,841,000千円の第三者割当増資を実施したことによります。総資産のうち、流動資産は2,663,788千円（前年同期比48.4%増）、固定資産は698,032千円（前年同期比15.9%増）であります。現金及び預金が総資産の68.0%（2,284,672千円）を占めております。

また、現金及び現金同等物のうち、営業活動の結果使用した資金は780,939千円（前年同期比39.1%増）、投資活動の結果使用したものは186,191千円（前年同期比73.2%減）、財務活動の結果得られたものは1,854,391千円（前年同期比15.1%減）となりました。投資活動の結果使用した資金は、主にBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分の取得のために145,690千円を支出し、また財務活動の結果得られた資金は、主に当社が第三者割当増資を実施して得た1,829,411千円の収入であります。結果として、現金及び現金同等物は890,501千円増加し、期末残高2,284,672千円となりました。

### (3) 経営成績の分析

当連結会計年度は、前年に続き、遺伝子ネットワークを利用した富山化学工業株式会社との共同研究開発プロジェクトのマイルストーンを達成しました。また、Shanghai Genomics, Inc.が保有する先端ゲノム技術を用いて、複数の国際的製薬企業との共同研究を実施しました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高247,819千円（前年同期比46.8%増）と、増収を達成することができました。一方、主に研究開発活動の拡充に伴い研究開発費が増加したことにより、営業損失は914,683千円（前年同期比46.8%増）、経常損失は922,690千円（前年同期比45.9%増）及び当期純損失は933,845千円（前年同期比54.6%増）となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は35,344千円となりました。

主なものは、研究・試験用設備購入と、本社人員拡充による工具器具備品購入であります。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1)提出会社

平成19年3月31日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具器具備品 (千円)	合計 (千円)	
本社	東京都港区	統括業務施設	310	6,270	6,581	10
創業解析センター	福岡県福岡市早良区	研究開発用製造器具備品	3,547	10,216	13,764	7

(注) 1. 現在休止中の設備はありません。

2. 本社及び創業解析センターは賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料 (千円)	床面積	賃借先
本社	東京都港区虎ノ門	9,671	98㎡	森トラスト株式会社
創業解析センター	福岡県福岡市早良区	4,336	120㎡	財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

(注) 当社は平成19年5月21日に本社を東京都港区霞が関に移転しております。

3. 上記の他、主要な賃借ないしリース設備として、以下のものがあります。

設備の内容	設置場所	リース期間	年間リース料 (千円)
研究開発用IT設備 (スーパーコンピュータ)	渋谷データセンター (東京都渋谷区)	36ヶ月	6,163
統括業務用IT設備 (業務・経営管理システム)	渋谷データセンター (東京都渋谷区)	36ヶ月	17,763

4. 渋谷データセンターは賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料 (千円)	賃貸内容	賃借先
渋谷データセンター	東京都渋谷区	23,040	サーバーラック	シーティーシー・ラボラトリーシステムズ株式会社

5. 金額には消費税等は含まれておりません。

## (2)在外子会社

平成19年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属 設備 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具器具 備品 (千円)	合計 (千円)	
Shanghai Genomics, Inc.	本社 (中国 上海)	統括業務施設 研究開発用設備	15,510	66,420	23,707	105,638	91 (7)
Shanghai Genomics, Inc. (Beijing Office)	営業所 (中国 北京)	器具備品	-	-	536	536	1 (-)
Shanghai Genomics, Inc. (Zhengzhou Office)	営業所 (中国 鄭州)	器具備品	-	-	143	143	2 (-)

(注) 1. 現在休止中の設備はありません。

2. 在外子会社本社及び営業所は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料 (千円)	床面積	賃借先
Shanghai Genomics, Inc.	中国 上海	24,611	3,091m <sup>2</sup>	Shanghai(z.j) Hi-tech Park development Co.,Ltd
Shanghai Genomics, Inc. (Beijing Office)	中国 北京	1,517	123m <sup>2</sup>	Pei Pei Zhang
Shanghai Genomics, Inc. (Zhengzhou Office)	中国 鄭州	862	79m <sup>2</sup>	Zhengzhou post bureau

3. 臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

## 3【設備の新設、除却等の計画】(平成19年6月30日現在)

## (1)重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

## (2)重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種	類	発行可能株式総数(株)
普通株式		243,527,000
	計	243,527,000

(注) 平成19年6月13日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より81,141,000株増加し、243,527,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	60,881,831	非上場
計	60,881,831	-

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議(第1回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	500(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4.732	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年6月20日 至平成24年3月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4.732 資本組入額 2.366	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社(Gene Networks, Inc.を含む。)の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成14年3月1日の1年後の応答日の翌日において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来すること、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年6月29日取締役会決議（第5回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	1,061（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,061,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	55	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自 平成18年7月1日 至 平成26年6月29日  優遇税制適用外の場合 自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。 （ ）当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、（ ）当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または（ ）当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。 その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

（注）新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議（第5回新株予約権プランB）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	20（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	55	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

（注）新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。



平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年12月6日取締役会決議（第5回新株予約権プランC）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	5（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	55	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

（注）新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年1月18日取締役会決議（第5回新株予約権プランD）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	100（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	55	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

（注）新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年4月15日取締役会決議（第5回新株予約権プランE）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	15（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	65	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年4月16日 至 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 65 資本組入額 32.5	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

（注）新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議（第5回新株予約権プランF）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	493（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	493,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	110	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自 平成19年6月28日 至 平成26年6月29日  優遇税制適用外の場合 自 平成18年6月28日 至 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。 （ ）当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときは除く）、（ ）当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または（ ）当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。 その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

（注）新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年7月28日取締役会決議（第6回新株予約権プランA）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	2,000（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,000,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	110	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月29日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

（注）新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年10月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランB）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	120（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	120,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	110	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年10月21日 至平成27年6月30日  優遇税制適用外の場合 自平成18年10月21日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。 ( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。 その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

（注）新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年11月21日取締役会決議（第6回新株予約権プランC）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	108（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	108,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	110	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月22日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

（注）新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランD）

区分	最近事業年度末現在 同左（平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	664（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	664,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	140	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自 平成20年1月21日 至 平成27年6月30日  優遇税制適用外の場合 自 平成19年1月21日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。 （ ）当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、（ ）当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または（ ）当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。 その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

（注）新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。



平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議（第6回新株予約権プランE）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	286（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	286,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	140	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成20年4月20日 至平成27年6月30日  優遇税制適用外の場合 自平成19年4月20日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。 （ ）当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、（ ）当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または（ ）当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。 その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

（注）新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年6月20日取締役会決議（第7回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月21日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当社が新株予約権者に対し当該決議の通知を發したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上的の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年6月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第8回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	55（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	55,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 140 資本組入額 70	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年7月3日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときに除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第9回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	35（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	35,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 140 資本組入額 70	同左



区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年7月27日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第10回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	8(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年7月18日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第11回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	35(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第12回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左



区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年1月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第14回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月13日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第15回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	4（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日ら 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 140 資本組入額 70	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第16回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年5月15日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>	同左



区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第17回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	10（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 140 資本組入額 70	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当社が新株予約権者に対し当該決議の通知を發したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上的の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年9月19日取締役会決議（第18回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	5（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年9月20日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 140 資本組入額 70	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月28日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年11月16日取締役会決議（第19回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年6月30日）
新株予約権の数（個）	50（注）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月17日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 140 資本組入額 70	同左



区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年10月21日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議(第20回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	44(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年3月14日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年1月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
	<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年4月13日取締役会決議（第21回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	-	58(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	58,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	220
新株予約権の行使期間	-	自平成21年4月14日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 220 資本組入額 110

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件		<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年4月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
		<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	-	該当事項なし。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	該当事項なし。

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議(第22回新株予約権)

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	-	18(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	18,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	220
新株予約権の行使期間	-	自 平成21年5月15日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 220 資本組入額 110

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件		<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若し</p>



区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
		<p>くは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	該当事項なし。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	該当事項なし。

(注) 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議（第23回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	-	27(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	27,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	220
新株予約権の行使期間	-	自 平成20年5月15日 至 平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 220 資本組入額 110

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の行使の条件	-	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上的の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p>

区分	最近事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
		<p>行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の起算日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	該当事項なし。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	該当事項なし。

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成14年4月27日 (注1)	600	800	30,000	40,000	-	-
平成15年4月26日 (注2)	14,760,231	14,761,031	-	40,000	-	-
平成15年9月19日 (注3)	5,731,000	20,492,031	157,602	197,602	157,602	157,602
平成15年10月18日 (注4)	2,036,400	22,528,431	56,001	253,603	56,001	213,603
平成17年3月31日 (注5)	2,900,000	25,428,431	94,250	347,853	94,250	307,853
平成17年4月18日 (注6)	2,485,000	27,913,431	80,762	428,616	80,762	388,616
平成17年5月30日 (注7)	8,625,200	36,538,631	150,941	579,557	150,941	539,557
平成17年5月31日 (注8)	4,058,000	40,596,631	223,190	802,747	223,190	762,747
平成17年7月4日 (注9)	6,022,000	46,618,631	331,210	1,133,957	331,210	1,093,957
平成17年8月15日 (注10)	318,200	46,936,831	17,501	1,151,458	17,501	1,111,458
平成18年1月13日 (注11)	2,650,000	49,586,831	185,500	1,336,958	185,500	1,296,958
平成18年2月16日 (注12)	715,000	50,301,831	50,050	1,387,008	50,050	1,347,008
平成18年3月9日 (注13)	1,430,000	51,731,831	100,100	1,487,108	100,100	1,447,108
平成18年4月17日 (注14)	2,150,000	53,881,831	150,500	1,637,608	150,500	1,597,608
平成18年12月1日 (注15)	7,000,000	60,881,831	770,000	2,407,608	770,000	2,367,608

- (注) 1. 有償第三者割当  
発行価格 50,000円  
資本組入額 50,000円  
割当先 Gene Networks, Inc.

2. 株式分割(800:14,761,031)

3. 有償第三者割当  
発行価格 55円  
資本組入額 27円50銭  
割当先 クリティカルテクノロジー一号投資事業有限責任組合他15名
4. 有償第三者割当  
発行価格 55円  
資本組入額 27円50銭  
割当先 トランスサイエンス番号投資事業有限責任組合他6名
5. 有償第三者割当  
発行価格 65円  
資本組入額 32円50銭  
割当先 バイオテック・ヘルスケア一号投資事業有限責任組合他8名
6. 有償第三者割当  
発行価格 65円  
資本組入額 32円50銭  
割当先 野村アール・アンド・エー第二号投資事業有限責任組合他3名
7. 有償第三者割当（有利発行）  
発行価格 35円  
資本組入額 17円50銭  
割当先 イン・ルオ、ジュン・ウー
8. 有償第三者割当  
発行価格 110円  
資本組入額 55円  
割当先 DKR Soundshore Oasis Holding Fund Ltd.他5名
9. 有償第三者割当  
発行価格 110円  
資本組入額 55円  
割当先 Healthcare Partners LP他4名
10. 有償第三者割当  
発行価格 110円  
資本組入額 55円  
割当先 Yantze Investment Holdings LTD、Investment Portrait LTD
11. 有償第三者割当  
発行価格 140円  
資本組入額 70円  
割当先 ラルクCCP7投資事業組合、Raregold Ltd.

1 2 . 有償第三者割当

発行価格	140円
資本組入額	70円
割当先	九州ベンチャー投資事業有限責任組合

1 3 . 有償第三者割当

発行価格	140円
資本組入額	70円
割当先	UOB JAIC Venture Bio Investment Ltd.他 3 名

1 4 . 有償第三者割当

発行価格	140円
資本組入額	70円
割当先	Goldman Sachs International

1 5 . 有償第三者割当

発行価格	220円
資本組入額	110円
割当先	Evolution Master Fund Ltd. SPC, Segregated Portfolio M他 3 名

## (5) 【所有者別状況】

平成19年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	34	10	8	13	65	-
所有株式数（単元）	-	-	-	25,954	16,514	11,289	7,118	60,875	6,831
所有株式数の割合（％）	-	-	-	42.6	27.1	18.6	11.7	100.0	-

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成19年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 60,875,000	60,875	（注）
単元未満株式数	普通株式 6,831	-	-
発行済株式総数	60,881,831	-	-
総株主の議決権	-	60,875	-

（注） 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

## 【自己株式等】

平成19年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式数に対する所有株式数の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社、当社子会社及び当社の関係会社の役員、従業員及び社外の協力先に対して付与することを下記株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。



(平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議)(第1回新株予約権)

決議年月日	平成15年6月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{調整前払込金額}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年6月29日取締役会決議) (第5回新株予約権)

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 従業員 4名 子会社の役員 1名 社外の協力先 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前払込金額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議) (第5回新株予約権プランB)

決議年月日	平成16年7月12日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \times \text{自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \times \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年12月6日取締役会決議)(第5回新株予約権プランC)

決議年月日	平成16年12月6日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前払込金額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年1月18日取締役会決議)(第5回新株予約権プランD)

決議年月日	平成17年1月18日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年4月15日取締役会決議)(第5回新株予約権プランE)

決議年月日	平成17年4月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{調整前払込金額}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議)(第5回新株予約権プランF)

決議年月日	平成17年6月13日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 28名 社外の協力先 24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \times \text{自己株式数})}{\text{調整前払込金額} + (\text{既発行株式数} \times \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年7月28日取締役会決議)(第6回新株予約権プランA)

決議年月日	平成17年7月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \times \text{自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \times \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。



(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年10月20日取締役会決議)(第6回新株予約権プランB)

決議年月日	平成17年10月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 2名 社外の協力先 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前払込金額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年11月21日取締役会決議)(第6回新株予約権プランC)

決議年月日	平成17年11月21日
付与対象者の区分及び人数	従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議)(第6回新株予約権プランD)

決議年月日	平成18年1月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 5名 社外の協力先 1社 社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議)(第6回新株予約権プランE)

決議年月日	平成18年4月19日
付与対象者の区分及び人数	従業員 3名 子会社の従業員 3名 社外の協力先 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \times \text{自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \times \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年6月20日取締役会決議)(第7回新株予約権)

決議年月日	平成18年6月20日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。))の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \times \text{自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \times \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第8回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名 子会社の従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第9回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数})}{\text{調整前行使価額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第10回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。



(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第11回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。))の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第12回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。))の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第14回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第15回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第16回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第17回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年9月19日取締役会決議)(第18回新株予約権)

決議年月日	平成18年9月19日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年11月16日取締役会決議)(第19回新株予約権)

決議年月日	平成18年11月16日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数})}{\text{調整前行使価額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。



(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議)(第20回新株予約権)

決議年月日	平成19年3月13日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名 子会社の従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年4月13日取締役会決議)(第21回新株予約権)

決議年月日	平成19年4月13日
付与対象者の区分及び人数	従業員 5名 子会社の従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議)(第22回新株予約権)

決議年月日	平成19年5月14日
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議)(第23回新株予約権)

決議年月日	平成19年5月14日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社グループは設立以来、利益配当は実施しておりません。また各事業分野における研究開発活動を今後も引き続き実施していく必要があることから、資金の確保を優先する方針であり、当面は配当を予定しておりません。しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、今後の経営成績および財政状態を考慮した上で利益配当についても検討していきます。剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。内部留保資金につきましては、主として研究開発費用に有効活用し、さらなる企業価値の向上に努力していく所存であります。

## 4【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	CEO (最高経営 責任者)	佐保井 久理須	昭和46年1月19日生	平成7年9月 株式会社アットマーク設 立。取締役専務就任 平成10年10月 デジマ・インク設立。会長 兼CEO就任 平成13年6月 米国法人Gene Networks, Inc.設立。会長兼CEO就 任 平成13年11月 当社設立。代表取締役社長 兼CEO就任(現任) 平成17年5月 Shanghai Genomics, Inc. 董事長就任 平成19年7月 Shanghai Genomics, Inc. 監事就任(現任)	平成18年6 月20日か ら2年	4,312
代表取締役 専務	CFO (最高財務 責任者)	鈴木 勲一郎	昭和29年5月22日生	昭和53年4月 株式会社野村総合研究所入 社 企業調査部 研究員 昭和63年6月 同社企画部企画課課長 平成3年12月 同社バリ駐在員事務所長 平成6年7月 同社政策研究センター主任 研究員 平成14年3月 米国法人Gene Networks, Inc.入社。CFO就任 平成14年6月 当社代表取締役専務兼CFO 就任(現任) 平成17年5月 Shanghai Genomics, Inc. 董事就任 平成19年7月 Shanghai Genomics, Inc. 董事長就任(現任)	平成18年6 月20日か ら2年	54
代表取締役 常務	COO (最高執行 責任者)	イン・ルオ	昭和40年7月16日生	平成5年11月 アヴィロン入社 研究員 平成6年11月 クロンテック・ラボラト リーズ インク入社 プロ ジェクト・リーダー 平成9年8月 ライジェル・ファーマ シューティカルズ入社 シ ニア・ディレクター 平成13年5月 Shanghai Genomics, Inc.設 立。董事CEO就任(現 任) 平成17年6月 当社代表取締役常務、 COO就任(現任)	平成18年6 月20日か ら2年	4,312

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	CSO (最高科学 責任者)	ジュン・ウー	昭和41年8月27日生	平成3年1月 ジェネンテック・インク入 社 リサーチ・アシスタ ント 平成9年4月 ディナックス・リサーチ・ インスティテュート/シェ リング・ブラウ入社 ポス トドクター 平成12年1月 ライジェル・ファーマ シューティカルス入社 研 究員 平成13年9月 Shanghai Genomics, Inc. 董事CSO就任(現任) 平成17年6月 当社取締役CSO就任(現 任)	平成18年6 月20日か ら2年	4,312
取締役		鈴木 洋一	昭和29年2月7日生	昭和55年4月 株式会社ヤナセ・アンド・ アソシエイツ 入社 平成4年4月 株式会社インターリンク設 立。取締役就任 平成9年8月 井上喜株式会社入社 社長 室 新規事業開発グループ マネージャー 平成12年12月 株式会社IBC 代表取締役 社長就任 平成13年9月 イノベーション・エンジン 株式会社入社 インベスト メント・パートナー 平成15年6月 当社取締役就任(現任) 平成18年11月 イノベーション・エンジン 株式会社 取締役就任(現 任)	平成18年6 月20日か ら2年	-
取締役		松本 竹男	昭和25年1月3日生	平成12年7月 株式会社バイオテック・ヘル スケア・パートナーズ 代表取締役就任(現任) 平成15年6月 当社取締役就任(現任)	平成18年6 月20日か ら2年	-
取締役		スティーブン・ スミス	昭和26年3月8日生	昭和49年6月 英国ウェストミンスター病 院 研修外科医 昭和52年7月 英国ハマースミス病院 医 長 昭和63年10月 英国ケンブリッジ大学婦人 科教授 ロージー病院病理 学部長 平成15年12月 当社取締役就任(現任) 平成16年1月 英国グラスゴー大学医学部 長 平成16年8月 英国インペリアルカレッジ 医学部長(現任)	平成18年6 月20日か ら2年	707

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		片岡 隆志	昭和11年3月30日生	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 昭和49年9月 フィリピン・ベトロケミカル・プロダクツ・インク出向 社長就任 昭和58年12月 イラン-ジャパン・ベトロケミカル・カンパニー出向 取締役副社長就任 平成2年10月 大日精化工業株式会社米国法人社長就任(出向) 平成11年12月 株式会社スピードグループ 監査役就任 平成17年11月 当社入社。顧問就任 平成17年12月 当社監査役就任(現任)	平成17年12月28日から4年	-
監査役		近藤 義昭	昭和20年1月13日生	昭和44年4月 寺崎電気産業株式会社入社 昭和50年8月 TERASAKI DO BRASIL S/A 設立。CEO兼プレジデント就任 昭和61年2月 テラメックス株式会社設立。代表取締役就任 平成15年6月 当社監査役就任(現任) 平成17年5月 テラメックス株式会社顧問就任	平成16年6月29日から4年	-
監査役		東出 浩教	昭和37年10月17日生	昭和60年4月 鹿島建設株式会社入社 平成10年8月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科、講師 平成14年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科、助教授 平成18年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科、教授(現任) 平成18年6月 当社監査役就任(現任)	平成18年6月20日から4年	-
計						13,699

(注) 1. 取締役鈴木洋一、松本竹男及びスティーブン・スミスは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役近藤義昭及び監査役東出浩教は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。



## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーとの共存共栄が実現できると考えております。経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。

### (2)コーポレート・ガバナンスの体制の状況

#### 取締役会の状況

本書提出日現在において、取締役会は7名の取締役で構成されており、定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定を行う機関として安定的かつ機動的な運用をしております。取締役会における経営監視機能を充実するため、取締役総数7名のうち社外取締役が3名を占めており、かつ社外取締役は企業経営と医薬事業の経験を有する人材を登用しております。

なお、当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

また、当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

#### 監査役制度

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は月1回、臨時監査役会は必要に応じて随時開催されております。本書提出日現在において、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成され、常に取締役会に出席し、取締役会の運用状況を監査しております。また、必要に応じて監査役間による協議を実施しており、監査役相互の意見交換を実施しております。

非常勤監査役は企業経営の経験を有する人材を登用しております。また常勤監査役は、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。

#### 経営会議

取締役兼オフィサーに加え、オブザーバーとして常勤監査役及び法律顧問が出席して、毎月1回経営会議を開催しております。経営会議においては、経営上の重要事項や業務施策の進捗状況について、迅速な審議と意思疎通を行う体制としております。指揮命令系統はオフィサーを責任者として成り立っており、各部門は地域によらず、機能に基づき各部の管理職を通じ統制を行っております。具体的には、CEOが経営全般と事業企画担当部門、CFOが経営管理担当部門、COOが事業開発担当部門、CSOが研究開発担当部門をそれぞれ統括しております。

#### 内部統制システムの整備の状況及び内部監査

当社の内部統制システムは取締役会で承認された社内規程に従い、組織ごとの分掌業務の明確化及び権限の委譲が図られ、整備・運用されております。また、当社のグローバルな事業特性を考慮し、米国弁護士資格を持つ法律顧問を社内に配し、内部統制システムの整備・運用のチェックを日常的に実施しております。

内部監査は、企画管理部を主管部署として、全部署を対象に、業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財産を保全し不正過誤を予防しております。内部監査担当者は当社において5名（相互牽制のため企画管理部以外からの3名を含む）、Shanghai Genomics, Inc.において2名であり、内部監査を計画的・網羅的に実施しております。

#### 会計監査人その他第三者の状況

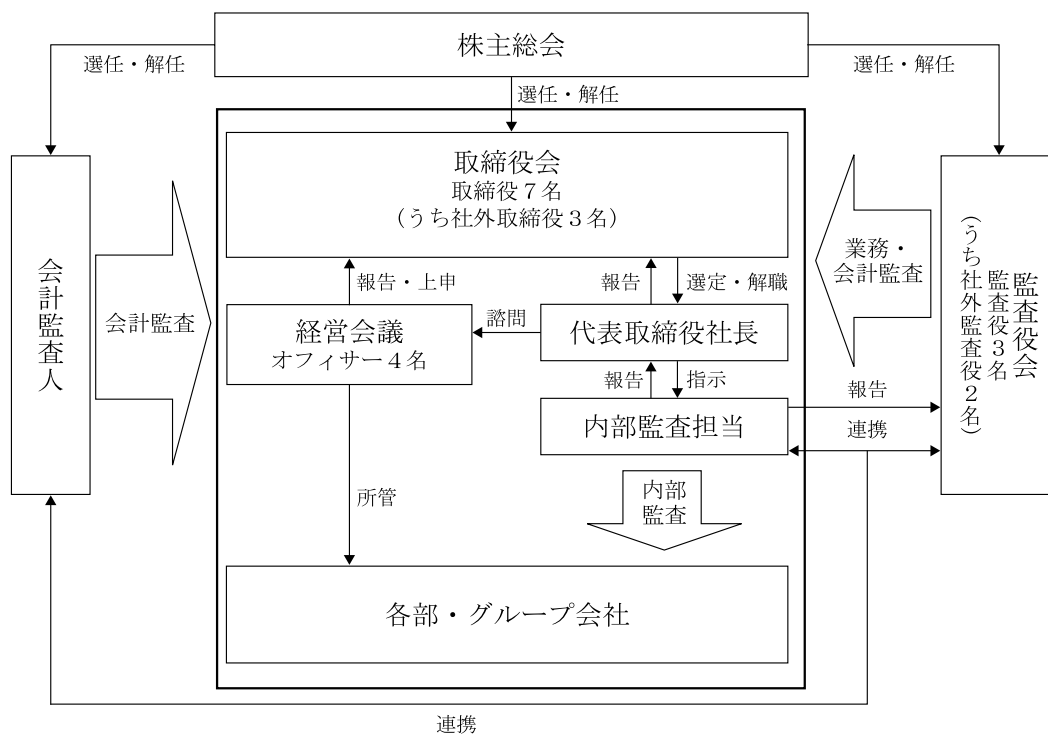
当社は現在、あずさ監査法人による証券取引法に基づく監査を受けております。当社は会計監査人よりは是正勧告や改善提案等の指摘を受けた場合、これら指摘事項に関する是正改善を速やかに実施しております。

また当社は必要に応じて法律顧問を通じ、弁護士等の外部専門家に重要な法的判断等の照会を実施し、これら専門家の見解を踏まえた検討を実施しております。

#### 内部監査担当者 と 監査役及び会計監査人の連携

当社では、内部監査担当者 と 監査役、会計監査人が監査の有効性と効率性を高めるため、適宜情報交換を行っております。特に内部監査担当者及び常勤監査役は、日常的な連携を行い、監査の継続的な改善を図っております。

## 当社グループのコーポレートガバナンス模式図



### (3) 当社と社外取締役、社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役のうちスティーブン・スミスは当社株式707千株を保有しており、株式総数に対する所有株式数の割合は1.16%です。社外監査役は当社株式を保有しておりません。なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間の取引関係その他の利害関係はありません。

### (4) 役員報酬の内容

取締役の年間報酬の総額は常勤取締役4名に対するものが50,799千円であり、社外取締役3名は無報酬であります。常勤監査役1名に対する報酬は3,600千円であり、社外監査役2名は無報酬であります。

### (5) 監査報酬の内容

当社の会計監査人であるあずさ監査法人に対する報酬は以下のとおりです。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	14,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	- 千円

### (6) 会計監査の内容

当社は証券取引法に基づく会計監査にあずさ監査法人を起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記の通りとなります。

業務を執行した公認会計士の氏名：市川一郎、金子寛人

会計監査業務に係る補助者の構成：

公認会計士 4名

その他 9名

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)及び前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日)及び当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金		1,394,170		2,284,672		
2 売掛金		77,013		110,605		
3 たな卸資産		122,419		113,269		
4 その他		202,759		156,680		
貸倒引当金		849		1,438		
流動資産合計		1,795,513	74.9	2,663,788	79.2	
固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物附属設備		63,278		65,639		
減価償却累計額		31,259	32,018	46,270	19,369	
(2) 機械及び装置		90,083		108,579		
減価償却累計額		24,987	65,096	29,256	79,323	
(3) 工具器具備品		67,113		79,872		
減価償却累計額		36,538	30,575	51,900	27,972	
有形固定資産合計			127,690		126,664	3.8
2 無形固定資産						
(1) 連結調整勘定			309,858			
(2) のれん					232,394	
(3) ソフトウェア			29,498		44,368	
(4) その他			168		4,969	
無形固定資産合計			339,525	14.2	281,732	8.4
3 投資その他の資産						
(1) 出資金					145,690	
(2) 長期前払費用			121,858		103,859	
(3) その他			13,043		40,084	
投資その他の資産合計			134,901	5.6	289,635	8.6
固定資産合計			602,117	25.1	698,032	20.8
資産合計			2,397,631	100.0	3,361,820	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 買掛金		8,729		17,563	
2 一年以内返済予定の 長期借入金		66,660		75,095	
3 未払金		71,556		61,139	
4 未払費用		5,775		52,299	
5 未払法人税等		7,298		8,826	
6 その他		30,196		23,641	
流動負債合計		190,217	7.9	238,564	7.1
固定負債					
1 長期借入金		50,015		66,560	
2 長期預り金		103,158		72,040	
固定負債合計		153,173	6.4	138,600	4.1
負債合計		343,390	14.3	377,165	11.2
(少数株主持分)					
少数株主持分		63,392	2.7		
(資本の部)					
資本金	1	1,487,108	62.0		
資本剰余金		1,447,108	60.4		
利益剰余金		975,111	40.7		
為替換算調整勘定		31,744	1.3		
資本合計		1,990,848	83.0		
負債、少数株主持分 及び資本合計		2,397,631	100.0		
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金				2,407,608	71.6
2 資本剰余金				2,367,608	70.5
3 利益剰余金				1,908,956	56.8
株主資本合計				2,866,259	85.3
評価・換算差額等					
為替換算調整勘定				40,604	1.2
評価・換算差額等合計				40,604	1.2
少数株主持分				77,791	2.3
純資産合計				2,984,654	88.8
負債純資産合計				3,361,820	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
売上高			168,861	100.0	247,819	100.0	
売上原価			78,176	46.3	133,761	54.0	
売上総利益			90,685	53.7	114,057	46.0	
販売費及び一般管理費	1,2		713,663	422.6	1,028,741	415.1	
営業損失			622,978	368.9	914,683	369.1	
営業外収益							
1 受取利息		1,053			1,638		
2 為替差益		695			637		
3 補助金収入		34,030			2,239		
4 先物為替予約評価益		-			13,949		
5 その他		4,668	40,447	23.9	3,018	21,483	8.7
営業外費用							
1 支払利息		8,333			6,107		
2 新株発行費		13,061			-		
3 株式交付費		-			7,165		
4 資金調達費用		15,508			4,422		
5 先物為替予約評価損		11,549			-		
6 和解金		-			7,500		
7 その他		1,566	50,019	29.6	4,294	29,490	11.9
経常損失			632,550	374.6	922,690	372.3	
特別利益							
固定資産売却益			-		2,060	0.8	
税金等調整前 当期純損失			632,550	374.6	920,630	371.5	
法人税、住民税 及び事業税			1,918	1.1	2,027	0.8	
少数株主利益又は少数株主 損失( )			30,242	17.9	11,188	4.5	
当期純損失			604,226	357.8	933,845	376.8	

【連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(千円)	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			307,853
資本剰余金増加高			
増資による新株の発行			1,139,254
資本剰余金期末残高			1,447,108
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			370,885
利益剰余金減少高			
当期純損失			604,226
利益剰余金期末残高			975,111

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)

項目	株主資本				評価・ 換算差額等 為替換算 調整勘定	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合 計			
平成18年 3月31日残高(千円)	1,487,108	1,447,108	975,111	1,959,104	31,744	63,392	2,054,241
連結会計年度中の変動額							
当期純損失			933,845	933,845			933,845
新株の発行	920,500	920,500		1,841,000			1,841,000
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					8,860	14,398	23,259
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	920,500	920,500	933,845	907,154	8,860	14,398	930,413
平成19年 3月31日残高(千円)	2,407,608	2,367,608	1,908,956	2,866,259	40,604	77,791	2,984,654

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税金等調整前当期純損失		632,550	920,630
2 減価償却費		65,320	54,720
3 連結調整勘定償却額		77,464	-
4 のれん償却額		-	77,464
5 受取利息		1,053	1,638
6 支払利息		8,333	6,107
7 為替差益		31	-
8 新株発行費		13,061	-
9 株式交付費		-	7,165
10 資金調達費用		15,508	4,422
11 固定資産売却益		-	2,060
12 売上債権の増減額( :増加)		32,825	32,309
13 たな卸資産の増減額( :増加)		6,840	13,549
14 仕入債務の増減額( :減少)		15,310	8,320
15 その他流動資産の増減額( :増加)		27,178	10,860
16 その他流動負債の増減額( :減少)		20,411	23,802
17 その他		35,497	2,716
小計		551,187	774,660
18 利息の受取額		1,053	1,638
19 利息の支払額		8,609	5,996
20 法人税等の支払額		2,686	1,921
営業活動によるキャッシュ・フロー		561,430	780,939
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得による支出		32,662	34,849
2 有形固定資産の売却による収入		-	4,052
3 無形固定資産の取得による支出		24,415	24,712
4 新規連結子会社取得による支出	2	595,870	-
5 持分の取得による支出		-	145,690
6 その他		42,050	15,008
投資活動によるキャッシュ・フロー		694,997	186,191
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入れによる収入		-	100,000
2 長期借入金の返済による支出		66,660	75,020
3 株式の発行による収入		2,249,938	1,829,411
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,183,278	1,854,391



		前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
現金及び現金同等物に係る換算差額		9,736	3,240
現金及び現金同等物の増加額		936,587	890,501
現金及び現金同等物の期首残高		457,583	1,394,170
現金及び現金同等物の期末残高	1	1,394,170	2,284,672

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 GNI USA, Inc. Shanghai Genomics, Inc.</p> <p>上記のうち Shanghai Genomics, Inc.については、当連結会計年度において新たに持分を取得したため、連結の範囲に含めております。</p>	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 GNI USA, Inc. Shanghai Genomics, Inc.</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。</p>	同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>Shanghai Genomics, Inc.の決算日は12月31日であり、上記は連結決算日(平成19年3月31日現在)で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、中国では平成19年1月1日から新企業会計準則が適用されておりますが、当連結会計年度(平成19年3月期)については旧企業会計準則に基づいて作成しております。</p>	同左
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>(イ)デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 当社は時価法を採用しております。</p> <p>(ロ) たな卸資産 原材料・貯蔵品・仕掛品 当社は、先入先出法による原価法を採用しております。</p> <p>在外連結子会社のうち、Shanghai Genomics, Inc.は移動平均法による低価法を採用しております。</p>	<p>(イ)デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 同左</p> <p>(ロ) たな卸資産 原材料・貯蔵品・仕掛品 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(4) 重要な繰延資産の処理方法</p>	<p>(イ) 有形固定資産 当社及び在外連結子会社 GNI USA, Inc. は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具器具備品 3～6年 在外連結子会社 Shanghai Genomics, Inc. は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 3～5年 機械及び装置 5～10年 工具器具備品 5年</p> <p>(ロ) 無形固定資産 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、販売用ソフトウェアについては見込販売可能期間(3年)、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 在外連結子会社 Shanghai Genomics, Inc. は自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年)に基づいております。</p> <p>(ハ) 長期前払費用 連結子会社である Shanghai Genomics, Inc が資産計上しているテクニカル・ノウハウを、長期前払費用として計上しております。償却期間は10年による定額法を採用しております。</p> <p>貸倒引当金 当社および連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(イ) 新株発行費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>(ロ) 株式交付費</p>	<p>(イ) 有形固定資産 同左</p> <p>(ロ) 無形固定資産 同左</p> <p>(ハ) 長期前払費用 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>(イ) 新株発行費</p> <p>(ロ) 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(5)重要なリース取引の処理方法  (6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項	(イ)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (ロ)在外子会社の会計処理基準 在外子会社の採用する会計基準は、現地において一般に公正妥当と認められている会計処理基準に従っております。 中国子会社である Shanghai Genomics, Inc.において、技術改良、技術研究等に用途を特定して、政府から受取った拠出金は、連結貸借対照表の「長期預り金」に計上しております。 この拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用は、連結貸借対照表の流動資産「その他」に計上され、当該プロジェクトが完了し、政府の検査及び承認を得た後に「長期預り金」と相殺されています。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (イ)消費税等の会計処理 同左 (ロ)在外子会社の会計処理基準 同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。	
7 のれん及び負ののれんの償却に関する事項		のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
8 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会社の損失処理について、連結会計年度中に確定した損失処理に基づいて作成しております。	
9 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>固定資産の減損に係る会計基準</p> <p>当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	
	<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等</p> <p>当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,906,863千円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正による連結貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前連結会計年度における「資本の部」は、当連結会計年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」、「評価・換算差額等」及び「少数株主持分」に分類して表示しております。</li> <li>前連結会計年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当連結会計年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。</li> <li>前連結会計年度において「利益剰余金」の次に表示しておりました「為替換算調整勘定」は、当連結会計年度から「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。</li> <li>前連結会計年度において「負債の部」の次に表示しておりました「少数株主持分」は、当連結会計年度から「純資産の部」の内訳科目として独立掲記しております。</li> </ol>
	<p>繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い</p> <p>当連結会計年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>
	<p>ストック・オプション等に関する会計基準等</p> <p>当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(連結貸借対照表) 前連結会計年度において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん」と表示しております。</p> <p>(連結損益計算書) 前事連結会計年度において、「新株発行費」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「株式交付費」と表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん償却額」と表示しております。 また前連結会計年度において、「新株発行費」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「株式交付費」と表示しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
1 当社の発行済株式総数は、普通株式51,731,831株であります。	

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 47,548千円	役員報酬 54,399千円
顧問料 126,873千円	顧問料 115,793千円
減価償却費 40,726千円	減価償却費 46,950千円
貸倒引当金繰入額 849千円	貸倒引当金繰入額 589千円
連結調整勘定償却額 77,464千円	のれん償却額 77,464千円
	従業員給与 115,988千円
	旅費交通費 52,377千円
2 一般管理費に含まれる研究開発費 243,065千円	2 一般管理費に含まれる研究開発費 384,531千円
	3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。
	機械及び装置 2,060千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	51,731	9,150		60,881

(変動事由の概要)

普通株式の当期増加は、平成18年4月17日および平成18年12月1日付で第三者割当増資を行ったことによります。

2 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回	普通株式	500	-	-	500	-
	第4回(注4)	普通株式	150	-	150	-	-
	第5回	普通株式	1,061	-	-	1,061	-
	第5回プランB	普通株式	20	-	-	20	-
	第5回プランC	普通株式	5	-	-	5	-
	第5回プランD	普通株式	100	-	-	100	-
	第5回プランE(注1)	普通株式	15	-	-	15	-
	第5回プランF(注3)	普通株式	516	-	23	493	-
	第6回プランA(注1)	普通株式	2,000	-	-	2,000	-
	第6回プランB	普通株式	120	-	-	120	-
	第6回プランC(注1,3)	普通株式	153	-	45	108	-
	第6回プランD(注1)	普通株式	664	-	-	664	-
	第6回プランE(注1,2)	普通株式	-	286	-	286	-
	第7回(注1,2)	普通株式	-	20	-	20	-
	第8回(注1,2)	普通株式	-	55	-	55	-
	第9回(注1,2)	普通株式	-	35	-	35	-
	第10回(注1,2)	普通株式	-	8	-	8	-
	第11回(注1,2)	普通株式	-	35	-	35	-
	第12回(注1,2)	普通株式	-	5	-	5	-
	第13回(注1,2,3)	普通株式	-	4	4	-	-
	第14回(注1,2)	普通株式	-	5	-	5	-
第15回(注1,2)	普通株式	-	4	-	4	-	
第16回(注1,2)	普通株式	-	5	-	5	-	
第17回(注1,2)	普通株式	-	10	-	10	-	
第18回(注1,2)	普通株式	-	5	-	5	-	
第19回(注1,2)	普通株式	-	50	-	50	-	
第20回(注1,2)	普通株式	-	44	-	44	-	
合計			5,304	571	222	5,653	-

- (注) 1 . 権利行使期間の初日が到来しておりません。  
 2 . 増加は新株予約権発行によるものであります。  
 3 . 減少は従業員の退職に伴う消却によるものであります。  
 4 . 減少は契約による失効に伴うものであります。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																														
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,394,170</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">1,394,170</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,394,170	現金及び現金同等物	1,394,170	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,284,672</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">2,284,672</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,284,672	現金及び現金同等物	2,284,672																						
現金及び預金勘定	1,394,170																														
現金及び現金同等物	1,394,170																														
現金及び預金勘定	2,284,672																														
現金及び現金同等物	2,284,672																														
<p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p>Shanghai Genomics, Inc. (平成17年4月1日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">289,183</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">228,719</td> <td style="text-align: right;">"</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定</td> <td style="text-align: right;">387,323</td> <td style="text-align: right;">"</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">31,392</td> <td style="text-align: right;">"</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">123,745</td> <td style="text-align: right;">"</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">84,378</td> <td style="text-align: right;">"</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">Shanghai Genomics, Inc. 株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">665,708</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> <tr> <td>Shanghai Genomics, Inc. の現金及び現金等価物</td> <td style="text-align: right;">69,838</td> <td style="text-align: right;">"</td> </tr> <tr> <td>差引:</td> <td style="text-align: right;">595,870</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>Shanghai Genomics, Inc. 取得のための支出</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	流動資産	289,183	千円	固定資産	228,719	"	連結調整勘定	387,323	"	流動負債	31,392	"	固定負債	123,745	"	少数株主持分	84,378	"	Shanghai Genomics, Inc. 株式の取得価額	665,708	千円	Shanghai Genomics, Inc. の現金及び現金等価物	69,838	"	差引:	595,870	千円	Shanghai Genomics, Inc. 取得のための支出			
流動資産	289,183	千円																													
固定資産	228,719	"																													
連結調整勘定	387,323	"																													
流動負債	31,392	"																													
固定負債	123,745	"																													
少数株主持分	84,378	"																													
Shanghai Genomics, Inc. 株式の取得価額	665,708	千円																													
Shanghai Genomics, Inc. の現金及び現金等価物	69,838	"																													
差引:	595,870	千円																													
Shanghai Genomics, Inc. 取得のための支出																															



## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																												
該当事項はありません。	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に関する注記</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計 額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具 備品</td> <td style="text-align: right;">57,746</td> <td style="text-align: right;">11,362</td> <td style="text-align: right;">46,384</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">5,693</td> <td style="text-align: right;">948</td> <td style="text-align: right;">4,744</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">63,440</td> <td style="text-align: right;">12,311</td> <td style="text-align: right;">51,128</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">20,553千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">31,341千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">51,894千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">13,456千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">12,311千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1,911千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、当期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具 備品	57,746	11,362	46,384	ソフトウェア	5,693	948	4,744	合計	63,440	12,311	51,128	1年以内	20,553千円	1年超	31,341千円	合計	51,894千円	支払リース料	13,456千円	減価償却費相当額	12,311千円	支払利息相当額	1,911千円
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																										
工具器具 備品	57,746	11,362	46,384																										
ソフトウェア	5,693	948	4,744																										
合計	63,440	12,311	51,128																										
1年以内	20,553千円																												
1年超	31,341千円																												
合計	51,894千円																												
支払リース料	13,456千円																												
減価償却費相当額	12,311千円																												
支払利息相当額	1,911千円																												

## (有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)および当連結会計年度(自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>取引の内容及び利用目的等 当社グループは、通常の営業過程における取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、先物為替予約取引（主として包括予約）を行っております。</p> <p>取引に対する取組方針 通貨関連におけるデリバティブ取引については、通常の営業過程における取引契約をヘッジするためのものであるため、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>取引に係るリスクの内容 通貨関連における先物為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。当社のデリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。</p> <p>取引に係るリスク管理体制 通貨関連のデリバティブ取引の実行及び管理は、「経理規程」に従い、経営管理部に集中しております。また「経理規程」をうけた「権限表」において、取引権限の限度及び取引限度額（成約高に対する割合）等が明示されております。さらにCFOは、月ごとの定例取締役会にデリバティブ取引をも含んだ財務報告をすることとなっております。</p>	<p>取引の内容及び利用目的等 同左</p> <p>取引に対する取組方針 同左</p> <p>取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>取引に係るリスク管理体制 通貨関連のデリバティブ取引の実行及び管理は、「経理規程」に従い、財務経理部に集中しております。また「経理規程」をうけた「権限表」において、取引権限の限度及び取引限度額（成約高に対する割合）等が明示されております。さらにCFOは、月ごとの定例取締役会にデリバティブ取引をも含んだ財務報告をすることとなっております。</p>

2 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(1) 通貨関連

区分	種類	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等 のうち1 年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等 のうち1 年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 人民元	255,960	100,000	242,796	11,549	100,000		99,334	48
合計		255,960	100,000	242,796	11,549	100,000		99,334	48

前連結会計年度  
(注) 時価の算定方法  
期末の時価は先物為替相場を基に、算定しております。

当連結会計年度  
(注) 時価の算定方法  
同左

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)および当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

退職給付制度を採用していないため該当事項がありません。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役 1名	社外の協力先 1社	取締役 1名 従業員 4名 子会社の役員 1名 社外の協力先 15名 社外の協力先 1社
ストック・オプション数(注)	普通株式数 500,000株	普通株式数 150,000株	普通株式数 1,311,000株
付与日	平成15年6月19日	平成15年6月19日	平成16年6月29日
権利確定条件	<p>権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社(Gene Networks, Inc.を含む。)の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年6月20日 至平成24年3月19日	<p>新株予約権の発行日の翌日から、次のいずれか早い時点までとする。</p> <p>2006年9月20日、当社の株式公開の日、当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、当社の合併、株式交換もしくは株式移転の効力発生するとき(但し、かかる合併、株式交換もしくは株式移転の直前の当社の株主が、当該合併、株式交換もしくは株式移転直後の存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の50%以上を保有する場合を除く。)</p>	<p>優遇税制適用の場合 自平成18年7月1日 至平成26年6月29日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自平成17年7月1日 至平成26年6月29日</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第5回新株予約権プランB	第5回新株予約権プランC	第5回新株予約権プランD
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 4名	社外の協力先 1名	社外の協力先 1社
ストック・オプション数 (注)	普通株式数 20,000株	普通株式数 5,000株	普通株式数 100,000株
付与日	平成16年7月12日	平成16年12月6日	平成17年1月18日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第5回新株予約権プランE	第5回新株予約権プランF	第6回新株予約権プランA
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	子会社の従業員 37名 社外の協力先 24名	取締役 1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式数 15,000株	普通株式数 516,000株	普通株式数 2,000,000株
付与日	平成17年4月15日	平成17年6月13日	平成17年7月28日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成19年4月16日 至平成26年6月29日	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日  優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日	自平成19年7月29日 至平成27年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第6回新株予約権プランB	第6回新株予約権プランC	第6回新株予約権プランD
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 2名 社外の協力先 1社	従業員 5名	子会社の従業員 5名 社外の協力先 1社 社外の協力先 1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式数 120,000株	普通株式数 153,000株	普通株式数 664,000株
付与日	平成17年10月20日	平成17年11月21日	平成18年1月20日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>優遇税制適用の場合 自平成19年10月21日 至平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自平成18年10月21日 至平成27年6月30日</p>	<p>自平成19年11月22日 至平成27年6月30日</p>	<p>優遇税制適用の場合 自平成20年1月21日 至平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自平成19年1月21日 至平成27年6月30日</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第6回新株予約権プランE	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び数	従業員 3名 子会社の従業員 3名 社外の協力先 5名	社外の協力先 1名	従業員 1名 子会社の従業員 2名
ストック・オプション数 (注)	普通株式数 286,000株	普通株式数 20,000株	普通株式数 55,000株
付与日	平成18年4月19日	平成18年6月20日	平成18年8月14日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>優遇税制適用の場合 自平成20年4月20日 至平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自平成19年4月20日 至平成27年6月30日</p>	<p>自平成19年6月21日 至平成28年6月20日</p>	<p>自平成20年8月15日 至平成28年6月20日</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。



	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	従業員 1名	従業員 1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式数 35,000株	普通株式数 8,000株	普通株式数 35,000株
付与日	平成18年8月14日	平成18年8月14日	平成18年8月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 1名	子会社の従業員 1名	子会社の従業員 1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式数 5,000株	普通株式数 4,000株	普通株式数 5,000株
付与日	平成18年8月14日	平成18年8月14日	平成18年8月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 1名	子会社の従業員 1名	社外の協力先 1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式数 4,000株	普通株式数 5,000株	普通株式数 10,000株
付与日	平成18年8月14日	平成18年8月14日	平成18年8月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成19年8月15日 至平成28年6月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	従業員 1名	従業員 1名 子会社の従業員 5名
ストック・オプション数 (注)	普通株式数 5,000株	普通株式数 50,000株	普通株式数 44,000株
付与日	平成18年9月19日	平成18年11月16日	平成19年3月13日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成20年9月20日 至平成28年6月20日	自平成20年11月17日 至平成28年6月20日	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況  
 当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社					
	第1回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランC	第5回新株予 約権プランD
決議年月日	平成15年 6月19日	平成15年 6月19日	平成16年 6月29日	平成16年 7月12日	平成16年 12月6日	平成17年 1月18日
権利確定前						
期首(株)	-	-	890,000	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	890,000	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首(株)	500,000	150,000	171,000	20,000	5,000	100,000
権利確定(株)	-	-	890,000	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	150,000	-	-	-	-
未行使残(株)	500,000	-	1,061,000	20,000	5,000	100,000

会社名	提出会社					
	第5回新株予 約権プランE	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランA	第6回新株予 約権プランB	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD
決議年月日	平成17年 4月15日	平成17年 6月13日	平成17年 7月28日	平成17年 10月20日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日
権利確定前						
期首(株)	15,000	516,000	2,000,000	120,000	153,000	664,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	23,000	-	-	45,000	-
権利確定(株)	-	216,000	-	50,000	-	530,000
未確定残(株)	15,000	277,000	2,000,000	70,000	108,000	134,000
権利確定後						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	216,000	-	50,000	-	530,000
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	216,000	-	50,000	-	530,000

会社名	提出会社					
回次	第6回新株予 約権プランE	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
決議年月日	平成18年 4月19日	平成18年 6月20日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
付与(株)	286,000	20,000	55,000	35,000	8,000	35,000
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
未確定残(株)	286,000	20,000	55,000	35,000	8,000	35,000
権利確定後						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-	-	-

会社名	提出会社					
回次	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権
決議年月日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
付与(株)	5,000	4,000	5,000	4,000	5,000	10,000
失効(株)	-	4,000	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
未確定残(株)	5,000	-	5,000	4,000	5,000	10,000
権利確定後						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-	-	-

会社名	提出会社		
	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権	第20回 新株予約権
決議年月日	平成18年 9月19日	平成18年 11月16日	平成19年 3月13日
権利確定前			
期首(株)	-	-	-
付与(株)	5,000	50,000	44,000
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	5,000	50,000	44,000
権利確定後			
期首(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社					
	第1回新株 予約権	第4回新株 予約権	第5回新株 予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランC	第5回新株予 約権プランD
決議年月日	平成15年 6月19日	平成15年 6月19日	平成16年 6月29日	平成16年 7月12日	平成16年 12月6日	平成17年 1月18日
権利行使価格(円)	4.732	4.732	55	55	55	55
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与時における公正な 評価単価(円)	-	-	-	-	-	-

会社名	提出会社					
	第5回新株予 約権プランE	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランA	第6回新株予 約権プランB	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD
決議年月日	平成17年 4月15日	平成17年 6月13日	平成17年 7月28日	平成17年 10月20日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日
権利行使価格(円)	65	110	110	110	110	140
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与時における公正な 評価単価(円)	-	-	-	-	-	-

会社名	提出会社					
	第6回新株予 約権プランE	第7回新株 予約権	第8回新株 予約権	第9回新株予 約権	第10回新株予 約権	第11回新株予 約権
決議年月日	平成18年 4月19日	平成18年 6月20日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利行使価格(円)	140	140	140	140	140	140
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与時における公正な 評価単価(円)	-	-	-	-	-	-



会社名	提出会社					
回次	第12回新株 予約権	第13回新株 予約権	第14回新株 予約権	第15回新株 予約権	第16回新株 予約権	第17回新株 予約権
決議年月日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利行使価格（円）	140	140	140	140	140	140
行使時平均株価（円）	-	-	-	-	-	-
付与時における公正な 評価単価（円）	-	-	-	-	-	-

会社名	提出会社		
回次	第18回新株 予約権	第19回新株 予約権	第20回新株 予約権
決議年月日	平成18年 9月19日	平成18年 11月16日	平成19年 3月13日
権利行使価格（円）	140	140	220
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与時における公正な 評価単価（円）	-	-	-

2. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法  
 スtock・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値は収益還元法により算定した株式評価額から行使価格を控除して算定しております。
3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法  
 基本的には将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
4. スtock・オプションの当連結会計年度末における本源的価値の合計額  
 18,960千円
5. 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
 該当事項はありません。
6. 連結財務諸表への影響額  
 当連結会計年度における連結財務諸表への影響はありません。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">367,489</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">2,177</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">127</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">2,298</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td style="text-align: right;">1,121</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">373,214</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">373,214</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳</p> <p style="margin-left: 20px;">税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。</p>	繰延税金資産		繰越欠損金	367,489	未払事業税	2,177	貸倒引当金損金不算入額	127	減価償却超過額	2,298	その他流動資産	1,121	繰延税金資産小計	373,214	評価性引当額	373,214	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金負債合計	-	繰延税金資産負債の純額	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">718,521</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">2,784</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">286</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">2,140</td> </tr> <tr> <td>未払賞与</td> <td style="text-align: right;">1,316</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td style="text-align: right;">616</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">725,665</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">725,665</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳</p> <p style="margin-left: 20px;">税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。</p>	繰延税金資産		繰越欠損金	718,521	未払事業税	2,784	貸倒引当金損金不算入額	286	減価償却超過額	2,140	未払賞与	1,316	その他流動資産	616	繰延税金資産小計	725,665	評価性引当額	725,665	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金負債合計	-	繰延税金資産負債の純額	-
繰延税金資産																																																			
繰越欠損金	367,489																																																		
未払事業税	2,177																																																		
貸倒引当金損金不算入額	127																																																		
減価償却超過額	2,298																																																		
その他流動資産	1,121																																																		
繰延税金資産小計	373,214																																																		
評価性引当額	373,214																																																		
繰延税金資産合計	-																																																		
繰延税金負債	-																																																		
繰延税金負債合計	-																																																		
繰延税金資産負債の純額	-																																																		
繰延税金資産																																																			
繰越欠損金	718,521																																																		
未払事業税	2,784																																																		
貸倒引当金損金不算入額	286																																																		
減価償却超過額	2,140																																																		
未払賞与	1,316																																																		
その他流動資産	616																																																		
繰延税金資産小計	725,665																																																		
評価性引当額	725,665																																																		
繰延税金資産合計	-																																																		
繰延税金負債	-																																																		
繰延税金負債合計	-																																																		
繰延税金資産負債の純額	-																																																		

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)および当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

当社及び連結子会社は、遺伝子ネットワークによる創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	65,446	103,415	-	168,861	-	168,861
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	16,526	16,526	(16,526)	-
計	65,446	103,415	16,526	185,387	(16,526)	168,861
営業費用	442,315	350,311	15,739	808,365	(16,526)	791,839
営業利益 又は営業損失( )	376,869	246,896	787	622,978	-	622,978
資産	1,661,619	835,941	20,189	2,517,750	(120,118)	2,397,631

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)中国

(2)米国

当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	103,975	143,844	-	247,819	-	247,819
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	305,003	14,750	319,753	(319,753)	-
計	103,975	448,847	14,750	567,572	(319,753)	247,819
営業費用	985,829	484,506	14,146	1,484,482	(321,978)	1,162,503
営業利益 又は営業損失( )	881,854	35,659	604	916,909	2,225	914,683
資産	3,317,477	572,932	18,029	3,908,439	(546,619)	3,361,820

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)中国

(2)米国

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	中国	米国	その他の地域	計
海外売上高(千円)	66,947	19,872	15,381	102,200
連結売上高(千円)				168,861
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	39.6	11.8	9.1	60.5

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
 (1) 中国  
 (2) 米国  
 (3) その他の地域.....欧州、中近東、北米  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	31,472	33,954	44,428	32,185	2,120	144,160
連結売上高(千円)						247,819
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	12.7	13.7	17.9	13.0	0.9	58.2

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
 (1) 中国  
 (2) 東南アジア・・・シンガポール  
 (3) 米国  
 (4) 欧州・・・オランダ、フランスなど  
 (5) その他・・・イスラエル  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。  
 4 従来、「その他の地域」に含めて表示しておりました「欧州」への売上高は、金額の重要性が高まったため、当連結会計年度から区分表示しております。前連結会計年度における「欧州」への売上高は、8,989千円で連結売上高に占める割合は5.3%でありました。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)および当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当事項はありません。

## ( 1 株当たり情報 )

前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
1株当たり純資産額	38円48銭	1株当たり純資産額	47円75銭
1株当たり当期純損失金額	13円81銭	1株当たり当期純損失金額	16円64銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
当期純損失 (千円)	604,226	933,845
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 (千円)	604,226	933,845
普通株式の期中平均株式数 (株)	43,760,917	56,108,132
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権12種類 (新株予約権の数5,304個)</p> <p>なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権25種類 (新株予約権の数5,653個)</p> <p>なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>																																												
<p>(1) 新株の発行 平成17年4月25日に開催された臨時株主総会における第三者割当による新株式発行の発行限度数の決議にもとづき、平成18年3月30日開催の取締役会の決議において、以下のとおり新株式の発行を決議し、平成18年4月17日に払込が完了いたしました。</p> <table border="0"> <tr> <td>募集方法</td> <td>第三者割当</td> </tr> <tr> <td>発行株式数</td> <td>普通株式 2,150,000株</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>1株につき140円</td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td>301,000,000円</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>1株につき70円</td> </tr> <tr> <td>資本組入額の総額</td> <td>150,500,000円</td> </tr> <tr> <td>申込期日</td> <td>平成18年4月17日</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成18年4月17日</td> </tr> <tr> <td>配当起算日</td> <td>平成18年4月1日</td> </tr> <tr> <td>割当先及び株式数</td> <td>Goldman Sachs Internationalに全株式割当</td> </tr> <tr> <td>資金の用途</td> <td>研究開発資金、運転資金</td> </tr> </table>	募集方法	第三者割当	発行株式数	普通株式 2,150,000株	発行価額	1株につき140円	発行価額の総額	301,000,000円	資本組入額	1株につき70円	資本組入額の総額	150,500,000円	申込期日	平成18年4月17日	払込期日	平成18年4月17日	配当起算日	平成18年4月1日	割当先及び株式数	Goldman Sachs Internationalに全株式割当	資金の用途	研究開発資金、運転資金	<p>(1) 新株予約権の発行 平成18年6月20日に開催された第5期定時株主総会における特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件の決議にもとづき、平成19年4月13日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>第21回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>58個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td>58,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td>1. 平成21年4月14日から平成28年6月20日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td>発行価格220円 資本組入額110円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td>1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</td> </tr> </table>	新株予約権の数	58個	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数	58,000株	新株予約権の行使時の払込金額	220円	新株予約権の行使期間	1. 平成21年4月14日から平成28年6月20日まで		2. 上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格220円 資本組入額110円	新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。		2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。		3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
募集方法	第三者割当																																												
発行株式数	普通株式 2,150,000株																																												
発行価額	1株につき140円																																												
発行価額の総額	301,000,000円																																												
資本組入額	1株につき70円																																												
資本組入額の総額	150,500,000円																																												
申込期日	平成18年4月17日																																												
払込期日	平成18年4月17日																																												
配当起算日	平成18年4月1日																																												
割当先及び株式数	Goldman Sachs Internationalに全株式割当																																												
資金の用途	研究開発資金、運転資金																																												
新株予約権の数	58個																																												
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-																																												
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																												
新株予約権の目的となる株式の数	58,000株																																												
新株予約権の行使時の払込金額	220円																																												
新株予約権の行使期間	1. 平成21年4月14日から平成28年6月20日まで																																												
	2. 上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																																												
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格220円 資本組入額110円																																												
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。																																												
	2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。																																												
	3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。																																												

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(2) 持分の取得による会社への投資</p> <p>その旨及び目的</p> <p>当社は Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分の 12.00%を Beijing Continent Factory より取得することにつき、平成 18 年 3 月 27 日の持分取得契約により合意いたしました。</p> <p>Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd. に対する出資持分の譲渡を受けることにより当社の企業価値を高めることを目的としております。</p> <p>持分を取得する会社の名称 Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.</p> <p>持分を取得する会社の事業内容 医薬品の製造および販売</p> <p>事業規模 (平成 17 年 12 月期)</p> <p>売上高 212,407千円 (14,479千人民元)</p> <p>売上総利益 136,269千円 (9,289千人民元)</p> <p>営業利益 2,185千円 (149千人民元)</p> <p>経常利益 2,743千円 (187千人民元)</p> <p>総資産額 673,485千円 (45,909千人民元)</p> <p>純資産額 242,392千円 (16,523千人民元)</p> <p>従業員数 79人</p> <p>持分取得の時期</p> <p>下記契約完了時に持分を取得いたします。</p> <p style="text-align: center;">契約の完了条件</p> <p>1. 当社の Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.に対する持分所有に関する登記手続きが完了している。</p> <p>2. 本契約に基づく持分譲渡の対価の引渡し完了している。</p> <p>取得する持分の取得価額および取得後の持分比率</p> <p>取得価額 123,228千円 (8,400千人民元)</p> <p>持分比率 12.00%</p> <p>支払資金の調達及び支払方法</p> <p>銀行借入および自己資金にて賄い、一括で銀行口座に振込み。</p>	<p>4. 上記の 1.を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成 19 年 4 月 1 日の 1 年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の 4 分の 1 に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の 48 分の 1 に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の 50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後 15 日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>代用払込みにに関する事項</p> <p>該当事項なし</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p> <p>該当事項なし</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>																																																										
<p>(3) 新株予約権の発行</p> <p>平成17年 6月30日に開催された第4期定時株主総会における特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件の決議にもとづき、平成18年 4月19日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">286個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td style="text-align: right;">286,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td style="text-align: right;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td style="text-align: right;">140円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成19年 4月20日より平成27年 6月30日の間で取締役会が定める期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行価格140円 資本組入額70円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. ( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後 15 日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下「新株予約権割当契約」という)に定めるところによる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡制限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</td> <td></td> </tr> </table>	新株予約権の数	286個	新株予約権の目的となる株式の数	286,000株	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の行使時の払込金額	140円	新株予約権の行使期間		平成19年 4月20日より平成27年 6月30日の間で取締役会が定める期間		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格140円 資本組入額70円		新株予約権の行使の条件		1. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。		2. ( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後 15 日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。		3. その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下「新株予約権割当契約」という)に定めるところによる。		新株予約権の譲渡制限		新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。		<p>(2) 新株予約権の発行</p> <p>平成18年6月20日に開催された第5期定時株主総会における特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件の決議にもとづき、平成19年 5月14日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>第22回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">18個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td style="text-align: right;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td style="text-align: right;">18,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 平成 21 年 5 月 15 日から平成 28 年 6 月 20 日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 上記 1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行価格220円 資本組入額110円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も 3 ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には 1 年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記 4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後 1 年間に限り、死亡した時点で下記 4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 上記 の 1.を条件に、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成 19 年 5 月 1 日の 1 年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の 4 分の 1 に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日</td> <td></td> </tr> </table>	新株予約権の数	18個	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数	18,000株	新株予約権の行使時の払込金額	220円	新株予約権の行使期間		1. 平成 21 年 5 月 15 日から平成 28 年 6 月 20 日まで		2. 上記 1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格220円 資本組入額110円		新株予約権の行使の条件		1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も 3 ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には 1 年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記 4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。		2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後 1 年間に限り、死亡した時点で下記 4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。		3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。		4. 上記 の 1.を条件に、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成 19 年 5 月 1 日の 1 年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の 4 分の 1 に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日	
新株予約権の数	286個																																																										
新株予約権の目的となる株式の数	286,000株																																																										
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																																										
新株予約権の行使時の払込金額	140円																																																										
新株予約権の行使期間																																																											
平成19年 4月20日より平成27年 6月30日の間で取締役会が定める期間																																																											
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																											
発行価格140円 資本組入額70円																																																											
新株予約権の行使の条件																																																											
1. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。																																																											
2. ( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後 15 日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。																																																											
3. その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下「新株予約権割当契約」という)に定めるところによる。																																																											
新株予約権の譲渡制限																																																											
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。																																																											
新株予約権の数	18個																																																										
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-																																																										
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																																										
新株予約権の目的となる株式の数	18,000株																																																										
新株予約権の行使時の払込金額	220円																																																										
新株予約権の行使期間																																																											
1. 平成 21 年 5 月 15 日から平成 28 年 6 月 20 日まで																																																											
2. 上記 1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																																																											
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																											
発行価格220円 資本組入額110円																																																											
新株予約権の行使の条件																																																											
1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も 3 ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には 1 年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記 4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。																																																											
2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後 1 年間に限り、死亡した時点で下記 4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。																																																											
3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。																																																											
4. 上記 の 1.を条件に、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成 19 年 5 月 1 日の 1 年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の 4 分の 1 に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日																																																											



<p>前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>																
	<p>において割当を受けた新株予約権の 48 分の 1 に相当する数が加算される。ただし、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の 50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後 15 日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p> <p>第23回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>27個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td>27,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.</td> <td>平成20年5月15日から平成28年6月20日まで</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>上記 1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td> </tr> </table> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格220円 資本組入額110円</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、</p>	新株予約権の数	27個	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数	27,000株	新株予約権の行使時の払込金額	220円	新株予約権の行使期間		1.	平成20年5月15日から平成28年6月20日まで	2.	上記 1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。
新株予約権の数	27個																
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-																
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																
新株予約権の目的となる株式の数	27,000株																
新株予約権の行使時の払込金額	220円																
新株予約権の行使期間																	
1.	平成20年5月15日から平成28年6月20日まで																
2.	上記 1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発生したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>4. 上記の1.を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。</p> <p>「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。但し、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>																											
	<p>(3) 持分の取得による会社の買収</p> <p>Shanghai Genomics, Inc.社を完全子会社化するために、当社は Shanghai Genomics, Inc.社の持分を追加取得いたします。追加取得につき平成19年6月18日に上海財産権取引所より財産権取引証明書が発行されたことで、持分取得に関する契約が確定しました。</p> <p>持分取得の相手会社の名称 上海創業投資有限公司 (13.29%) 上海張江高科技園區開發股份有限公司 (9.97%)</p> <p>買収する会社の名称、事業内容、規模 会社の名称 Shanghai Genomics, Inc. 事業内容 創薬開発ならびに生物化学的実験等の請負事業</p> <p>事業規模 (平成18年12月期)</p> <table border="0"> <tr> <td>売上高</td> <td>332,695千円</td> <td>(2,178万人民元)</td> </tr> <tr> <td>売上総利益</td> <td>188,081千円</td> <td>(1,231万人民元)</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>41,842千円</td> <td>(273万人民元)</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>38,139千円</td> <td>(249万人民元)</td> </tr> <tr> <td>総資産額</td> <td>492,297千円</td> <td>(3,223万人民元)</td> </tr> <tr> <td>純資産額</td> <td>303,186千円</td> <td>(1,985万人民元)</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>100人</td> <td></td> </tr> </table> <p>持分取得の時期 契約完了時に持分を取得</p> <p>取得する持分の取得価額および取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr> <td>取得価額</td> <td>486,477千円</td> <td>(3,000万人民元)</td> </tr> <tr> <td>持分比率</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </table> <p>支払資金の調達および支払方法 自己資金にて賄い、一括で銀行口座に振り込み</p>	売上高	332,695千円	(2,178万人民元)	売上総利益	188,081千円	(1,231万人民元)	営業利益	41,842千円	(273万人民元)	経常利益	38,139千円	(249万人民元)	総資産額	492,297千円	(3,223万人民元)	純資産額	303,186千円	(1,985万人民元)	従業員数	100人		取得価額	486,477千円	(3,000万人民元)	持分比率	100%	
売上高	332,695千円	(2,178万人民元)																										
売上総利益	188,081千円	(1,231万人民元)																										
営業利益	41,842千円	(273万人民元)																										
経常利益	38,139千円	(249万人民元)																										
総資産額	492,297千円	(3,223万人民元)																										
純資産額	303,186千円	(1,985万人民元)																										
従業員数	100人																											
取得価額	486,477千円	(3,000万人民元)																										
持分比率	100%																											

【連結附属明細表】(平成19年3月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	66,660	75,095	5.3%	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	50,015	66,560	4.0%	平成22年11月
計	116,675	141,655	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	25,080	25,080	16,400	-

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金		1,316,965		2,189,919		
2 売掛金		67,850		71,859		
3 原材料		9,507		4,444		
4 前払費用		38,041		14,680		
5 未収入金				9,451		
6 前渡金	1	113,052		104,074		
7 仮払金		42,050				
8 その他		6,215		6,988		
流動資産合計		1,593,683	68.5	2,401,418	72.4	
固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物附属設備		5,877		5,877		
減価償却累計額		675	5,202	2,019	3,858	
(2) 工具器具備品		41,268		46,759		
減価償却累計額		20,880	20,388	30,271	16,487	
有形固定資産合計			25,590		20,345	0.6
2 無形固定資産						
(1) 商標権			168		146	
(2) ソフトウェア			29,274		44,225	
無形固定資産合計			29,442		44,371	1.3
3 投資その他の資産						
(1) 関係会社株式			0		0	
(2) 出資金					145,690	
(3) 関係会社出資金			665,708		665,708	
(4) 関係会社長期貸付金			20,756		18,114	
(5) 敷金			12,902		39,943	
貸倒引当金			20,756		18,114	
投資その他の資産合計			678,610		851,342	25.7
固定資産合計			733,644		916,059	27.6
資産合計			2,327,328		3,317,477	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
<b>(負債の部)</b>						
流動負債						
1			9,357		2,038	
2			66,660		75,095	
3			60,212		64,702	
4			3,680		32,943	
5			7,204		8,826	
6			973		1,698	
7			13,998		2,047	
			162,087	7.0	187,352	5.7
流動負債合計						
固定負債						
			50,015		66,560	
			50,015	2.1	66,560	2.0
			212,102	9.1	253,912	7.7
負債合計						
<b>(資本の部)</b>						
	2		1,487,108	63.9		
資本金						
資本剰余金						
		1,447,108				
			1,447,108	62.2		
資本準備金						
資本剰余金合計						
利益剰余金						
		818,990				
			818,990	35.2		
当期未処理損失						
利益剰余金合計						
資本合計						
負債及び資本合計						
<b>(純資産の部)</b>						
株主資本						
1					2,407,608	72.6
2						
				2,367,608		
					2,367,608	71.3
資本準備金						
資本剰余金合計						
3						
				1,711,650		
					1,711,650	51.6
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金						
利益剰余金合計						
株主資本合計						
純資産合計						
負債純資産合計						

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	
売上高			65,446	100.0	103,975	100.0
売上原価			14,710	22.5	45,859	44.1
売上総利益			50,735	77.5	58,115	55.9
販売費及び一般管理費	1,2,3		427,605	653.3	939,969	904.0
営業損失			376,869	575.8	881,854	848.1
営業外収益						
1 受取利息	1	960			1,962	
2 為替差益		364			-	
3 先物為替予約評価益		-			13,949	
4 その他		60	1,385	2.1	1,178	17,090
16.4						
営業外費用						
1 支払利息		8,333			6,107	
2 株式交付費		-			7,165	
3 新株発行費		13,061			-	
4 固定資産除却損		748			-	
5 資金調達関連費用		15,508			4,422	
6 先物為替予約評価損		11,549			-	
7 和解金		-			7,500	
8 原材料除却損		-			3,079	
9 その他		-	49,200	75.2	236	28,511
27.4						
経常損失			424,684	648.9	893,275	859.1
特別利益						
貸倒引当金戻入益		1,341	1,341	2.1	2,642	2,642
2.5						
特別損失						
関係会社株式評価損		22,291	22,291	34.1	-	-
-						
税引前当期純損失			445,635	680.9	890,632	856.6
法人税、住民税 及び事業税			1,827	2.8	2,027	1.9
当期純損失			447,462	683.7	892,659	858.5
前期繰越損失			371,527			
当期未処理損失			818,990			

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		4,152	28.2	10,691	23.3
労務費		3,050	20.8	2,952	6.4
経費		7,507	51.0	32,216	70.3
当期売上原価		14,710	100.0	45,859	100.0

原価計算の方法 原価計算の方法  
 原価計算の方法は、プロジェクト 同左  
 別個別原価計算であり、実際原価  
 を用いて計算しております。

【損失処理計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (株主総会承認日 平成19年3月30日)	
		金額(千円)	
当期末処理損失			818,990
損失処理額			
次期繰越損失			818,990

(注) 日付は株主総会の再承認日であります。

【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	株主資本				純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
			資本準備金	その他利益剰余金			
				繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	1,487,108	1,447,108	818,990		2,115,225		
事業年度中の変動額							
当期純損失			892,659		892,659		
新株の発行	920,500	920,500			1,841,000		
事業年度中の変動額合計 (千円)	920,500	920,500	892,659		948,340		
平成19年3月31日残高(千円)	2,407,608	2,367,608	1,711,650		3,063,565		



重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 総平均法による原価法を採用しております。	(1) 子会社株式 同左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	時価法	同左
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 原材料 先入先出法による原価法を採用しております。	(1) 原材料 同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具器具備品 3～6年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、販売用ソフトウェアについては見込販売可能期間(3年)、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。	(1) 有形固定資産 同左  (2) 無形固定資産 同左
5 繰延資産の処理方法	(1) 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。 (2) 株式交付費	(1) 新株発行費  (2) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左
7 重要なリース取引の処理方法		リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>固定資産の減損に係る会計基準 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	
	<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,063,565千円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」として表示しております。</li> <li>2. 前事業年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。</li> <li>3. 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「当期末処理損失」は、当事業年度から「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております。</li> </ol>
	<p>繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 当事業年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>
	<p>ストック・オプション等に関する会計基準等 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

## 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(貸借対照表) 当事業年度から、「仮払金」(当事業年度1,598千円)は金額が僅少となったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。
	(損益計算書) 前事業年度において、「新株発行費」として掲記されていたものは、当事業年度から「株式交付費」と表示しております。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 前渡金 113,052千円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 前渡金 104,074千円
2. 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 普通株式 162,386,000株 発行済株式総数 普通株式 51,731,831株	2.
3. 資本の欠損の額は818,990千円であります。	3.

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 関係会社との取引に係わるものが次のとおり含まれております。 関係会社よりの受取利息 734千円	1. 関係会社との取引に係わるものが次のとおり含まれております。 関係会社への試験研究費 298,228千円
2. 販売費に属する費用のおおよその割合は42%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は58%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 47,548千円 従業員給与 24,223千円 旅費交通費 22,835千円 支払手数料 42,382千円 顧問料 98,578千円 試験研究費 146,943千円	2. 販売費に属する費用のおおよその割合は57%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は43%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 54,399千円 従業員給与 74,724千円 旅費交通費 42,528千円 支払手数料 25,438千円 顧問料 113,924千円 試験研究費 518,366千円
3. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 146,943千円	3. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 518,366千円

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																												
該当事項はありません。	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に関する注記</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額 相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累 計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">57,746</td> <td style="text-align: right;">11,362</td> <td style="text-align: right;">46,384</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">5,693</td> <td style="text-align: right;">948</td> <td style="text-align: right;">4,744</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">63,440</td> <td style="text-align: right;">12,311</td> <td style="text-align: right;">51,128</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">20,553千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">31,341千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">51,894千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">13,456千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">12,311千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1,911千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、当期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具備品	57,746	11,362	46,384	ソフトウェア	5,693	948	4,744	合計	63,440	12,311	51,128	1年以内	20,553千円	1年超	31,341千円	合計	51,894千円	支払リース料	13,456千円	減価償却費相当額	12,311千円	支払利息相当額	1,911千円
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																										
工具器具備品	57,746	11,362	46,384																										
ソフトウェア	5,693	948	4,744																										
合計	63,440	12,311	51,128																										
1年以内	20,553千円																												
1年超	31,341千円																												
合計	51,894千円																												
支払リース料	13,456千円																												
減価償却費相当額	12,311千円																												
支払利息相当額	1,911千円																												

## (有価証券関係)

前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)および当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)における子会社株式で時価のあるものはありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
繰越欠損金 307,853	繰越欠損金 669,281
未払事業税 2,177	未払事業税 2,784
貸倒損失 8,406	貸倒損失 7,370
減価償却超過額 1,436	減価償却超過額 1,060
関係会社株式評価損 9,027	関係会社株式評価損 9,070
繰延税金資産小計 328,902	繰延税金資産小計 689,567
評価性引当額 328,902	評価性引当額 689,567
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債 -	繰延税金負債 -
繰延税金負債合計 -	繰延税金負債合計 -
繰延税金資産負債の純額 -	繰延税金資産負債の純額 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳
税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。	税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 40円89銭	1株当たり純資産額 50円32銭
1株当たり当期純損失金額 10円21銭	1株当たり当期純損失金額 15円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
当期純損失(千円)	447,462	892,659
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	447,462	892,659
普通株式の期中平均株式数(株)	43,760,917	56,108,132
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権12種類(新株予約権の数5,304個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権25種類(新株予約権の数5,653個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																				
<p>(1) 新株の発行</p> <p>平成17年4月25日に開催された臨時株主総会における第三者割当による新株式発行の発行限度数の決議にもとづき、平成18年3月30日開催の取締役会の決議において、以下のとおり新株式の発行を決議し、平成18年4月17日に払込が完了いたしました。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">募集方法</td> <td style="text-align: right;">第三者割当</td> </tr> <tr> <td>発行株式数</td> <td style="text-align: right;">普通株式 2,150,000株</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td style="text-align: right;">1株につき140円</td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td style="text-align: right;">301,000,000円</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td style="text-align: right;">1株につき70円</td> </tr> <tr> <td>資本組入額の総額</td> <td style="text-align: right;">150,500,000円</td> </tr> <tr> <td>申込期日</td> <td style="text-align: right;">平成18年4月17日</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td style="text-align: right;">平成18年4月17日</td> </tr> <tr> <td>配当起算日</td> <td style="text-align: right;">平成18年4月1日</td> </tr> <tr> <td>割当先及び株式数</td> <td style="text-align: right;">Goldman Sachs Internationalに全株式割当</td> </tr> <tr> <td>資金の用途</td> <td style="text-align: right;">研究開発資金、運転資金</td> </tr> </table>	募集方法	第三者割当	発行株式数	普通株式 2,150,000株	発行価額	1株につき140円	発行価額の総額	301,000,000円	資本組入額	1株につき70円	資本組入額の総額	150,500,000円	申込期日	平成18年4月17日	払込期日	平成18年4月17日	配当起算日	平成18年4月1日	割当先及び株式数	Goldman Sachs Internationalに全株式割当	資金の用途	研究開発資金、運転資金	<p>(1) 新株予約権の発行</p> <p>平成18年6月20日に開催された第5期定時株主総会における特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件の決議にもとづき、平成19年4月13日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">第21回新株予約権</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">58個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td style="text-align: right;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td style="text-align: right;">58,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新株予約権の行使期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1.平成21年4月14日から平成28年6月20日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2.上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発行価格220円 資本組入額110円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新株予約権の行使の条件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</td> </tr> </table>	第21回新株予約権		新株予約権の数	58個	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数	58,000株	新株予約権の行使時の払込金額	220円	新株予約権の行使期間		1.平成21年4月14日から平成28年6月20日まで		2.上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格220円 資本組入額110円		新株予約権の行使の条件		1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。		2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。		3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。	
募集方法	第三者割当																																																				
発行株式数	普通株式 2,150,000株																																																				
発行価額	1株につき140円																																																				
発行価額の総額	301,000,000円																																																				
資本組入額	1株につき70円																																																				
資本組入額の総額	150,500,000円																																																				
申込期日	平成18年4月17日																																																				
払込期日	平成18年4月17日																																																				
配当起算日	平成18年4月1日																																																				
割当先及び株式数	Goldman Sachs Internationalに全株式割当																																																				
資金の用途	研究開発資金、運転資金																																																				
第21回新株予約権																																																					
新株予約権の数	58個																																																				
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-																																																				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																																				
新株予約権の目的となる株式の数	58,000株																																																				
新株予約権の行使時の払込金額	220円																																																				
新株予約権の行使期間																																																					
1.平成21年4月14日から平成28年6月20日まで																																																					
2.上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																					
発行価格220円 資本組入額110円																																																					
新株予約権の行使の条件																																																					
1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。																																																					
2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。																																																					
3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。																																																					

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(2) 持分の取得による会社への投資 その旨及び目的 当社はBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.の持分の12.00%をBeijing Continent Factoryより取得することにつき、平成18年3月27日の持分取得契約により合意いたしました。</p> <p>Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.に対する出資持分の譲渡を受けることにより当社の企業価値を高めることを目的としております。</p> <p>持分を取得する会社の相手先の名称 Beijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.</p> <p>持分を取得する会社の事業内容 医薬品の製造及び販売</p> <p>事業規模 (平成17年12月期) 売上高 212,407千円(14,479千人民元) 売上総利益 136,269千円(9,289千人民元) 営業利益 2,185千円(149千人民元) 経常利益 2,743千円(187千人民元) 総資産額 673,485千円(45,909千人民元) 純資産額 242,392千円(16,523千人民元) 従業員数 79人</p> <p>持分取得の時期 下記契約完了時に持分を取得いたします。 契約の完了条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社のBeijing Continent Pharmaceutical Co., Ltd.に対する持分所有に関する登記手続きが完了している。</li> <li>2. 本契約に基づく持分譲渡の対価の引渡し完了している。</li> </ol> <p>取得する持分の取得価額及び取得後の持分比率 取得価額 123,228千円(8,400千人民元) 持分比率 12.00%</p> <p>支払資金の調達及び支払方法 銀行借入及び自己資金にて賄い、一括で銀行口座に振込み。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 上記の1.を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年4月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。但し、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</li> <li>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</li> </ol> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>																																																								
<p>(3) 新株予約権の発行 平成17年 6月30日に開催された第4期定時株主総会における特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件の決議にもとづき、平成18年 4月19日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">286個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td style="text-align: right;">286,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td style="text-align: right;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td style="text-align: right;">140円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成19年 4月20日より平成27年 6月30日の間で取締役会が定める期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発行価格140円 資本組入額70円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新株予約権の行使の条件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. ( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後 15 日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3. その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下「新株予約権割当契約」という)に定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</td> </tr> </table>	新株予約権の数	286個	新株予約権の目的となる株式の数	286,000株	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の行使時の払込金額	140円	新株予約権の行使期間		平成19年 4月20日より平成27年 6月30日の間で取締役会が定める期間		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格140円 資本組入額70円		新株予約権の行使の条件		1. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。		2. ( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後 15 日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。		3. その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下「新株予約権割当契約」という)に定めるところによる。		新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。		<p>(2) 新株予約権の発行 平成18年6月20日に開催された第5期定時株主総会における特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件の決議にもとづき、平成19年 5月14日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>第22回新株予約権</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">18個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td style="text-align: right;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td style="text-align: right;">18,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. 平成 21 年 5 月 15 日から平成 28 年 6 月 20 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 上記 1. により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4. 但書に定める事由が生じた場合には、4. 但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発行価格220円 資本組入額110円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新株予約権の行使の条件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も 3 ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には 1 年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記 4. により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後 1 年間に限り、死亡した時点で下記 4. により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4. 上記 の 1. を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの特典の時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成 19 年 5 月 1 日の 1 年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の 4 分の 1 に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約</td> </tr> </table>	新株予約権の数	18個	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数	18,000株	新株予約権の行使時の払込金額	220円	新株予約権の行使期間		1. 平成 21 年 5 月 15 日から平成 28 年 6 月 20 日まで		2. 上記 1. により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4. 但書に定める事由が生じた場合には、4. 但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格220円 資本組入額110円		新株予約権の行使の条件		1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も 3 ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には 1 年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記 4. により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。		2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後 1 年間に限り、死亡した時点で下記 4. により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。		3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。		4. 上記 の 1. を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの特典の時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成 19 年 5 月 1 日の 1 年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の 4 分の 1 に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約	
新株予約権の数	286個																																																								
新株予約権の目的となる株式の数	286,000株																																																								
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																																								
新株予約権の行使時の払込金額	140円																																																								
新株予約権の行使期間																																																									
平成19年 4月20日より平成27年 6月30日の間で取締役会が定める期間																																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																									
発行価格140円 資本組入額70円																																																									
新株予約権の行使の条件																																																									
1. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。																																																									
2. ( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または( )当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後 15 日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。																																																									
3. その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下「新株予約権割当契約」という)に定めるところによる。																																																									
新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。																																																									
新株予約権の数	18個																																																								
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-																																																								
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																																								
新株予約権の目的となる株式の数	18,000株																																																								
新株予約権の行使時の払込金額	220円																																																								
新株予約権の行使期間																																																									
1. 平成 21 年 5 月 15 日から平成 28 年 6 月 20 日まで																																																									
2. 上記 1. により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4. 但書に定める事由が生じた場合には、4. 但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																									
発行価格220円 資本組入額110円																																																									
新株予約権の行使の条件																																																									
1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も 3 ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には 1 年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記 4. により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。																																																									
2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後 1 年間に限り、死亡した時点で下記 4. により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。																																																									
3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。																																																									
4. 上記 の 1. を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの特典の時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成 19 年 5 月 1 日の 1 年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の 4 分の 1 に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約																																																									



<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>																
	<p>権の 48 分の 1 に相当する数が加算される。但し、( ) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( ) 当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は( ) 当社の総株主の議決権の 50% に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後 15 日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認をするものとする。</p> <p>代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p> <p>第23回新株予約権</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">27個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td style="text-align: right;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td style="text-align: right;">27,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 平成20年5月15日から平成28年6月20日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 上記 1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、 4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td> <td></td> </tr> </table> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格220円 資本組入額110円</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p>	新株予約権の数	27個	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数	27,000株	新株予約権の行使時の払込金額	220円	新株予約権の行使期間		1. 平成20年5月15日から平成28年6月20日まで		2. 上記 1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、 4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。	
新株予約権の数	27個																
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-																
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																
新株予約権の目的となる株式の数	27,000株																
新株予約権の行使時の払込金額	220円																
新株予約権の行使期間																	
1. 平成20年5月15日から平成28年6月20日まで																	
2. 上記 1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、 4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
	<p>当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当社が新株予約権者に対し当該決議の通知を發したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も 3 ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には 1 年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記 4. により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後 1 年間に限り、死亡した時点で下記 4. により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>3. 1 個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>4. 上記の 1. を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。</p> <p>「権利行使可能数」とは、平成 19 年 5 月 1 日の 1 年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の 4 分の 1 に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の 48 分の 1 に相当する数が加算される。但し、( )当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、( )当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は( )当社の総株主の議決権の 50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後 15 日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>																											
	<p>(3) 持分の取得による会社の買収</p> <p>Shanghai Genomics, Inc.社を完全子会社化するために、当社はShanghai Genomics, Inc.社の持分を追加取得いたします。追加取得につき平成19年6月18日に上海財産権取引所より財産権取引証明書が発行されたことで、持分取得に関する契約が確定しました。</p> <p>持分取得の相手会社の名称 上海創業投資有限公司 (13.29%) 上海張江高科技園區開發股份有限公司 (9.97%)</p> <p>買収する会社の名称、事業内容、規模 会社の名称 Shanghai Genomics, Inc. 事業内容 創薬開発ならびに生物化学的実験等の請負事業</p> <p>事業規模 (平成18年12月期)</p> <table border="0"> <tr> <td>売上高</td> <td>332,695千円</td> <td>(2,178万人民元)</td> </tr> <tr> <td>売上総利益</td> <td>188,081千円</td> <td>(1,231万人民元)</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>41,842千円</td> <td>(273万人民元)</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>38,139千円</td> <td>(249万人民元)</td> </tr> <tr> <td>総資産額</td> <td>492,297千円</td> <td>(3,223万人民元)</td> </tr> <tr> <td>純資産額</td> <td>303,186千円</td> <td>(1,985万人民元)</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>100人</td> <td></td> </tr> </table> <p>持分取得の時期 契約完了時に持分を取得</p> <p>取得する持分の取得価額および取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr> <td>取得価額</td> <td>486,477千円</td> <td>(3,000万人民元)</td> </tr> <tr> <td>持分比率</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </table> <p>支払資金の調達および支払方法 自己資金にて賄い、一括で銀行口座に振り込み</p>	売上高	332,695千円	(2,178万人民元)	売上総利益	188,081千円	(1,231万人民元)	営業利益	41,842千円	(273万人民元)	経常利益	38,139千円	(249万人民元)	総資産額	492,297千円	(3,223万人民元)	純資産額	303,186千円	(1,985万人民元)	従業員数	100人		取得価額	486,477千円	(3,000万人民元)	持分比率	100%	
売上高	332,695千円	(2,178万人民元)																										
売上総利益	188,081千円	(1,231万人民元)																										
営業利益	41,842千円	(273万人民元)																										
経常利益	38,139千円	(249万人民元)																										
総資産額	492,297千円	(3,223万人民元)																										
純資産額	303,186千円	(1,985万人民元)																										
従業員数	100人																											
取得価額	486,477千円	(3,000万人民元)																										
持分比率	100%																											

【附属明細表】(平成19年3月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	5,877	-	-	5,877	2,019	1,343	3,858
工具器具備品	41,268	5,490	-	46,759	30,271	9,391	16,487
有形固定資産計	47,146	5,490	-	52,636	32,291	10,735	20,345
無形固定資産							
商標権	222	-	-	222	75	22	146
ソフトウェア	38,782	27,805	-	66,587	22,362	12,853	44,225
無形固定資産計	39,005	27,805	-	66,810	22,438	12,876	44,371

(注) 当期増減額の内訳

(千円)

工具器具備品	増加額	事務用パソコン及び周辺機器	4,121
工具器具備品	増加額	事務所備品	1,369
ソフトウェア	増加額	GeniBaseバージョンアップ	20,405
ソフトウェア	増加額	セルイラストレータバージョンアップ	7,400

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	20,756	-	-	2,642	18,114

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、対象債権の減少に伴う減少であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成19年3月31日現在)

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	32
預金	
普通預金	2,089,886
定期預金	100,000
小計	2,189,886
合計	2,189,919

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
㈱DNAチップ研究所	32,917
富山化学工業㈱	28,788
第一製薬㈱	9,975
その他	177
合計	71,859

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{2}{(B)}$
67,850	108,677	104,668	71,859	59.3	234.6

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、当期発生高には消費税等が含まれております。

原材料

品目	金額 (千円)
試薬類	4,444
合計	4,444

関係会社出資金

相手先	金額 (千円)
Shanghai Genomics, Inc.	665,708
合計	665,708

買掛金

相手先	金額 (千円)
正晃㈱福岡営業所	2,038
合計	2,038

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券、100,000株券
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 大阪営業所及び各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 大阪営業所及び各取次所
買取手数料	無料(注)
公告掲載方法	<p>電子公告により行います。</p> <p>ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</p> <p>なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下の通りであります。</p> <p style="text-align: center;"><a href="http://www.gene-networks.com/company/index.html">http://www.gene-networks.com/company/index.html</a></p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2【第三者割当等の概況】

#### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	株式(3)
発行年月日	平成17年4月18日	平成17年5月30日	平成17年5月31日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	2,485,000株	8,625,200株	4,058,000株
発行価格	1株につき金65円 (注)5	1株につき金35円 (注)5	1株につき金110円 (注)5
資本組入額	1株につき金32円50銭	1株につき金17円50銭	1株につき金55円
発行価額の総額	161,525,000円	301,882,000円	446,380,000円
資本組入額の総額	80,762,500円	150,941,000円	223,190,000円
発行方法	有償第三者割当増資	有償第三者割当増資 (有利発行)	有償第三者割当増資
保有期間等に関する確約			

項目	株式(4)	株式(5)	株式(6)
発行年月日	平成17年7月4日	平成17年8月15日	平成18年1月13日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	6,022,000株	318,200株	2,650,000株
発行価格	1株につき金110円 (注)5	1株につき金110円 (注)5	1株につき金140円 (注)5
資本組入額	1株につき金55円	1株につき金55円	1株につき金70円
発行価額の総額	662,420,000円	35,002,000円	371,000,000円
資本組入額の総額	331,210,000円	17,501,000円	185,500,000円
発行方法	有償第三者割当増資	有償第三者割当増資	有償第三者割当増資
保有期間等に関する確約			



項目	株式(7)	株式(8)	株式(9)
発行年月日	平成18年2月16日	平成18年3月9日	平成18年4月17日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	715,000株	1,430,000株	2,150,000株
発行価格	1株につき金140円 (注)5	1株につき金140円 (注)5	1株につき金140円 (注)5
資本組入額	1株につき金70円	1株につき金70円	1株につき金70円
発行価額の総額	100,100,000円	200,200,000円	301,000,000円
資本組入額の総額	50,050,000円	100,100,000円	150,500,000円
発行方法	有償第三者割当増資	有償第三者割当増資	有償第三者割当増資
保有期間等に関する確約			(注)2

項目	株式(10)
発行年月日	平成18年12月1日
種類	普通株式
発行数	7,000,000株
発行価格	1株につき金220円 (注)5
資本組入額	1株につき金110円
発行価額の総額	1,540,000,000円
資本組入額の総額	770,000,000円
発行方法	有償第三者割当増資
保有期間等に関する確約	(注)2

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
発行年月日	平成17年4月30日	平成17年6月28日	平成17年7月28日
種類	第5回新株予約権プランEの付与(ストックオプション)	第5回新株予約権プランFの付与(ストックオプション)	第6回新株予約権プランAの付与(ストックオプション)
発行数	15,000株	493,000株	2,000,000株
発行価格	1株につき 65円 (注)5	1株につき 110円 (注)5	1株につき 110円 (注)5
資本組入額	1株につき 32.50円	1株につき 55円	1株につき 55円
発行価額の総額	975,000円	54,230,000円	220,000,000円
資本組入額の総額	487,500円	27,115,000円	110,000,000円
発行方法	平成16年6月29日開催の定時株主総会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成16年6月29日開催の定時株主総会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成17年6月30日開催の定時株主総会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約			

項目	新株予約権(4)	新株予約権(5)	新株予約権(6)
発行年月日	平成17年10月31日	平成17年11月30日	平成18年1月31日
種類	第6回新株予約権プランBの付与(ストックオプション)	第6回新株予約権プランCの付与(ストックオプション)	第6回新株予約権プランDの付与(ストックオプション)
発行数	120,000株	108,000株	664,000株
発行価格	1株につき 110円 (注)5	1株につき 110円 (注)5	1株につき 140円 (注)5
資本組入額	1株につき 55円	1株につき 55円	1株につき 70円
発行価額の総額	13,200,000円	11,880,000円	92,960,000円
資本組入額の総額	6,600,000円	5,940,000円	46,480,000円
発行方法	平成17年6月30日開催の定時株主総会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成17年6月30日開催の定時株主総会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成17年6月30日開催の定時株主総会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約			

項目	新株予約権(7)	新株予約権(8)	新株予約権(9)
発行年月日	平成18年4月28日	平成18年6月30日	平成18年8月31日
種類	第6回新株予約権 プランEの付与 (ストックオプション)	第7回新株予約権の付与 (ストックオプション)	第8回新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	286,000株	20,000株	55,000株
発行価格	1株につき 140円 (注)5	1株につき 140円 (注)5	1株につき 140円 (注)5
資本組入額	1株につき 70円	1株につき 70円	1株につき 70円
発行価額の総額	40,040,000円	2,800,000円	7,700,000円
資本組入額の総額	20,020,000円	1,400,000円	3,850,000円
発行方法	平成17年6月30日開催の定時株主総会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3、4	(注)3	(注)4

項目	新株予約権(10)	新株予約権(11)	新株予約権(12)
発行年月日	平成18年8月31日	平成18年8月31日	平成18年8月31日
種類	第9回新株予約権の付与 (ストックオプション)	第10回新株予約権の付与 (ストックオプション)	第11回新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	35,000株	8,000株	35,000株
発行価格	1株につき 140円 (注)5	1株につき 140円 (注)5	1株につき 140円 (注)5
資本組入額	1株につき 70円	1株につき 70円	1株につき 70円
発行価額の総額	4,900,000円	1,120,000円	4,900,000円
資本組入額の総額	2,450,000円	560,000円	2,450,000円
発行方法	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)4	(注)4	(注)4

項目	新株予約権(13)	新株予約権(14)	新株予約権(15)
発行年月日	平成18年8月31日	平成18年8月31日	平成18年8月31日
種類	第12回新株予約権の付与(ストックオプション)	第14回新株予約権の付与(ストックオプション)	第15回新株予約権の付与(ストックオプション)
発行数	5,000株	5,000株	4,000株
発行価格	1株につき 140円 (注)5	1株につき 140円 (注)5	1株につき 140円 (注)5
資本組入額	1株につき 70円	1株につき 70円	1株につき 70円
発行価額の総額	700,000円	700,000円	560,000円
資本組入額の総額	350,000円	350,000円	280,000円
発行方法	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)4	(注)4	(注)4

項目	新株予約権(16)	新株予約権(17)	新株予約権(18)
発行年月日	平成18年8月31日	平成18年8月31日	平成18年9月29日
種類	第16回新株予約権の付与(ストックオプション)	第17回新株予約権の付与(ストックオプション)	第18回新株予約権の付与(ストックオプション)
発行数	5,000株	10,000株	5,000株
発行価格	1株につき 140円 (注)5	1株につき 140円 (注)5	1株につき 140円 (注)5
資本組入額	1株につき 70円	1株につき 70円	1株につき 70円
発行価額の総額	700,000円	1,400,000円	700,000円
資本組入額の総額	350,000円	700,000円	350,000円
発行方法	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)4	(注)3	(注)4

項目	新株予約権(19)	新株予約権(20)	新株予約権(21)
発行年月日	平成18年11月30日	平成19年3月30日	平成19年4月27日
種類	第19回新株予約権の付与 (ストックオプション)	第20回新株予約権の付与 (ストックオプション)	第21回新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	50,000株	44,000株	58,000株
発行価格	1株につき 140円 (注)5	1株につき 220円 (注)5	1株につき 220円 (注)5
資本組入額	1株につき 70円	1株につき 110円	1株につき 110円
発行価額の総額	7,000,000円	9,680,000円	12,760,000円
資本組入額の総額	3,500,000円	4,840,000円	6,380,000円
発行方法	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)4	(注)4	(注)4

項目	新株予約権(22)	新株予約権(23)
発行年月日	平成19年5月31日	平成19年5月31日
種類	第22回新株予約権の付与 (ストックオプション)	第23回新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	18,000株	27,000株
発行価格	1株につき 220円 (注)5	1株につき 220円 (注)5
資本組入額	1株につき 110円	1株につき 110円
発行価額の総額	3,960,000円	5,940,000円
資本組入額の総額	1,980,000円	2,970,000円
発行方法	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年6月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)4	(注)3

- (注) 1. 第三者割当による募集株式の割当の制限に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める上場前公募等規則第 25 条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の 1 年前の日以後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める上場前公募等規則第 28 条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の 1 年前の日以後において、募集新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 同取引所の定める上場前公募等規則第 29 条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の 1 年前の日以後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、同取引所が必要と認める書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (4) 当社が、前 3 項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (5) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は平成19年3月31日であります。
2. 上記 1. (1) の規定及び同取引所の定める上場前公募等規則の取扱い第21条の規定に基づき、当社は割当を受けた者との間で、割当株式を、原則として、割当を受けた日から上場日以後 6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後 1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後 1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
  3. 上記 1. (2) の規定及び同取引所の定める上場前公募等規則の取扱い第24条の規定に基づき、当社は割当を受けた者との間で、割当新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日以後 6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後 1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後 1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
  4. 上記 1. (3) の規定及び同取引所の定める上場前公募等規則の取扱い第25条の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、新株予約権の割当日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  5. 発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー方式により算定された価格を参考に決定しております。
  6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項の詳細については以下のとおりであります。

項目	新株予約権 (1)	新株予約権 (2)	新株予約権 (3)
行使時の払込金額	975,000円 (1株につき65円)	54,230,000円 (1株につき110円)	220,000,000円 (1株につき110円)
行使請求期間	自平成19年4月16日 至平成26年6月29日	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日  優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日	自平成19年7月29日 至平成27年6月30日
行使の条件及び譲渡に関する事項	平成16年6月29日開催の株主総会決議および平成17年4月15日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。	平成16年6月29日開催の株主総会決議および平成17年6月13日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。	平成17年6月30日開催の株主総会決議および平成17年7月28日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

項目	新株予約権 (4)	新株予約権 (5)	新株予約権 (6)
行使時の払込金額	13,200,000円 (1株につき110円)	11,880,000円 (1株につき110円)	92,960,000円 (1株につき140円)
行使請求期間	優遇税制適用の場合 自平成19年10月21日 至平成27年6月30日  優遇税制適用外の場合 自平成18年10月21日 至平成27年6月30日	自平成19年11月22日 至平成27年6月30日	優遇税制適用の場合 自平成20年1月21日 至平成27年6月30日  優遇税制適用外の場合 自平成19年1月21日 至平成27年6月30日
行使の条件及び譲渡に関する事項	平成17年6月30日開催の株主総会決議および平成17年10月20日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。	平成17年6月30日開催の株主総会決議および平成17年11月21日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。	平成17年6月30日開催の株主総会決議および平成18年1月20日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

項目	新株予約権 (7)	新株予約権 (8)	新株予約権 (9)
行使時の払込金額	40,040,000円 (1株につき140円)	2,800,000円 (1株につき140円)	7,700,000円 (1株につき140円)
行使請求期間	優遇税制適用の場合 自平成20年4月20日 至平成27年6月30日  優遇税制適用外の場合 自平成19年4月20日 至平成27年6月30日	自平成19年6月21日 至平成28年6月20日	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日
行使の条件及び譲渡に関する事項	平成17年6月30日開催の株主総会決議および平成18年4月19日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成18年6月20日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

項目	新株予約権 (10)	新株予約権 (11)	新株予約権 (12)
行使時の払込金額	4,900,000円 (1株につき140円)	1,120,000円 (1株につき140円)	4,900,000円 (1株につき140円)
行使請求期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日
行使の条件及び譲渡に関する事項	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

項目	新株予約権 (13)	新株予約権 (14)	新株予約権 (15)
行使時の払込金額	700,000円 (1株につき140円)	700,000円 (1株につき140円)	560,000円 (1株につき140円)
行使請求期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日
行使の条件及び譲渡に関する事項	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

項目	新株予約権 (16)	新株予約権 (17)	新株予約権 (18)
行使時の払込金額	700,000円 (1株につき140円)	1,400,000円 (1株につき140円)	700,000円 (1株につき140円)
行使請求期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	自平成19年8月15日 至平成28年6月20日	自平成20年9月20日 至平成28年6月20日
行使の条件及び譲渡に関する事項	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成18年9月19日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

項目	新株予約権 (19)	新株予約権 (20)	新株予約権 (21)
行使時の払込金額	7,000,000円 (1株につき140円)	9,680,000円 (1株につき220円)	12,760,000円 (1株につき220円)
行使請求期間	自平成20年11月17日 至平成28年6月20日	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日	自平成21年4月14日 至平成28年6月20日
行使の条件及び譲渡に関する事項	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成18年11月16日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成19年3月13日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成19年4月13日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

項目	新株予約権 (22)	新株予約権 (23)
行使時の払込金額	3,960,000円 (1株につき220円)	5,940,000円 (1株につき220円)
行使請求期間	自平成21年5月15日 至平成28年6月20日	自平成20年5月15日 至平成28年6月20日
行使の条件及び譲渡に関する事項	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成19年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。	平成18年6月20日開催の株主総会決議および平成19年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権付与対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。



## 2【取得者の概況】

### 株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
野村アール・アンド・エー 第二号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 野村リサーチ・アンド・アドバイザーズ株式会社 代表執行役社長 渡辺 章人	東京都千代田区大手町 2丁目2-2	投資事業 組合	1,150,000	74,750,000 (65)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
アイピーアールV-2号投資事業組合 業務執行組合員 アイピーアールベンチャー キャピタル株式会社 代表取締役社長 園 吉輔	東京都中央区日本橋 室町3丁目2-9	投資事業 組合	800,000	52,000,000 (65)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Raregold Ltd. CEO John Nicolis	PO Box 393, 7 - 11 Britannia Place, Bath Street, St Helier, Jersey JE48, U.S.A.	投資業	385,000	25,025,000 (65)	-
住商ファーマインターナショナル株式会社 代表取締役社長 佐々木 雅啓 資本金 480百万円	東京都中央区晴海 1丁目8-12	医薬品研究 開発関連商 社	150,000	9,750,000 (65)	当社取引先

### 株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
イン・ルオ	Shanghai, P.R.China	会社役員	4,312,600	150,941,000 (35)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (子会社の役員)
ジュン・ウー	Shanghai, P.R.China	会社役員	4,312,600	150,941,000 (35)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (子会社の役員)

## 株式(3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
DKR Soundshore Oasis Holding Fund Ltd. Director Bradford Caswell	18 Church Street Skandia House Hamilton HM11, Bermuda	投資業	1,665,000	183,150,000 (110)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Healthcare Partners II LP Director Richard J. Parkinson	c/o FCS Suite 109 Dominion Center 43159 Queen's Road, East HongKong, P.R.China	投資業	1,000,000	110,000,000 (110)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
アイピーアールV-2号投資事業組合 業務執行組合員 アイピーアールベンチャー キャピタル株式会社 代表取締役社長 園 吉輔	東京都中央区日本橋 室町3丁目2-9	投資事業 組合	473,000	52,030,000 (110)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
九州ベンチャー投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 九州ベンチャーパート ナーズ株式会社 代表取締役社長 水口 敬司	福岡県福岡市中央区 天神4丁目3-3	投資事業 組合	455,000	50,050,000 (110)	-
しずおかエヌ・エフ投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 静岡キャピタル株式会社 代表取締役社長 鈴木 庸夫	静岡県静岡市清水区 草薙北1-10	投資事業 組合	280,000	30,800,000 (110)	-
CEDER DKR Holding Fund Ltd. Director Bradford Caswell	c/o Walkers SPV Limited Walker House PO Box 265GT, Mary Street George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	投資業	185,000	20,350,000 (110)	-

## 株式(4)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Healthcare Partners II LP Director Richard J. Parkinson	c/o FCS Suite 109 Dominion Center 43159 Queen's Road East Hong Kong,, P.R.China	投資業	2,830,000	311,300,000 (110)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ラルクCCP5投資事業組合 業務執行組合員 株式会社ラルク 代表取締役 鈴木 博司	東京都中央区日本橋 兜町1番10号	投資事業 組合	1,100,000	121,000,000 (110)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ユーテック一号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 株式会社東京大学エッジ キャピタル 代表取締役 山本 悟	東京都文京区本郷 7丁目3-1	投資事業 組合	1,000,000	110,000,000 (110)	-
Raregold Ltd. CEO John Nicolis	PO Box 393, 7 - 11 Britannia Place, Bath Street, St Helier, Jersey JE48, U.S.A.	投資業	642,000	70,620,000 (110)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ニッセイ・キャピタル3 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル 株式会社 代表取締役社長 佐々木 裕介	東京都千代田区有楽町 1丁目10-1	投資事業 組合	450,000	49,500,000 (110)	-

## 株式(5)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Yantze Investment Holdings LTD Corporate Director Bukit Merah Limited 資本金 2 USドル	c/o Huangpu Enterprise Development Corp Huamin Empire Plaza Suite 10D #726 Yanan West Rd. Shanghai, P.R.China	投資業	227,300	25,003,000 (110)	-
Investment Portrait LTD Managing Director 資本金 1 USドル	c/o Huangpu Enterprise Development Corp Huamin Empire Plaza Suite 10D #726 Yanan West Rd. Shanghai, P.R.China	投資業	90,900	9,999,000 (110)	-

## 株式(6)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ラルクCCP7投資事業組合 業務執行組合員 株式会社ラルク 代表取締役 鈴木 博司	東京都中央区日本橋兜 町1番10号	投資事業 組合	2,150,000	301,000,000 (140)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Raregold Ltd. CEO John Nicolis	P0 Box 393, 7 - 11 Britannia Place, Bath Street, St Helier, Jersey JE48, U.S.A.	投資業	500,000	70,000,000 (140)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

## 株式(7)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
九州ベンチャー投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 九州ベンチャーパート ナース株式会社 代表取締役社長 水口 敬司	福岡県福岡市中央区 天神4丁目3-3	投資事業 組合	715,000	100,100,000 (140)	-

## 株式(8)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
UOB JAIC Venture Bio Investment Ltd. Director Ichiro Kawada	80 Raffles Place, #30-20, UOB Plaza 2, Singapore	投資業	715,000	100,100,000 (140)	-
早稲田1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ウエルインベストメント 株式会社 代表取締役社長 瀧口 匡	東京都新宿区喜久井町 65番地 糟屋ビル3階 ウエルインベストメント 株式会社社内	投資事業 組合	600,000	84,000,000 (140)	-
ウエルインベストメント 株式会社 代表取締役社長 瀧口 匡 資本金461百万円	東京都新宿区喜久井町 65番地 糟屋ビル3階	ベンチャー キャピタル	108,000	15,120,000 (140)	-
学校法人早稲田大学 理事長 白井克彦 基本金309,463百万円	東京都新宿区戸塚町1 - 104	学校法人	7,000	980,000 (140)	社外の協力先

## 株式(9)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Goldman Sachs International Co-CEO Michael Sherwood 資本金181百万USドル	133 Fleet Street London EC4A2BB, U.K.	投資業	2,150,000	301,000,000 (140)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

## 株式(10)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Evolution Master Fund Ltd. SPC, Segregated Portfolio M Director Adrian Brindle	1132 Bishop Street, Suite 1880 Honolulu, Hawaii, U.S.A.	投資業	6,000,000	1,320,000,000 (220)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	投資事業組合	875,000	192,500,000 (220)	-
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	投資事業組合	87,500	19,250,000 (220)	-
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	投資事業組合	37,500	8,250,000 (220)	-

(1)平成16年6月29日開催の株主総会決議及び平成17年4月15日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第5回新株予約権プランE）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
荒木 啓充	福岡県北九州市戸畑区	会社員	15,000	975,000 (65)	当社従業員

(2)平成16年6月29日開催の株主総会決議及び平成17年6月13日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第5回新株予約権プランF）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Xiaoqing Sun	Shanghai, P.R.China	会社員	100,000	11,000,000 (110)	子会社の従業員
Huisheng Wang	Shanghai, P.R.China	会社員	66,000	7,260,000 (110)	子会社の従業員
Min Zhang	Shanghai, P.R.China	会社員	30,000	3,300,000 (110)	子会社の従業員
Zhenzi Cai	Shanghai, P.R.China	会社員	30,000	3,300,000 (110)	社外の協力先
Xianghui Yi	Zhejiang Province, P.R.China	会社員	30,000	3,300,000 (110)	社外の協力先
Xinfan Huang	Menlo Park, CA, U.S.A	研究者	28,000	3,080,000 (110)	社外の協力先
Wen-bin Ho	Los Altos, CA, U.S.A.	コンサルタント	28,000	3,080,000 (110)	社外の協力先
Yue Xiong	Chapel Hill, CA, U.S.A.	研究者	20,000	2,200,000 (110)	社外の協力先
Yuwen Wu	Shanghai, P.R.China	会社員	12,000	1,320,000 (110)	子会社の従業員
Fang Shu	Shanghai, P.R.China	会社員	10,000	1,100,000 (110)	子会社の従業員
Tieling Zhou	Shanghai, P.R.China	会社員	10,000	1,100,000 (110)	子会社の従業員
Qin Li	Shanghai, P.R.China	会社員	9,000	990,000 (110)	社外の協力先

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Yun Zhang	Shanghai, P.R.China	研究者	8,000	880,000 (110)	社外の協力先
Jianmin Xu	Shanghai, P.R.China	研究者	8,000	880,000 (110)	社外の協力先
Kenneth Epstein	Belmont, CA, U.S.A.	会社役員	8,000	880,000 (110)	社外の協力先
Hongyan Wang	Shanghai, P.R.China	会社員	6,000	660,000 (110)	子会社の従業員
Yan Qin	Shanghai, P.R.China	会社員	6,000	660,000 (110)	子会社の従業員
Jiongchao Ye	Shanghai, P.R.China	研究者	6,000	660,000 (110)	社外の協力先
Rong Zou	Shanghai, P.R.China	会社員	4,000	440,000 (110)	子会社の従業員
Yingli Guo	Shanghai, P.R.China	会社員	4,000	440,000 (110)	子会社の従業員
Yongjun Liu	Pearland, TX, U.S.A.	研究者	4,000	440,000 (110)	社外の協力先
Yi Lu	Shanghai, P.R.China	研究者	4,000	440,000 (110)	社外の協力先
Jian Kang	Shanghai, P.R.China	研究者	4,000	440,000 (110)	社外の協力先
Arthur Weiss	Mill Valley, CA, U.S.A.	研究者	4,000	440,000 (110)	社外の協力先
Lewis L. Lanier	San Francisco, CA, U.S.A.	研究者	4,000	440,000 (110)	社外の協力先
新井 賢一	東京都目黒区	研究者	4,000	440,000 (110)	社外の協力先
Yanjuan Xu	Shanghai, P.R.China	会社員	3,000	330,000 (110)	子会社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Zhen Yu	Shanghai, P.R.China	会社員	3,000	330,000 (110)	子会社の従業員
Kunbin Qu	Foster City, CA, U.S.A.	研究者	3,000	330,000 (110)	社外の協力先
Ying Huang	San Jose, CA, U.S.A.	研究者	3,000	330,000 (110)	社外の協力先
Shijian Gao	Shanghai, P.R.China	会社員	2,000	220,000 (110)	子会社の従業員
Yongping Shi	Shanghai, P.R.China	会社員	2,000	220,000 (110)	子会社の従業員
Qinyan Huang	Shanghai, P.R.China	会社員	2,000	220,000 (110)	子会社の従業員
Feng Qian	Shanghai, P.R.China	会社員	2,000	220,000 (110)	子会社の従業員
Ling Zong	Shanghai, P.R.China	会社員	2,000	220,000 (110)	子会社の従業員
Yaping Zhuang	Shanghai, P.R.China	会社員	2,000	220,000 (110)	子会社の従業員
Yuqian Qin	Shanghai, P.R.China	会社員	2,000	220,000 (110)	子会社の従業員
Jianmin Shen	Shanghai, P.R.China	会社員	2,000	220,000 (110)	社外の協力先
Binggen Ru	Beijing, P.R.China	研究者	2,000	220,000 (110)	社外の協力先
Xinyu Qin	Shanghai, P.R.China	研究者	2,000	220,000 (110)	社外の協力先
Jian Sun	Shanghai, P.R.China	研究者	2,000	220,000 (110)	社外の協力先
Yongyue Ding	Shanghai, P.R.China	研究者	2,000	220,000 (110)	社外の協力先
Min Xu	Shanghai, P.R.China	会社員	1,000	110,000 (110)	子会社の従業員



取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Bing Xia	Shanghai, P.R.China	会社員	1,000	110,000 (110)	子会社の従業員
Zhenyi Xu	Shanghai, P.R.China	会社員	1,000	110,000 (110)	子会社の従業員
Lingling Huang	Shanghai, P.R.China	会社員	1,000	110,000 (110)	子会社の従業員
Zhixiang Zhao	Shanghai, P.R.China	会社員	1,000	110,000 (110)	子会社の従業員
Lei Gao	Shanghai, P.R.China	会社員	1,000	110,000 (110)	子会社の従業員
Fen Tian	Shanghai, P.R.China	会社員	1,000	110,000 (110)	子会社の従業員
Qianwei Huang	Shanghai, P.R.China	会社員	1,000	110,000 (110)	子会社の従業員
Xiulan Xu	Shanghai, P.R.China	会社員	1,000	110,000 (110)	子会社の従業員
Yalan Zhu	Shanghai, P.R.China	会社員	1,000	110,000 (110)	社外の協力先

(3) 平成17年6月30日開催の株主総会決議及び平成17年7月28日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行(第6回新株予約権プランA)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
鈴木 勘一郎	神奈川県横浜市港北区	会社役員	2,000,000	220,000,000 (110)	特別利害関係者等 (当社代表取締役専務)(子会社の役員)

(4) 平成17年6月30日開催の株主総会決議及び平成17年10月20日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行(第6回新株予約権プランB)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Gavin Anderson & Company Japan Inc. President and CEO James R. Weeks 資本金5万米ドル	東京都港区芝公園 1丁目8-21	コンサル ティング 会社	50,000	5,500,000 (110)	社外の協力先

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Jun Yu	Alameda, CA, U.S.A.	会社員	50,000	5,500,000 (110)	子会社の従業員
Yi Wang	Shanghai, P.R.China	会社員	20,000	2,200,000 (110)	子会社の従業員

(5)平成17年6月30日開催の株主総会決議及び平成17年11月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行(第6回新株予約権プランC)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
小野 祥正	東京都江東区	会社員	80,000	8,800,000 (110)	当社従業員
片岡 隆志	東京都練馬区	会社役員	20,000	2,200,000 (110)	当社従業員(注)
深沢 雄高	東京都葛飾区	会社員	8,000	880,000 (110)	当社従業員

(注)現在は特別利害関係者等(当社常勤監査役)であります。

(6)平成17年6月30日開催の株主総会決議及び平成18年1月20日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行(第6回新株予約権プランD)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社ラルク 代表取締役 鈴木 博司 資本金10百万円	東京都中央区 日本橋兜町1-10	コンサル ティング会 社	500,000	70,000,000 (140)	社外の協力先
Xiaoqing Sun	Shanghai, P.R.China	会社員	50,000	7,000,000 (140)	子会社の従業員
Bing-e Xu	Shanghai, P.R.China	会社員	50,000	7,000,000 (140)	子会社の従業員
Yue Xiong	Shanghai, P.R.China	コンサル タント	30,000	4,200,000 (140)	社外の協力先
Guohong Xia	Shanghai, P.R.China	会社員	20,000	2,800,000 (140)	子会社の従業員
Yuwen Wu	Shanghai, P.R.China	会社員	8,000	1,120,000 (140)	子会社の従業員
Zeng Zhang	Shanghai, P.R.China	会社員	6,000	840,000 (140)	子会社の従業員

(7)平成17年6月30日開催の株主総会決議及び平成18年4月19日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第6回新株予約権プランE）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
江口 至洋	東京都練馬区	会社員	120,000	16,800,000 (140)	当社従業員
山本 貴士	東京都品川区	会社員	100,000	14,000,000 (140)	当社従業員
Xinfan Huang	Menlo Park, CA, U.S.A.	コンサルタント	15,000	2,100,000 (140)	社外の協力先
Wen-bin Ho	Los Altos, CA, U.S.A.	コンサルタント	15,000	2,100,000 (140)	社外の協力先
Dequan Ren	Shanghai, P.R.China	コンサルタント	10,000	1,400,000 (140)	社外の協力先
Lin Gao	Beijing, P.R.China	コンサルタント	5,000	700,000 (140)	社外の協力先
Lina Zhang	Shanghai, P.R.China	会社員	5,000	700,000 (140)	子会社の従業員
Chi Ma	Shanghai, P.R.China	会社員	5,000	700,000 (140)	子会社の従業員
東 郁子	埼玉県川口市	会社員	5,000	700,000 (140)	当社従業員
Lifang Lu	Shanghai, P.R.China	会社員	4,000	560,000 (140)	子会社の従業員
Yixue Li	Shanghai, P.R.China	コンサルタント	2,000	280,000 (140)	社外の協力先

(8)平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成18年6月20日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第7回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Francois Genin	Berkeley, CA, U.S.A.	会社役員	20,000	2,800,000 (140)	社外の協力先

(9) 平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第8回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Zhongyuan Zhu	Shanghai, P.R.China	会社員	36,000	5,040,000 (140)	子会社の従業員
玉田 嘉紀	東京都江東区	会社員	15,000	2,100,000 (140)	当社従業員
Zhenting Yan	Shanghai, P.R.China	会社員	4,000	560,000 (140)	子会社の従業員

(10) 平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第9回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
吉川 哲也	福岡県福岡市中央区	会社員	35,000	4,900,000 (140)	当社従業員

(11) 平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第10回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
橋本 誠志	東京都新宿区	会社員	8,000	1,120,000 (140)	当社従業員

(12) 平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第11回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
杉山 廣美	東京都世田谷区	会社員	35,000	4,900,000 (140)	当社従業員

(13) 平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第12回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Ling Zhang	Shanghai, P.R.China	会社員	5,000	700,000 (140)	子会社の従業員

(14) 平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第14回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Fengzhong Zhang	Shanghai, P.R.China	会社員	5,000	700,000 (140)	子会社の従業員

(15) 平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第15回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Jian Yang	Shanghai, P.R.China	会社員	4,000	560,000 (140)	子会社の従業員

(16) 平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第16回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Wenjun Chen	Jinhua Zhejiang, P.R.China	会社員	5,000	700,000 (140)	子会社の従業員

(17) 平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成18年8月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第17回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Shudong Wang	Nottingham, U.K.	研究者	10,000	1,400,000 (140)	社外の協力先

(18) 平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成18年9月19日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第18回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
近藤 博美	東京都大田区	会社員	5,000	700,000 (140)	当社従業員

(19) 平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成18年11月16日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第19回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
佐々木・ジョン・洋介	東京都港区	会社員	50,000	7,000,000 (140)	当社従業員

(20) 平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成19年3月13日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第20回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ウィリアム・コノリー・ワット	福岡県福岡市早良区	会社員	15,000	3,300,000 (220)	当社従業員
Wei Qi	Shanghai, P.R.China	会社員	10,000	2,200,000 (220)	子会社の従業員
Yi Wang	Shanghai, P.R.China	会社員	10,000	2,200,000 (220)	子会社の従業員
Tieling Zhou	Shanghai, P.R.China	会社員	5,000	1,100,000 (220)	子会社の従業員
Hong Zhang	Shanghai, P.R.China	会社員	2,000	440,000 (220)	子会社の従業員
Xiaojing Gu	Shanghai, P.R.China	会社員	2,000	440,000 (220)	子会社の従業員

(21)平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成19年4月13日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第21回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
土井 淳	佐賀県杵島郡白石町	会社員	15,000	3,300,000 (220)	当社従業員
中西 由紀子	福岡県福岡市西区	会社員	8,000	1,760,000 (220)	当社従業員
Yuwen Wu	Shanghai, P.R.China	会社員	8,000	1,760,000 (220)	子会社の従業員
杉山 廣美	東京都世田谷区	会社員	5,000	1,100,000 (220)	当社従業員
吉川 哲也	福岡県福岡市中央区	会社員	5,000	1,100,000 (220)	当社従業員
Min Zhang	Shanghai, P.R.China	会社員	5,000	1,100,000 (220)	子会社の従業員
Cuiping Gu	Shanghai, P.R.China	会社員	4,000	880,000 (220)	子会社の従業員
Yi Liu	Shanghai, P.R.China	会社員	4,000	880,000 (220)	子会社の従業員
深沢 雄高	東京都葛飾区	会社員	2,000	440,000 (220)	当社従業員
Yaping Zhuang	Shanghai, P.R.China	会社員	2,000	440,000 (220)	子会社の従業員

(22)平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成19年5月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第22回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
齋藤 亜弓	神奈川県川崎市多摩区	会社員	10,000	2,200,000 (220)	当社従業員
深澤 拓	福岡県福岡市早良区	会社員	8,000	1,760,000 (220)	当社従業員

(23)平成18年6月20日開催の株主総会決議及び平成19年5月14日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行（第23回新株予約権）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Yun Zhang	Shanghai, P.R.China	コンサルタント	12,000	2,640,000 (220)	社外の協力先
長崎 正朗	東京都港区	研究者	10,000	2,200,000 (220)	社外の協力先
高倉 弘	神奈川県横浜市港南区	会社員	5,000	1,100,000 (220)	社外の協力先



3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
Evolution Master Fund Ltd. SPC, Segregated Portfolio M (注) 4	1132 Bishop Street, Suite 1880 Honolulu, Hawaii, U.S.A.	6,000,000	9.00
佐保井 久理須 (注) 3, 4	福岡県福岡市早良区	4,812,600 (500,000)	7.22 (0.75)
イン・ルオ (注) 3, 4	Shanghai, P.R.China	4,312,600	6.47
ジュン・ウー (注) 4, 5	Shanghai, P.R.China	4,312,600	6.47
クリティカルテクノロジー号投資 事業有限責任組合 (注) 4	東京都港区芝浦3丁目11-13	3,991,031	5.99
Healthcare Partners LP (注) 4	c/o FCS Suite 109 Dominion Center 43159 Queen's Road East Hong Kong, P.R.China	3,830,000	5.75
鈴木 勘一郎 (注) 3	神奈川県横浜市港北区	2,554,600 (2,500,000)	3.83 (3.75)
ラルクCCP7投資事業組合 (注) 4	東京都中央区日本橋兜町1-10	2,150,000	3.23
Goldman Sachs International(注) 4	133 Fleet Street London EC4A2BB, U.K.	2,150,000	3.23
バイオテックヘルスケア号投資事 業有限責任組合 (注) 4	東京都港区虎ノ門4丁目1-1	2,020,000	3.03
DKR Soundshore Oasis Holding Fund Ltd. (注) 4	18 Church Street Skandia House Hamilton HM11, Bermuda	1,665,000	2.50
Raregold Ltd.	PO Box 393, 7 - 11 Britannia Place, Bath Street, St Helier, Jersey JE48, U.S.A.	1,527,000	2.29
アイピーアールV-2号投資事業組合	東京都中央区日本橋室町3丁目2 - 9	1,273,000	1.91
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区京橋2丁目14-1	1,250,000	1.88
九州ベンチャー投資事業有限責任組 合	福岡県福岡市中央区天神4丁目3 - 30	1,170,000	1.76

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
野村アール・アンド・エー 第二号 投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町2丁目2-2	1,150,000	1.73
ラルクCCP5投資事業組合	東京都中央区日本橋兜町1-10	1,100,000	1.65
トランスサイエンス番号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区内幸町1丁目1-1	1,000,000	1.50
ユーテック一号投資事業有限責任組 合	東京都文京区本郷7丁目3-1	1,000,000	1.50
ジャフコV2共有投資事業有限責任 組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2 号(株式会社ジャフコ内)	875,000	1.31
ウエル技術ベンチャー投資事業有限 責任組合	東京都新宿区喜久井町65番地 糟 屋ビル3階 ウエルインベストメ ント(株)内	770,000	1.16
あおぞらインベストメント一号投資 事業有限責任組合	東京都千代田区九段南1丁目3-1	750,000	1.12
久原 哲	福岡県福岡市南区	743,400	1.12
宮野 悟	東京都杉並区	743,400	1.12
UOB JAIC Venture Bio Investment Ltd.	80 Raffles Place, #30-20, UOB Plaza 2, Singapore	715,000	1.07
田代 康介	福岡県福岡市東区	707,000	1.06
スティーブン・スミス (注)5	Cambridge, U.K.	707,000	1.06
Stephen Charnock-Jones	Cambridge, U.K.	707,000	1.06
Cristin Print	Auckland, New Zealand	707,000	1.06
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1丁目2-1	625,000	0.94
三井情報開発株式会社	東京都中野区東中野2丁目7-1 4	625,000	0.94

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
早稲田1号投資事業有限責任組合	東京都新宿区喜久井町65番地 糟屋ビル3階 ウエルインベストメント(株)内	600,000	0.90
社内発・産学連携ベンチャー支援投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋1丁目3-1	600,000	0.90
ジャイク・バイオ番号投資事業有限責任組合	東京都千代田区麹町2丁目4	580,000	0.87
テラメックス株式会社	京都府京都市伏見区竹田東小屋ノ内町97	558,000	0.84
トミーデジタルバイオロジー株式会社	東京都練馬区田柄3丁目14-17	546,000	0.82
安田企業投資1号投資事業有限責任組合	東京都新宿区新宿2丁目19-1	500,000	0.75
株式会社ラルク	東京都中央区日本橋兜町1-10	500,000 (500,000)	0.75 (0.75)
ニッセイ・キャピタル3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区有楽町1丁目10-1	450,000	0.67
DSC-3号投資事業組合	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	400,000	0.60
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4	330,000	0.49
プロフェッショナルプラットフォーム一号投資事業有限責任組合	東京都千代田区三番町14	330,000	0.49
Anthony Kaufmann	Manila, Philippines	319,000	0.48
Carol Cherkis Epstein (注)6	Belmont, CA, U.S.A.	300,000 (300,000)	0.45 (0.45)
しずおかエヌ・エフ投資事業有限責任組合	静岡県静岡市清水区草薙北1-10	280,000	0.42
株式会社富士通九州システムエンジニアリング	福岡県福岡市早良区百道浜2丁目2-1	250,000	0.37

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
Yantze Investment Holdings LTD	c/o Huangpu Enterprise Development Corp Huamin Empire Plaza Suite 10D #726 Yanan West Rd. Shanghai, P.R.China	227,300	0.34
和田 稔	長野県諏訪市	200,000	0.30
西武しんきんキャピタルTAMAファンド1号地域産業育成投資事業有限責任組合	東京都中野区中野2丁目29-10	200,000	0.30
CEDER DKR Holding Fund Ltd.	c/o Walkers SPV Limited Walker House PO Box 265GT, Mary Street George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	185,000	0.28
WIC4号投資事業有限責任組合	東京都新宿区喜久井町65番地 糟屋ビル3階 ウエルインベストメント(株)内	182,000	0.27
住商ファーマインターナショナル株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12	150,000	0.23
Xiaoqing Sun	Shanghai, P.R.China	150,000 (150,000)	0.23 (0.23)
Elliott Schwartz	Oklahoma City, OK, U.S.A.	125,000	0.19
WS Investment, LLC	650 Page Mill Road, Palo Alto, CA, U.S.A.	125,000	0.19
江口 至洋 (注)7	東京都練馬区	120,000 (120,000)	0.18 (0.18)
ウエルインベストメント株式会社	東京都新宿区喜久井町65番地 糟屋ビル3階	108,000	0.16
Peter Carre	Cremorne Point, Australia	100,000	0.15
和田 親	長野県諏訪市	100,000	0.15
井元 清哉	東京都北区	100,000 (100,000)	0.15 (0.15)
株式会社インテリクチャル・プロパティ・コンサルティング	東京都千代田区内幸町1丁目1-1	100,000 (100,000)	0.15 (0.15)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
山本 貴士 (注)7	東京都品川区	100,000 (100,000)	0.15 (0.15)
その他125名		1,879,300 (1,386,000)	2.82 (2.08)
計	-	66,637,831 (5,756,000)	100.00 (8.64)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. ( )内は、潜在株式数及びその割合で、内数であります。

3. 特別利害関係者等(当社代表取締役)

4. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

5. 特別利害関係者等(当社取締役)

6. 特別利害関係者等(子会社の役員)

7. 当社従業員

## 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 7 月 31 日

株式会社ジーエヌアイ  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 市 川 一 郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金 子 寛 人 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成 18 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、(1) 新株の払込みの完了、(2) 持分の取得による会社への投資契約の締結及び(3) 新株予約権の発行に関する決議が行なわれている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券届出書提出会社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 7 月 31 日

株式会社ジーエヌアイ  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 市 川 一 郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金 子 寛 人 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成 19 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、(1)会社は平成 19 年 4 月 13 日及び平成 19 年 5 月 14 日開催の取締役会において新株予約権の発行を決議した。(2)会社は連結子会社である Shanghai Genomics, Inc. の持分の追加取得につき、平成 19 年 6 月 18 日に上海財産権取引所より財産権取引証明書が発行されたことで、持分取得に関する契約が確定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券届出書提出会社が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 7 月 31 日

株式会社ジーエヌアイ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市 川 一 郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金 子 寛 人 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び損失処理計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成 18 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、(1) 新株の払込みの完了、(2) 持分の取得による会社への投資契約の締結及び(3) 新株予約権の発行に関する決議が行なわれている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券届出書提出会社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 7 月 31 日

株式会社ジーエヌアイ  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 市 川 一 郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金 子 寛 人 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成 19 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、(1)会社は平成 19 年 4 月 13 日及び平成 19 年 5 月 14 日開催の取締役会において新株予約権の発行を決議した。(2)会社は連結子会社である Shanghai Genomics, Inc. の持分の追加取得につき、平成 19 年 6 月 18 日に上海財産権取引所より財産権取引証明書が発行されたことで、持分取得に関する契約が確定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券届出書提出会社が別途保管しております。

